

参議院審議概要



第170回国会（臨時会）
平成20年（2008年）9月24日～12月25日

参議院事務局

参議院審議概要

第170回国会【臨時会】

〔会期 平成20.9.24 ～ 20.12.25 計93日間〕

目 次

I 国会概観

1 第170回国会概観	1
2 参議院役員等一覧	8
3 会派別所属議員数一覧	9
4 会派別所属議員一覧	10
5 議員の異動	13

II 議案の審議経過

1 議案審議概況	15
2 議案件数表	16
3 議案件名一覧	17
4 議案の要旨・附帯決議	22
5 議案審議表	58

III 本会議の審議概要

1 本会議審議経過	77
2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧	84
3 本会議決議	85

IV 両院協議会の協議概要

内閣総理大臣の指名両院協議会	87
----------------------	----

V 委員会及び調査会等の審議概要

1 委員会審議経過	
内閣委員会	89
総務委員会	91
法務委員会	94
外交防衛委員会	96
財政金融委員会	100
文教科学委員会	104
厚生労働委員会	105
農林水産委員会	111
経済産業委員会	114
国土交通委員会	117

環境委員会	119
国家基本政策委員会	121
予算委員会	122
決算委員会	125
行政監視委員会	127
議院運営委員会	128
懲罰委員会	132
災害対策特別委員会	133
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	135
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	136
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	137
政府開発援助等に関する特別委員会	138
2 調査会審議経過	
国際・地球温暖化問題に関する調査会	139
国民生活・経済に関する調査会	140
少子高齢化・共生社会に関する調査会	141
3 憲法審査会	142
4 政治倫理審査会	142
VI 請願の審議経過	
1 請願審議概況	143
2 請願件数表	144
3 本会議において採択された請願件名一覧	145
VII 質問主意書	
質問主意書一覧	147
VIII 協議会等の動き	
参議院改革協議会	159
IX 参考資料	
1 国会会期一覧	161
2 参議院議員通常選挙関係一覧	162
3 国務大臣等名簿	163
4 本会議・委員会等傍聴者数	167
5 参議院参観者数	168
6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数	169
7 参議院議員海外派遣一覧	170
8 国会に対する報告等	174

9 国会関係日誌	176
X 参議院アクセスガイド	
1 参議院ホームページ	179
2 インターネット審議中継	180
3 本会議・委員会等の傍聴	181
4 参議院の見学	182
5 参議院特別体験プログラム	183
6 参議院サービスロビー	184
7 議会史料室	184
8 会議録の閲覧と購入	185
9 請願の提出	187
10 議員の資産等報告書等の閲覧	189
11 電話によるお問い合わせ	190

- ・この「参議院審議概要」は、第169回国会(常会)閉会後及び第170回国会(臨時会)の参議院における審議の概要等について、速報として取りまとめたものである。
- ・詳細については官報、衆参本会議・委員会会議録等を参照されたい。

○参考

- 閣法第○号 「内閣提出法律案」の提出番号
- 参第○号 「参議院議員提出法律案」の提出番号
- 衆第○号 「衆議院議員提出法律案」の提出番号
- 閣条第○号 条約の締結について国会の承認を得るために内閣が提出した案件の提出番号
- 閣承認第○号 法律の規定に基づき国会の承認を得るために内閣が提出した案件の提出番号
- 平成十九年度決算外2件 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書
- 平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

○会派略称

民主	民主党・新緑風会・国民新・日本
自民	自由民主党
公明	公明党
共産	日本共産党

社民	社会民主党・護憲連合
改ク	改革クラブ
無	各派に属しない議員

○委員会等名の略称

参議院

内閣	内閣委員会
総務	総務委員会
法務	法務委員会
外交防衛	外交防衛委員会
財政金融	財政金融委員会
文教科学	文教科学委員会
厚生労働	厚生労働委員会
農林水産	農林水産委員会
経済産業	経済産業委員会
国土交通	国土交通委員会
環境	環境委員会
基本政策	国家基本政策委員会
予算	予算委員会
決算	決算委員会
行政監視	行政監視委員会
議院運営	議院運営委員会
懲罰	懲罰委員会
災害対策	災害対策特別委員会
沖縄・北方	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
倫理選挙	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
拉致問題	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
ODA	政府開発援助等に関する特別委員会
国際・温暖化	国際・地球温暖化問題に関する調査会
国民生活	国民生活・経済に関する調査会
少子共生	少子高齢化・共生社会に関する調査会
憲法	憲法審査会
政倫審	政治倫理審査会

衆議院

内閣	内閣委員会
総務	総務委員会
法務	法務委員会
外務	外務委員会
財務金融	財務金融委員会
文部科学	文部科学委員会
厚生労働	厚生労働委員会
農林水産	農林水産委員会
経済産業	経済産業委員会
国土交通	国土交通委員会
環境	環境委員会
安全保障	安全保障委員会
基本政策	国家基本政策委員会
予算	予算委員会
決算行政監視	決算行政監視委員会
議院運営	議院運営委員会
懲罰	懲罰委員会
災害対策	災害対策特別委員会
倫理選挙	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
沖縄北方	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
青少年	青少年問題に関する特別委員会
テロ・イラク	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
拉致問題	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
憲法	憲法審査会
政倫審	政治倫理審査会

I 国会概観



〔平成20年9月29日 第170回国会開会式〕

1 第170回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第170回国会(臨時会)は、福田内閣が退陣することを受けて、平成20年(2008年)9月24日に召集された。国会の会期は、当初11月30日までの68日間であったが、11月28日に12月25日まで25日間延長され、最終的な会期は計93日間となった。

開会式は、9月29日午後1時から参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、9月24日(召集日)の本会議で、議席の指定、常任委員長の選挙(法務)、特別委員会の設置(災害対策)を行った。また、9月29日の本会議で、内閣、文教科学、国土交通、環境、行政監視の各常任委員長の辞任を許可した後、辞任を許可された各常任委員長並びに欠員中の予算及び懲罰の各常任委員長の選挙を行った。また、特別委員会の設置(沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA)を行った。

衆議院では、災害対策等の6特別委員会が設置された。

(福田内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名)

9月24日、福田内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われた。衆議院では、記名投票の結果、衆議院議員麻生太郎君(自民)が内閣総理大臣に指名された。次いで、参議院では、最初の記名投票で投票の過半数を得た者がなかったため、決選投票を行った結果、衆議院議員小沢一郎君(民主)が内閣総理大臣に指名された。内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったた

め、参議院からの請求により内閣総理大臣の指名両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかった。そのため、憲法第67条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、麻生太郎君が第92代(歴代59人目)の内閣総理大臣に指名された。これを受けて新内閣の組閣が行われ、同日夜、麻生内閣が発足した。

(所信表明演説・財政演説及び代表質問)

9月29日、衆参両院の本会議で所信表明演説(麻生内閣総理大臣)及び財政演説(中川財務大臣)が行われた。麻生内閣総理大臣は、国会運営、3段階での日本経済の立て直し、暮らしの安全、簡素にして国民に温かい政府、地域の活力、地球温暖化問題の解決、外交の原則等について所信を述べた。

両演説に対する代表質問は、衆議院で10月1日及び2日、参議院で2日及び3日に行われた。

参議院では、安心実現のための緊急総合対策、補正予算、補給支援特措法の延長、外交の基本方針、基礎的財政収支、基礎年金国庫負担割合の引上げ、道路特定財源の一般財源化、事故米、消された年金、いわゆる宙に浮いた年金、後期高齢者医療制度の見直し、金融不安についての対応等について質疑が行われた。

(党首討論)

今国会における国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は、11月28日に開会され、小沢一郎民主党代表と麻生内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(参議院審議権尊重決議案、衆議院解散要求決議案)

12月24日、衆議院では、民主から「衆議院解散要求に関する決議案」が提出され、同日の本会議で賛成少数により否決された。

また、同日、参議院では、民主から「参議院の審議権尊重に関する決議案」が提出さ

れ、同日の本会議で全会一致(自民、公明、共産、改クが退席又は投票せず)をもって可決された。

2 予算・決算

(1) 平成二十年度補正予算

平成二十年度補正予算3案は、8月29日に政府・与党が決定した安心実現のための緊急総合対策を実施するために高齢者医療円滑運営対策費2,528億円、災害対策費4,408億円、経営安定関連金融対策費4,140億円、地方税等減収補てん臨時交付金656億円等を計上するほか、国債整理基金特別会計へ繰入3,160億円を計上する一方、既定経費の9,599億円節減及び予備費の1,000億円減額を行うこととし、他方、歳入面において、前年度剰余金受入6,319億円を計上するとともに、その他収入372億円の増収を見込むほか、3,950億円の公債の追加発行等を行うことを内容とするものであった。補正後予算の総額は、当初予算に対して1兆641億円増加し、84兆1,255億円となった。

9月29日、平成二十年度補正予算3案が提出され、衆参両院の本会議で財政演説が行われた。

衆議院では、予算委員会で、10月2日に趣旨説明を聴取し、6日、7日、8日に質疑を行った後、同日に3案を可決した。同日の本会議で3案は可決、参議院に送付され

た。

参議院では、予算委員会で、10月9日に趣旨説明を聴取し、14日、15日、16日に質疑(いずれも麻生内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った後、同日に3案を可決した。平成二十年度補正予算3案は、同日の本会議に緊急上程され賛成多数をもって可決、成立した。

(2) 平成十九年度決算外2件

11月21日、平成十九年度決算及び国有財産関係2件が国会に提出された。

11月26日、参議院本会議で、平成十九年度決算の概要について中川財務大臣から報告があった後、麻生内閣総理大臣等に対し質疑を行った。同日、決算委員会において平成十九年度決算外2件の概要説明を聴取した。

12月15日、決算委員会に麻生内閣総理大臣以下全大臣が出席し、平成十九年度決算外2件について全般質疑を行った。

3 法律案

(審議の概況)

内閣提出法律案 は、今国会提出15件、継続19件のうち今国会提出10件、継続4件が成立した。今国会提出分の成立率は約66.7%であった。このうち、補給支援特措法改正案(閣法第4号)は、本院において否決されたが、衆議院において再議決の結果成立した。また、金融機能強化法等改正案(閣法第7号)は、本院において修正議決されたが、衆議院において本院回付案に同意せず、再議決の結果成立した。本院で修正議決された法律案に対する再議決は、第26回国会(昭和32年)以来51年ぶりであった。消費者庁設置関連法案(閣法第1号~第3号)など今国会提出4件及び継続10件は、衆議院において継続審査となった。

参議院議員提出法律案 は、今国会提出13件のうち、緊急雇用対策関連法案(参第7号~第10号)の4件が参議院を通過したが、衆議院で否決された。また、今国会提出8件が参議院において継続審査となった。継続5件のうち、第168回国会に参議院を通過し衆議院で継続審査となっていたテロ根絶法案(第168回参第13号)、日本郵政株式会社等の株式処分停止法案(第168回参第7号)の2件が、今国会において衆議院で否決された。

衆議院議員提出法律案 は、今国会提出3件、継続37件のうち、国民健康保険法改正案(衆第2号)が成立した。

(1) 補給支援特措法改正案及びテロ根絶法案

補給支援特措法改正案(閣法第4号)は、テロリスト等の移動を阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対する

海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等の艦船に対して自衛隊が燃料油の給油又は給水に係る補給支援活動を実施することを内容とする補給支援特措法の期限(21年1月15日まで)を1年延長しようとするものであり、9月29日に内閣から衆議院に提出された。

また、テロの防止・根絶のための国際社会の取組に寄与するためアフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずること等を内容とするテロ根絶法案(第168回国会参第13号)が、第168回国会に参議院を通過し衆議院で継続審査となっていた。

衆議院では、10月10日のテロ防止・イラク支援特別委員会で両案について趣旨説明を聴取し、17日、20日に質疑を行った後、同日、テロ根絶法案を否決、補給支援特措法改正案を可決した。翌21日の本会議で、テロ根絶法案を否決、補給支援特措法改正案を可決し、補給支援特措法改正案は参議院に送付された。

参議院では、10月22日の本会議で補給支援特措法改正案の趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で23日に趣旨説明及び質疑、28日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)、30日に質疑、11月5日に参考人質疑、6日に質疑、11日に質疑(田母神前航空幕僚長を参考人招致し、関係大臣も出席)、13日に質疑(改正案と文民統制の在り方に関する件を一括議題。麻生内閣総理大臣出席)、12月11日に質疑を行った後、改正案を否決した。翌12日の本会議で、改正案は賛成少数により否決され、衆議院に返付された。

衆議院では、同日の本会議で、憲法第59条第2項に基づく補給支援特措法改正案の再議決動議(自民及び公明提出)を可決した後、同改正案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、改正案は衆議院の議決のとおり成立した。

(2) 世界的な金融不安と金融機能強化関連法案

(米国発の金融不安)

平成19年夏以降、米国のサブプライムローン問題を契機として世界的な金融市場の混乱が生じていたところ、20年9月15日に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破たんしたことをきっかけに金融不安が世界的な広がりを見せた。

第169回国会閉会後の9月19日、参議院財政金融委員会が開会され、金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について質疑を行った。

(金融機能強化関連法案の提出)

その後、9月29日の米国連邦議会下院本会議での緊急経済安定化法案否決等に伴う株価の暴落と世界的な金融不安を受け、10月10日にワシントンで開かれた7か国財務大臣・中央銀行総裁会議(G7)で5項目からなる行動計画が採択された。

中川財務・金融担当大臣は10月14日、「G7行動計画を具体化するための措置の一環として、地域金融の円滑化の観点から、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討する。また、保険契約者保護を目的とした生命保険会社のセーフティネットについて、平成21年4月以降も

政府補助を引き続き可能とする措置を検討する。」との談話を発表した。

こうした経緯から、10月24日、金融機能強化関連法案2案が内閣から衆議院に提出された。このうち、金融機能強化法等改正案(閣法第7号)は、国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を平成24年3月31日まで延長すること等を内容とするものであった。保険業法改正案(閣法第8号)は、生命保険会社が平成21年3月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を3年間延長すること(21年4月から24年3月末までの破綻に対応)等を内容とするものであった。

(金融機能強化関連法案の審議)

衆議院では、10月28日の本会議で両案の趣旨説明及び質疑を行い、11月5日に金融機能強化法等改正案を修正議決、保険業法改正案を可決した。翌6日の本会議で、委員長報告のとおり金融機能強化法等改正案を修正議決、保険業法改正案を可決し、両案は参議院に送付された。金融機能強化法等改正案に対する衆議院における修正は、責任ある経営に関する国の資本参加の要件について従前の経営体制の見直しが求められる場合があることの明確化、国が資本参加を行った協同組織金融機関の中央機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称の公表を内容とするものであった。

参議院では、11月7日の本会議で両案の趣旨説明及び質疑を行った後、財政金融委員会で11日に趣旨説明、13日に質疑、19日に参考人質疑、20日に質疑、12月11

日に質疑(麻生内閣総理大臣出席)を行った。同日採決を行った結果、金融機能強化法等改正案について民主提案の修正案を可決(可否同数のため委員長決裁)して修正議決し、保険業法改正案は可決した。翌12日の本会議で金融機能強化法等改正案は賛成多数をもって委員長報告のとおり修正議決され、衆議院に回付された。保険業法改正案は賛成多数をもって可決、成立した。金融機能強化法等改正案に対する参議院の修正は、目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期するものとするとともに、一の地方公共団体が100分の50を超える議決権を保有する銀行を本法の対象から除外することを内容とするものであった。

衆議院では、同日の本会議で、金融機能強化法等改正案の参議院回付案について参議院の修正に同意しないことに決定し、憲法第59条第2項に基づく同改正案の再議決動議(自民及び公明提出)を可決した後、同改正案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決され、改正案は衆議院の議決のとおり成立した。

(3) 国籍法改正案

平成20年6月4日、最高裁判所大法廷は、日本国民から出生後に認知された子が届出により日本の国籍を取得するためには父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得することを要する(準正要件)との国籍法第3条第1項の規定は、遅くとも平成15年当時において憲法14条第1項に違反するとの判決を言い渡した。

国籍法改正案(閣法第9号)は、この最高裁判所判決にかんがみ、父母が婚姻していない子にも届出による日本の国籍の取得を可能とするため準正要件を削除するとともに、虚偽の届出をした者についての罰則の新設、経過措置等について定めるものであり、11月4日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、法務委員会で11月18日に可決、同日の本会議で可決し、改正案は参議院に送付された。

参議院では、法務委員会で11月20日に趣旨説明を聴取、25日に質疑、27日に参考人質疑及び対政府質疑を行い(質疑終局)、12月4日に改正案を可決し、附帯決議を行った。翌5日の本会議で、改正案は賛成多数をもって可決、成立した。

(4) 国民健康保険法改正案(無保険児童の救済)

国民健康保険制度において、親の保険料滞納により資格証明書が交付されている世帯にいる中学生以下の子どもの数が約3万3,000人に達していることが、厚生労働省の調査(9月15日現在)で10月30日に明らかになり、これらのいわゆる無保険状態となっている子どもが、必要かつ適切な医療を受けられないのではないかと懸念が生じた。

このような状況を背景として、衆議院では、11月27日、民主、社民、国民の共同提案により国民健康保険法改正案(衆第1号)が提出された。同改正案は、資格証明書が交付されている世帯に18歳未満の子どもがいる場合には、当該子どもに係る被保険者証を交付することを内容とするものであった。

その後、法案をめぐり与野党で協議が行われた結果、新たな法案の提出で合意に至った。これを受け、衆議院では、12月10日の厚生労働委員会で、国民健康保険法改正案(衆第2号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した(衆第1号は撤回)。この改正案は、救済の対象を義務教育終了前の者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)に引き下げるとともに、有効期間を6か月とする短期の被保険者証を交付することを内容とするものであった。同改正案は、翌11日の本会議で可決され、参議院に提出された。

参議院では、同改正案について、厚生労働委員会で12月18日に趣旨説明を聴取した後、可決した。翌19日の本会議で、改正案は全会一致をもって可決、成立した。

(5) 緊急雇用対策関連 4 法案

世界的な金融危機が我が国の経済に甚大な影響を及ぼす中で、派遣労働者等の雇止めや解雇、新卒者の内定取消しが相次ぐなど、雇用をめぐる状況が急速に悪化した。こうした雇用情勢に対応するため、与党では、12月5日に雇用維持対策、再就職支援対策、内定取消し対策を柱とする「新たな雇用対策に関する提言」が取りまとめられ、同月9日、政府においても、同提言を踏まえつつ、必要な施策を実施することが決

定された。

これに対し、参議院では、12月15日、民主(民主党・新緑風会・国民新・日本)及び社民の共同提案により、緊急雇用対策関連法案として、採用内定取消しを規制する労働契約法改正案(参第7号)、派遣労働者等解雇防止緊急措置法案(参第8号)、派遣労働者等の就労支援のための住まいと生活の支援及び雇用保険制度の拡充について定める雇用保険法改正案(参第9号)、有期労働契約遵守法案(参第10号)の4案が提出された。

4案は、同日の議院運営委員会で、本会議での趣旨説明を聴取することなく委員会に付託することの動議を可決(可否同数のため委員長決裁)し、厚生労働委員会に付託された。厚生労働委員会では、12月18日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、4案を可決した。

翌12月19日の本会議で、厚生労働委員長解任決議案を賛成少数により否決した後、4案は全会一致(自民、公明、改進黨)をもって可決され、衆議院に提出された。

衆議院では、4案について、厚生労働委員会で12月22日、24日に質疑を行った後、同日に否決した。同日の本会議で、4案は賛成少数により否決された。

4 その他の案件、国政調査

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、15機関47名であった。このうち両議院の同意が得られたものが13機関38名、衆議院同意・参議院不同意のものが2機関8名、取下げが1機関1名であった。

なお、人事案件のうち議院運営委員会において所信聴取を行ったものは、検査官1名及び日本銀行副総裁1名であり、いずれも両議院の同意が得られた。

(日本銀行副総裁)

3月19日に任期が満了した日本銀行総

裁等の後任の人事案件については、前国会において、総裁1名及び副総裁2名の後任人事等に係る人事案件が4回にわたり内閣から提出され、衆参両院の本会議で採決に付された結果、最終的に、日本銀行総裁及び副総裁1名の人事案件が衆参両院の同意を得たものの、副総裁1名(前任の白川方明氏が総裁に就任)及び審議委員1名(前任の西村清彦氏が副総裁に就任)が空席となっていた。

10月15日の議院運営委員会両院合同代表者会議で、内閣から、4月9日に白川方明氏が日本銀行総裁に就任したことに伴い欠員となっていた同副総裁に山口廣秀君(同理事)を充てる等8機関27名の人事案件が提示され、10月21日に衆参両院の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。24日の衆参両院の本会議で人事案件の採決が行われ、いずれも同意することに決定した。

(2) 国政調査

(事故米穀の不正規流通問題)

農林水産省から米穀加工販売会社に非食用として売却された事故米穀(政府が外国から買い入れた米穀のうち保管中のかび発生や残留農薬検出のため用途を限定して売却するもの)が食用に転売されていたことが、9月5日の同省の公表により明らかになった。また、同省による全国一斉点検の

結果、同様の事案が複数明るみに出た。

参議院では、第169回国会閉会後の9月18日に農林水産委員会が開会され、事故米穀の不正規流通に関する件について政府から報告を聴取した後、事故米穀の不正規流通問題に関する件、食の安全・安心に関する件等について質疑を行った。

第170回国会に入り、農林水産委員会では、事故米穀の不正規流通に関する件について11月11日及び12月9日に政府から報告を聴取し、同件等について11月13日及び12月9日に政府に対する質疑を行った。

(年金記録改ざん問題)

厚生年金保険料の算定基準となる標準報酬月額等について、合理的な理由なく記録訂正を行う等の不適正な遡及訂正処理が、社会保険事務所職員等の関与の下、組織的に行われていたことが疑われた。このため、9月9日には年金記録問題に関する関係閣僚会議で社会保険庁から「標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査」の結果が報告された。

参議院では、第169回国会閉会後の9月18日に厚生労働委員会が開会され、標準報酬月額等の不適正な処理に関する件等について質疑を行った。また、第170回国会においても、11月13日及び12月4日の厚生労働委員会で質疑を行った。

5 参議院改革協議会

12月19日、参議院改革協議会(第4回)が開会され、専門委員会(選挙制度)の委員の追加について決定した後、参議院議員宿舎の整備について、西岡議院運営委員長から説明を聴取し、協議を行った。

また、同日の協議会散会后、参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)(第1回)が開会され、今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(20.9.24)	会期中選任
議長	長	江田 五月 (無)	
副議長	副議長	山東 昭子 (無)	
常任委員 長	内閣	岡田 広 (自民)	愛知 治郎 (自民) 20.9.29
	総務	高嶋 良充 (民主)	
	法務	澤 雄二 (公明)※	
	外交防衛	北澤 俊美 (民主)	
	財政金融	峰崎 直樹 (民主)	
	文教科学	関口 昌一 (自民)	中川 雅治 (自民) 20.9.29
	厚生労働	岩本 司 (民主)	
	農林水産	郡司 彰 (民主)	
	経済産業	山根 隆治 (民主)	
	国土交通	吉田 博美 (自民)	田村 耕太郎 (自民) 20.9.29
	環境	松山 政司 (自民)	有村 治子 (自民) 20.9.29
	国家基本政策	山下 八洲夫 (民主)	
	予算		溝手 顕正 (自民) 20.9.29
	決算	小川 敏夫 (民主)	
	行政監視	加藤 修一 (公明)	山下 栄一 (公明) 20.9.29
	議院運営	西岡 武夫 (民主)	
	懲罰		藤井 孝男 (自民) 20.9.29
特別委員長	災害対策	一川 保夫 (民主)※	
	沖縄・北方		市川 一朗 (自民) 20.9.29
	倫理選挙		鈴木 寛 (民主) 20.9.29
	拉致問題		下田 敦子 (民主) 20.9.29
	O D A		谷川 秀善 (自民) 20.9.29
調査会長	国際・温暖化	石井 一 (民主)	
	国民生活	矢野 哲朗 (自民)	
	少子共生	田名部 匡省 (民主)	
政治倫理審査会会長		平田 健二 (民主)	
事務総長		小幡 幹雄	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 22. 7. 25 任期満了			② 25. 7. 28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民主党・新緑風会・ 国民新・日本	118 (23)	19 (2)	33 (5)	52 (7)	21 (5)	45 (11)	66 (16)
自 由 民 主 党	82 (12)	13 (3)	33 (2)	46 (5)	13 (5)	23 (2)	36 (7)
公 明 党	21 (5)	8 (3)	3	11 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)
日 本 共 産 党	7 (1)	4	0	4	3 (1)	0	3 (1)
社会民主党・護憲連合	5 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	0	2
改 革 ク ラ ブ	4	2	1	3	1	0	1
各派に属しない議員	5 (2)	0	2	2	1 (1)	2 (1)	3 (2)
合 計	242 (44)	48 (9)	73 (7)	121 (16)	48 (13)	73 (15)	121 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成22年7月25日任期満了、○印の議員は平成25年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 民主党・新緑風会・国民新・日本 】

(118名)

足立 信也 (大 分)	○相原 久美子 (比 例)	○青木 愛 (比 例)
浅尾 慶一郎 (神奈川)	家西 悟 (比 例)	○池口 修次 (比 例)
○石井 一 (比 例)	○一川 保夫 (石 川)	犬塚 直史 (長 崎)
○岩本 司 (福 岡)	○植松 恵美子 (香 川)	○梅村 聡 (大 阪)
○小川 勝也 (北海道)	小川 敏夫 (東 京)	尾立 源幸 (大 阪)
○大石 尚子 (比 例)	大石 正光 (比 例)	○大河原 雅子 (東 京)
大久保 勉 (福 岡)	○大久保 潔重 (長 崎)	○大島 九州男 (比 例)
○大塚 耕平 (愛 知)	○岡崎 トミ子 (宮 城)	○加賀谷 健 (千 葉)
加藤 敏幸 (比 例)	○風間 直樹 (比 例)	○金子 恵美 (福 島)
○神本 美恵子 (比 例)	○亀井 亜紀子 (島 根)	亀井 郁夫 (広 島)
○川合 孝典 (比 例)	○川上 義博 (鳥 取)	○川崎 稔 (佐 賀)
木俣 佳丈 (愛 知)	喜納 昌吉 (比 例)	北澤 俊美 (長 野)
工藤 堅太郎 (比 例)	郡司 彰 (茨 城)	小林 正夫 (比 例)
○行田 邦子 (埼 玉)	興石 東 (山 梨)	○今野 東 (比 例)
○佐藤 公治 (広 島)	佐藤 泰介 (愛 知)	櫻井 充 (宮 城)
○自見 庄三郎 (比 例)	芝 博一 (三 重)	島田 智哉子 (埼 玉)
下田 敦子 (比 例)	主濱 了 (岩 手)	○榛葉 賀津也 (静 岡)
○鈴木 寛 (東 京)	鈴木 陽悦 (秋 田)	○田中 康夫 (比 例)
田名部 匡省 (青 森)	高嶋 良充 (比 例)	○高橋 千秋 (三 重)
○武内 則男 (高 知)	○谷 博之 (栃 木)	○谷岡 郁子 (愛 知)
千葉 景子 (神奈川)	○ツルネン マルティ (比 例)	津田 弥太郎 (比 例)
○辻 泰弘 (兵 庫)	○外山 斎 (宮 崎)	○徳永 久志 (滋 賀)
○轟木 利治 (比 例)	富岡 由紀夫 (群 馬)	○友近 聡朗 (愛 媛)
那谷屋 正義 (比 例)	内藤 正光 (比 例)	直嶋 正行 (比 例)
○中谷 智司 (徳 島)	○中村 哲治 (奈 良)	○長浜 博行 (千 葉)
○西岡 武夫 (比 例)	○羽田 雄一郎 (長 野)	長谷川 憲正 (比 例)
白 眞勲 (比 例)	林 久美子 (滋 賀)	○姫井 由美子 (岡 山)
○平田 健二 (岐 阜)	○平野 達男 (岩 手)	○平山 幸司 (青 森)
広田 一 (高 知)	広中 和歌子 (千 葉)	福山 哲郎 (京 都)
藤末 健三 (比 例)	○藤田 幸久 (茨 城)	○藤谷 光信 (比 例)
藤本 祐司 (静 岡)	○藤原 正司 (比 例)	○藤原 良信 (比 例)
○舟山 康江 (山 形)	前川 清成 (奈 良)	前田 武志 (比 例)

○ 牧山	ひろえ (神奈川)	増子	輝彦 (福 島)	○ 松井	孝治 (京 都)
○ 松浦	大悟 (秋 田)	松岡	徹 (比 例)	○ 松野	信夫 (熊 本)
円	より子 (比 例)	○ 水戸	将史 (神奈川)	水岡	俊一 (兵 庫)
峰崎	直樹 (北海道)	○ 室井	邦彦 (比 例)	○ 森	ゆうこ (新 潟)
○ 森田	高 (富 山)	築瀬	進 (栃 木)	柳澤	光美 (比 例)
柳田	稔 (広 島)	山下	八洲夫 (岐 阜)	○ 山根	隆治 (埼 玉)
○ 横峯	良郎 (比 例)	○ 吉川	沙織 (比 例)	○ 米長	晴信 (山 梨)
蓮	舩 (東 京)				

【 自 由 民 主 党 】

(82名)

○ 愛知	治郎 (宮 城)	青木	幹雄 (島 根)	秋元	司 (比 例)
浅野	勝人 (愛 知)	○ 有村	治子 (比 例)	○ 石井	準一 (千 葉)
○ 石井	みどり (比 例)	泉	信也 (比 例)	○ 磯崎	陽輔 (大 分)
市川	一朗 (宮 城)	岩城	光英 (福 島)	岩永	浩美 (佐 賀)
○ 衛藤	晟一 (比 例)	○ 尾辻	秀久 (比 例)	岡田	直樹 (石 川)
岡田	広 (茨 城)	荻原	健司 (比 例)	○ 加治屋	義人 (鹿児島)
加納	時男 (比 例)	神取	忍 (比 例)	○ 川口	順子 (比 例)
河合	常則 (富 山)	木村	仁 (熊 本)	岸	宏一 (山 形)
岸	信夫 (山 口)	北川	イッセイ (大 阪)	小池	正勝 (徳 島)
小泉	昭男 (神奈川)	○ 鴻池	祥肇 (兵 庫)	佐藤	昭郎 (比 例)
○ 佐藤	信秋 (比 例)	○ 佐藤	正久 (比 例)	坂本	由紀子 (静 岡)
椎名	一保 (千 葉)	島尻	安伊子 (沖 縄)	末松	信介 (兵 庫)
○ 鈴木	政二 (愛 知)	○ 世耕	弘成 (和歌山)	関口	昌一 (埼 玉)
田村	耕太郎 (鳥 取)	○ 伊達	忠一 (北海道)	○ 谷川	秀善 (大 阪)
○ 塚田	一郎 (新 潟)	鶴保	庸介 (和歌山)	中川	雅治 (東 京)
中川	義雄 (北海道)	中曽根	弘文 (群 馬)	中村	博彦 (比 例)
○ 中山	恭子 (比 例)	二之湯	智 (京 都)	西島	英利 (比 例)
○ 西田	昌司 (京 都)	野村	哲郎 (鹿児島)	南野	知恵子 (比 例)
○ 長谷川	大紋 (茨 城)	○ 橋本	聖子 (比 例)	○ 林	芳正 (山 口)
○ 藤井	孝男 (岐 阜)	○ 古川	俊治 (埼 玉)	○ 牧野	たかお (静 岡)
○ 舩添	要一 (比 例)	松田	岩夫 (岐 阜)	松村	祥史 (比 例)
○ 松村	龍二 (福 井)	○ 松山	政司 (福 岡)	○ 丸川	珠代 (東 京)
○ 丸山	和也 (比 例)	水落	敏栄 (比 例)	○ 溝手	顕正 (広 島)
○ 森	まさこ (福 島)	矢野	哲朗 (栃 木)	山内	俊夫 (香 川)
山崎	正昭 (福 井)	○ 山田	俊男 (比 例)	山谷	えり子 (比 例)
○ 山本	一太 (群 馬)	山本	順三 (愛 媛)	○ 吉田	博美 (長 野)
吉村	剛太郎 (福 岡)	○ 義家	弘介 (比 例)	若林	正俊 (長 野)
脇	雅史 (比 例)				

【 公 明 党 】

(21名)

荒木 清寛 (比 例)	○魚住 裕一郎 (比 例)	浮島 とも子 (比 例)
○加藤 修一 (比 例)	風間 昶 (比 例)	○草川 昭三 (比 例)
○木庭 健太郎 (比 例)	澤 雄二 (東 京)	○白浜 一良 (大 阪)
谷合 正明 (比 例)	西田 実仁 (埼 玉)	浜田 昌良 (比 例)
浜四津 敏子 (比 例)	弘友 和夫 (比 例)	○松 あきら (神奈川)
○山口 那津男 (東 京)	山下 栄一 (大 阪)	○山本 香苗 (比 例)
○山本 博司 (比 例)	○渡辺 孝男 (比 例)	鰐淵 洋子 (比 例)

【 日 本 共 産 党 】

(7名)

○井上 哲士 (比 例)	市田 忠義 (比 例)	○紙 智子 (比 例)
小池 晃 (比 例)	大門 実紀史 (比 例)	仁比 聡平 (比 例)
○山下 芳生 (比 例)		

【 社会民主党・護憲連合 】

(5名)

近藤 正道 (新 潟)	福島 みずほ (比 例)	渕上 貞雄 (比 例)
○又市 征治 (比 例)	○山内 徳信 (比 例)	

【 改革クラブ 】

(4名)

荒井 広幸 (比 例)	○大江 康弘 (比 例)	松下 新平 (宮 崎)
渡辺 秀央 (比 例)		

【 各派に属しない議員 】

(5名)

○糸数 慶子 (沖 縄)	江田 五月 (岡 山)	○川田 龍平 (東 京)
○山東 昭子 (比 例)	田中 直紀 (新 潟)	

5 議員の異動

第169回国会閉会後及び今国会（20. 9. 24 召集）中における議員の異動

○辞職

遠山 清彦君（公明・比例）

20. 9. 2 辞職

○繰上補充当選

草川 昭三君（公明・比例）

20. 9. 12 任期開始（遠山清彦君辞職による）

○所属会派異動

荒井 広幸君（比例）

20. 9. 18 自由民主党を退会

大江 康弘君（比例）

20. 9. 24 民主党・新緑風会・国民新・日本を退会

渡辺 秀央君（比例）

20. 9. 24 民主党・新緑風会・国民新・日本を退会

田中 直紀君（新潟）

20. 10. 15 自由民主党を退会

○会派名変更

「自由民主党・無所属の会」

20. 9. 18 「自由民主党」に変更

○会派結成

「改革クラブ」 20. 9. 24 結成

渡辺 秀央君（代表）

荒井 広幸君 大江 康弘君 松下 新平君

Ⅱ 議案の審議経過



〔平成20年9月24日 記名投票による内閣総理大臣の指名〕

1 議案審議概況

閣法は、新規提出15件のうち、国籍法改正案等10件が成立し、残る5件については、衆議院において4件が継続審査、1件が審査未了となった。なお、テロ対策補給支援活動実施特措法改正案は本院において否決し、衆議院において再議決の結果成立した。また、金融機能強化法改正案は衆議院において本院回付案に同意せず、再議決の結果成立した。また、衆議院で継続審査となっていた19件のうち、労働基準法改正案等4件が成立し、残る15件については、衆議院において10件が引き続き継続審査、5件が審査未了となった。

参法は、新規提出13件のうち、本院において8件が継続審査、1件が審査未了となり、衆議院において4件が否決された。また、衆議院で継続審査となっていた5件は衆議院において2件が否決、3件が引き続き継続審査となった。

衆法は、新規提出3件のうち、国民健康保険法改正案1件が成立し、残る2件については、衆議院において1件が継続審査、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた37件は衆議院において35件が引き続き継続審査、2件が審査未了となった。

予算は、平成20年度一般会計補正予算外2件が提出され、いずれも成立した。

条約は、提出された3件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

承認案件は、特定船舶入港禁止の実施及び北朝鮮貨物輸入承認義務等措置の2件が提出され、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成19年度予備費関係5件が、いずれも引き続き継続審査となった。

決算は、平成19年度決算外2件が提出され、いずれも継続審査となった。

決議案は、解任決議案2件、その他の決議案1件、計3件が提出された。このうち、参議院審議権尊重決議案は可決され、厚生労働委員長解任決議案は否決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	1 5	1 0	0	1※	0	4	0	1	
	衆 継	1 9	4	0	0	0	1 0	0	5	
参 法	新 規	1 3	0	8	0	1	0	4	0	
	衆 継	5	0	0	0	0	3	2	0	
衆 法	新 規	3	1	0	0	0	1	0	0	撤回 1
	衆 継	3 7	0	0	0	0	3 5	0	2	
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	3	0	0	0	0	3	0	0	
承 認	新 規	2	2	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆 継	5	0	0	0	0	5	0	0	
決算その他	新 規	3	0	3	0	0				
決 議 案		3	1	0	1	1				

(注)※は衆議院において再議決の結果成立したものである。

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（34件）（うち衆議院において前国会から継続19件）

●両院通過（12件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

- 5 地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案
- 6 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（修）
- 8 保険業法の一部を改正する法律案
- 9 国籍法の一部を改正する法律案
- 10 児童福祉法等の一部を改正する法律案
- 13 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 14 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
- 15 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

（第166回国会提出）

- 81 労働基準法の一部を改正する法律案（修）

（第169回国会提出）

- 44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（修）
- 53 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（修）
- 69 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

●憲法第59条第2項の規定により衆議院再可決（2件）

- 4 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 7 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（修）《修》

●衆議院継続（14件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

- 1 消費者庁設置法案
- 2 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 3 消費者安全法案
- 11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

（第163回国会提出）

- 22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

（第166回国会提出）

- 95 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
- 97 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

（第169回国会提出）

- 14 株式会社地域力再生機構法案
- 50 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案
- 76 行政不服審査法案
- 77 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 78 行政手続法の一部を改正する法律案

79 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

80 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

●衆議院未了（6件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

12 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

（第169回国会提出）

9 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

37 平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案

45 独立行政法人気象研究所法案

73 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

74 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（18件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

●本院継続（8件）

1 農業協同組合法等の一部を改正する法律案

2 租税特別措置法の一部を改正する等の法律案

3 子ども手当法案

4 大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

6 地域金融の円滑化に関する法律案

11 法人税法の一部を改正する法律案

12 租税特別措置法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（3件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第168回国会提出）

1 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

11 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

（第169回国会提出）

17 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案

●衆議院否決（6件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

7 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案

8 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案

9 雇用保険法の一部を改正する法律案

10 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案

（第168回国会提出）

7 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案

13 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案

●本院未了（1件）

13 中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（40件）（うち衆議院において前国会から継続37件）

●両院通過（1件）

2 国民健康保険法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（36件）（うち衆議院において前国会から継続35件）

3 公職選挙法の一部を改正する法律案

（第163回国会提出）

7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案

8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案

（第164回国会提出）

13 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

14 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

15 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

26 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案

27 国立国会図書館法の一部を改正する法律案

35 民法の一部を改正する法律案

40 公職選挙法等の一部を改正する法律案

（第165回国会提出）

2 学校教育法の一部を改正する法律案

6 交通基本法案

（第166回国会提出）

29 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

38 環境健康被害者等救済基本法案

41 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

43 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案

44 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

48 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

51 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案

52 法医学研究所設置法案

（第168回国会提出）

6 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

8 肝炎対策基本法案

9 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

18 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

（第169回国会提出）

5 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案

10 基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案

11 国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

12 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案

- 13 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案
- 14 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案
- 20 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案
- 21 特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 23 国民年金法等の一部を改正する法律案
- 28 離島振興法等の一部を改正する法律案
- 32 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院未了（２件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第163回国会提出）

- 6 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
- 12 道路交通法の一部を改正する法律案

●撤回（１件）

- 1 国民健康保険法の一部を改正する法律案

◎予算（３件）

●両院通過（３件）

- 1 平成二十年度一般会計補正予算（第１号）
- 2 平成二十年度特別会計補正予算（特第１号）
- 3 平成二十年度政府関係機関補正予算（機第１号）

◎条約（３件）

●衆議院継続（３件）

- 1 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件）

●両院通過（２件）

- 1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（５件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（５件）

（第169回国会提出）

- 平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
- 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
- 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（３件）

●継続（３件）

- 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書
- 平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（３件）

●可決（１件）

- ３ 参議院の審議権尊重に関する決議案

●否決（１件）

- ２ 厚生労働委員長岩本司君解任決議案

●未了（１件）

- １ 議院運営委員長西岡武夫君解任決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

消費者庁設置法案(閣法第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置しようとするものである。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものである。

消費者安全法案(閣法第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講じようとするものである。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 20.10.21可決 参議院 10.22外交防衛委員会付託 12.12本会議否決 ※)

※20.12.12、衆議院へ返付。衆議院において、12.12、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を1年間延長しようとするものである。

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 20.10.8可決 参議院 10.15総務委員会付託 10.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税、軽油引取税及び地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方税等減収補てん臨時交付金

平成20年度に限り、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、総額を656億

1,900万円とする地方税等減収補てん臨時交付金を交付することとし、その種類は次のとおりとする。

- 1 自動車取得税の減収に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する自動車取得税減収補てん臨時交付金（116億8,500万円）
- 2 軽油引取税の減収に伴う都道府県及び指定市の減収を補てんするために交付する軽油引取税減収補てん臨時交付金（493億3,900万円）
- 3 地方道路税の減収に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する地方道路譲与税減収補てん臨時交付金（45億9,500万円）

二、平成20年度分の地方交付税の特例

平成20年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額は、自動車取得税減収補てん臨時交付金及び軽油引取税減収補てん臨時交付金の額の100分の75の額並びに地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額の合算額を加算した額とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 20.11.21修正議決 参議院 11.21内閣委員会付託 11.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大

刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の剣を新たに所持の禁止の対象とする。

二、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化

- 1 破産手続開始の決定を受けたこと、禁錮以上の刑に処せられたこと、ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと、自殺をするおそれがあること等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加する。
- 2 人の生命又は身体を害する罪に当たる違法な行為等を行い、これにより銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を5年から10年に延長する。
- 3 銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を申請する75歳以上の者に対する認知機能検査を導入する。
- 4 猟銃の所持許可の更新を受けようとする者に対して、射撃技能に関する講習の受講を義務付ける。
- 5 年少者による空気銃の所持の制限
 - ア 14歳以上18歳未満の者で所持許可を受けて空気銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空気銃射撃競技に参加する選手等に限定する。
 - イ 14歳以上18歳未満の者で一定の空気銃射撃競技に参加する選手等であるものが、射撃指導を受けるために、射撃指導員が所持許可を受けて所持する空気銃を所持することができる制度を導入する。

三、実包等の所持に関する規制の強化

- 1 猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、実包の所持状況を記録しなければならない。
- 2 銃砲を保管する建物内に当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努めなければならない。

四、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化

- 1 都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が当該所持許可を受けた後も引き続き所持許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときは、その者に対し必要な報告を求め、若しくはその指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 2 都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可を受けた者が人に暴行を加える等の行為をし、かつ、その粗暴な言動等から判断して、欠格事由に該当する疑いがあると認められる場合において、その者に当該許可に係る銃砲を保管させておくことが適当でないと認めるときは、当該銃砲の提出を命じ、調査を行う間、提出された銃砲を30日を超えない期間内において、保管することができる。
- 3 何人も、付近に居住する者等で銃砲刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲刀剣類により人の生命、身体等を害するおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる。

五、猟銃安全指導委員制度の新設

都道府県公安委員会は猟銃の所持許可を受けた者であって人格識見に優れたもののうちから猟銃安全指導委員を委嘱することができることとし、猟銃安全指導委員は猟銃の所持及び使用による危害を防止するための猟銃所持者に対する助言、民間団体の活動への協力等の職務を行う。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大については、公布の日から起算して1月を経過した日から、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書に内閣府令で定める要件に該当する医師の診断書の添付を義務付けること、猟銃の所持者に対する検査等の対象に猟銃に適合する実包の所持状況に係る帳簿を加えること、調査を行う間における保管制度の適用対象に刀剣類を加えること、内閣府令で定める方法により銃砲刀剣類の確実な引渡しを確保することを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(20.11.27内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、ダガーナイフ等特定刀剣類の所持禁止の規定について、その適用が除外されている期間内に確実に廃棄等が行われるよう、法改正の内容の周知徹底を積極的に図ること。
 - 二、猟銃又は空気銃の所持の許可に係る申請書に添付する診断書については、地域の実情に配慮しつつ、欠格事由の該当性を判断することができる医師が作成するものとする。また、地方公共団体、医療関係者等と緊密な連携を取り、専門医の受診を容易とするための環境整備に努めること。
 - 三、都道府県公安委員会への申出制度の運用に当たっては、申出を行った事実が対象とされた者等に知られ、新たなトラブルが発生することがないように、申出を行った者の保護に万全を期すること。
- 四、本法に係る内閣府令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重すること。

右決議する。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 20.11.6修正議決 参議院 11.7財政金融委員会付託 12.12本会議修正議決 ※)

※20.12.12、衆議院へ回付。衆議院において、12.12、参議院回付案に同意しないことを議決、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

【要旨】

本法律案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長、株式等の引受け等の要件等の修正及び協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長

国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を、平成24年3月31日まで延長する。

二、国による株式等の引受け等の要件等の修正

- 1 経営強化計画に記載が義務づけられている事項の一つである「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とし、経営責任等の明確化に関する事項を削除する。
- 2 株式等の引受け等の要件の一つである「地域における金融の円滑化が見込まれること」を「地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること」とし、経営基盤の安定のための措置に係るものを削除する。

三、協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織中央金融機関等(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫)に対して、国が優先出資の引受け等を行う措置を新設する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、国の資本参加に際して従前の経営体制の見直しが求められる場合もあり得ることを明確化するとともに、国が資本参加を行った協同組織中央金融機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称を主務大臣の公表事項とする修正が行われた。

【委員会修正要旨】

- 一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期すものとする。
- 二、一の地方公共団体がその総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有する銀行については、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の対象となる銀行から除外し、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を適用しないものとする。

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 20.11.6可決 参議院 11.7財政金融委員会付託 12.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を平成24年3月末まで3年間延長するものである。

国籍法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 20.11.18可決 参議院 11.19法務委員会付託 12.5本会議可決)

【要旨】

本法案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない子にも日本の国籍の取得を可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 届出による国籍取得の要件の見直し

日本国民から出生後に認知された子が届出により日本の国籍を取得するためには、父母の婚姻を要しないものとする。

二 罰則の新設

一の届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

三 経過措置

- 1 20歳に達するまでに認知されたが父母が婚姻していなかった者で、施行日までに国籍取得の届出をしていたものは、施行日から3年以内に再度届け出ることによって国籍を取得できる。ただし、当該最高裁判所判決のあった日の翌日(平成20年6月5日)以後に届出をした者については、従前の届出の時にさかのぼって日本の国籍を取得する。
- 2 20歳に達するまでに認知されたが父母が婚姻していなかった者で、施行日までに国籍取得の届出をしていないものは、平成15年1月1日以後に20歳に達した者に限り、20歳に達した後でも施行日から3年以内に届け出ることによって国籍を取得できる。

四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(20.12.4法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法の施行により、生後認知された子も胎児認知された子と同様、届出のみで我が国の国籍を取得することができることとなることにかんがみ、本法の趣旨について十分な周知徹底に努めること。
- 二 我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われることがあってはならないことを踏まえ、国籍取得の届出に疑義がある場合に調査を行うに当たっては、その認知が真正なものであることを十分に確認するため、認知した父親に対する聞取調査をできる限り実施すること、当該父親と認知された子が一緒に写った写真の提出をできる限り求めること、出入国記録の調査を的確に行うこと等につき、調査の方法を通達で定めること等により、調査のための万全な措置を講ずるよう努めること。
- 三 本法の施行後、改正後の国籍法の施行状況について、当分の間半年ごとに当委員会に対し報告するとともに、その施行状況を踏まえ、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び当否について検討する等、虚偽の届出を防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 ブローカー等が介在して組織的に行われる虚偽の認知による不法な国籍取得の動きが生じてはならないことを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。
- 五 本改正により、重国籍となる子供が増加する事態が起り得ることにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 20.11.14可決 参議院 11.18厚生労働委員会付託 11.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 児童福祉法の一部改正

一 児童自立生活援助の実施に係る見直し

児童自立生活援助の実施について、都道府県による措置から、義務教育を終了した児童又は都道府県の措置を解除された満20歳未満の者からの申込みによる実施へと仕組みを改める。

二 新たな子育て支援事業の実施等

- 1 乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言等の援助を行う事業をいう。
- 2 養育支援訪問事業とは、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童及びその保護者、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦等(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、要支援児童等の居宅において相談、指導、助言等の必要な支援を行う事業をいう。
- 3 地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う事業をいう。
- 4 一時預かり事業とは、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かる事業をいう。
- 5 市町村は、1から4の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努める。
- 6 都道府県知事は、母子保健に関する事業等の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

三 小規模住居型児童養育事業の実施等

- 1 小規模住居型児童養育事業とは、都道府県による措置に係る児童について、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者等(里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。
- 2 国及び都道府県以外の者による小規模住居型児童養育事業の実施に係る届出等について規定する。

四 里親制度の見直し

養子縁組を前提としない養育里親について、要保護児童の養育を希望し、かつ、都道府県知事が行う研修を修了したこと等の要件を満たす者であって、養育里親名簿に登録されたものとする。

五 被措置児童等虐待の防止等

- 1 被措置児童等虐待とは、里親、児童養護施設等の長、その職員その他の従業者等が、委託された児童、入所する児童等(以下「被措置児童等」という。)について行う暴行等の行為をいう。
- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務、被措置児童等虐待を受けたときの被措置児童等による届出、都道府県が通告等を受けたときに講ずべき必要な措置等について規定する。

六 家庭的保育事業の実施等

- 1 家庭的保育事業とは、市町村が保育に欠けると認める乳幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士等であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

- 2 市町村は、保育に対する需要の増大等、保育所における保育ができないことについてやむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育等の適切な保護を行わなければならない。

第二 次世代育成支援対策推進法の一部改正

一 市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る見直し

- 1 行動計画策定指針の記載事項として、市町村行動計画において保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等の次世代育成支援対策に係る目標等を定めるに当たって参酌すべき標準を追加する。
- 2 市町村及び都道府県は、行動計画を策定又は変更しようとするときは、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二 一般事業主行動計画に係る見直し

- 1 一般事業主のうち、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられる範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡大するとともに、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられる範囲について、300人以下のものから100人以下のものに変更する。
- 2 一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定又は変更したときは、これを公表及び労働者に周知しなければならない。
- 3 一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出の努力義務が課せられている一般事業主は、一般事業主行動計画を策定又は変更したときは、これを公表及び労働者に周知するよう努めなければならない。

三 特定事業主行動計画に係る見直し

- 1 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知しなければならない。
- 2 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならない。

第三 社会福祉法の一部改正

児童福祉法に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業を第二種社会福祉事業に追加する。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第二の一については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の六については平成22年4月1日から、第二の二の1については平成23年4月1日から施行する。

二 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(20.11.25厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会的養護を担う人材の確保とその質の強化を図ること。
 - 二、児童養護施設等で生活する児童のプライバシーが十分に確保できるよう、施設整備の要件について検討すること。
- 右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第11号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の雇用の安定その他の福祉の増進に資するようにするため、日雇労働者について労働者派遣を行うことを原則として禁止するとともに、派遣労働者の雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に関する制度の整備を行おうとするものである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案 (閣法第12号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずる。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第13号)

(衆議院 20.12.11可決 参議院 12.15総務委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成20年8月11日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手当の新設を行うとともに、勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本府省における業務の特殊性、困難性等にかんがみ、本府省固有業務等に従事している課長補佐以下の職員に対して支給する本府省業務調整手当を新設する。
- 二、勤務医の確保が重要な課題となる中で、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定し、医師等に対する支給月額を、現行の30万6,900円から41万900円に引き上げる。
- 三、能力・実績に基づく人事管理の基礎とするため、新たな人事評価制度の導入に伴い、評価結果を昇給や勤勉手当に活用するための規定を整備する。
- 四、民間の労働時間との均衡を図るため、職員の勤務時間を、現行の1週間当たり40時間から38時間45分に短縮する。
- 五、職員の勤務時間の改定に伴い、国家公務員の育児短時間勤務等について必要な改正を行うとともに、地方公務員についても、国家公務員との均衡を考慮し、必要な改正を行う。
- 六、この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、三については、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(20.12.18総務委員会議決)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、国の医療施設における勤務医確保が喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き医師等の適切な給与水準を確保するよう努めるとともに、深刻な社会問題となっている医師不足解消のための抜本的な対策を講ずること。
- 二、本府省業務調整手当の導入に当たっては、必要な人材確保など手当の導入趣旨と本府省における勤務の実態を十分踏まえ、適切に支給対象範囲を定めること。
- 三、長時間にわたる超過勤務が、職員の心身の健康、人材確保等に重大な影響を及ぼしていることにかんがみ、その縮減を図ること。また、職員が超過勤務命令を受けずに相当時間にわたって在庁している勤務の実態について早急に調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

- 四、非常勤職員については、職務内容及び経験等を踏まえた適正な給与を支給するとともに、休暇その他の処遇の在り方に関して検討を行い、常勤職員との処遇の不均衡是正に取り組むこと。また、任用形態・勤務形態の在り方について検討すること。
- 五、公務員制度改革を推進するに当たっては、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解が得られる結論を得ること。
- 右決議する。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 20.12.11可決 参議院 12.15総務委員会付託 12.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとする。
- 二、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができることとする。
- 三、退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を創設し、返納についても、一部を返納させることが可能な制度を創設する。
- 四、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会等に諮問することとする。
- 五、国家公務員退職手当法の改正に伴い、支給制限等処分があった場合には、共済年金の一部を支給制限できるようにするための国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正を行う。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.12.18総務委員会議決）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、昨今の一部幹部公務員の不祥事等に対し国民の厳しい批判が寄せられていることにかんがみ、綱紀の肅正をさらに徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。
 - 二、退職手当・恩給審査会における公平・公正な審査が確保されるよう、委員の人選及び審査手続について配慮すること。また、退職手当の支給制限及び返納・納付に係る処分を行うに当たっては、特に遺族、相続人の取扱いを含め、十分慎重な対応を図ること。
 - 三、退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度については、公務規律の弛緩を招くことがないよう、厳正かつ公正な運用に努めること。また、いわゆる論旨免職についても、適切な対応を図ること。
 - 四、今回法律上の措置が講じられていない非特定独立行政法人等については、各法人に対し、国家公務員の場合に準じた検討を行い、必要な措置を講ずるよう要請すること。
- 右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第15号)

(衆議院 20.12.12可決 参議院 12.15外交防衛委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて若年定年退職者給付金の返納事由の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、防衛省の職員の昇給に関する規定を整備する。
- 二、防衛省の職員に対して支給する手当として、本府省業務調整手当を新設する。
- 三、退職手当の例に準じて退職後に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる者の若年定年退職者給付金を返納させることができることとするなど若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講ずる。
- 四、本法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、一については一般職国家公務員の昇給に関する改正規定の施行日から、三については国家公務員退職手当法等一部改正法の施行日から施行する。

【附帯決議】(20.12.18外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一、防衛省・自衛隊は、昨年来、一連の不祥事が続き、国民の信頼を大きく損なうこととなったことを重く受け止め、防衛省改革の実行を徹底することで、国民の理解と支援を得るよう努めること。
- 二、前航空幕僚長がこれまでの政府見解を逸脱した論文を応募、発表したことにより防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねたことは、遺憾の極みであり、当該事案の徹底的な究明を図った上で、再発防止策の確立・徹底を図ること。
- 三、統合幕僚長及び陸・海・空の各幕僚長の人事に関しては、任命権者としての重大な責任を認識し、最適な人材を任命するとともに、自衛隊幹部が政府の一員としての自覚を持った言動に努めるよう、厳格な幹部教育を実施すること。
- 四、防衛省・自衛隊における教育の在り方を総点検し、国を守る意識や歴史観も含めて、適切な教育を行うこと。
- 五、退職公務員に対する退職金の返納の在り方について、公共の利益を重視する見地から返納事由及び処分手続の見直し等検討の余地がないかを徹底的に検証するとともに、新設される本府省業務調整手当の趣旨、運用に当たっては、その在り方も含め、不断の検証を進め、改善を図ること。
- 六、懲戒免職以外の懲戒処分についても若年定年退職者給付金等の返還の対象とすることについて、総務省における退職手当の検討の状況を見ながら検討すること。

右決議する。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 (第163回国会閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第81号)

(衆議院 20.11.18修正議決 参議院 11.26厚生労働委員会付託 12.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、割増賃金の率の引上げの対象となる時間外労働時間及び施行期日について修正が行われた。

一 時間外労働

- 1 法定労働時間を超える労働に係る労使協定による労働時間の延長を適正なものとするために厚生労働大臣が定める基準で定めることができる事項として、割増賃金の率に関する事項を追加する。
- 2 使用者が、1箇月について60時間（衆議院修正）を超えて時間外労働をさせた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 3 使用者が、労使協定により、2の割増賃金を支払うべき労働者に対して、2の割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（年次有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の2の時間を超えた時間外労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、2の割増賃金を支払うことを要しない。

二 年次有給休暇

使用者は、労使協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、1に掲げる労働者の範囲に属する労働者が年次有給休暇を時間を単位として請求したときは、年次有給休暇の日数のうち2に掲げる日数については、労使協定で定めるところにより時間を単位として年次有給休暇を与えることができる。

- 1 時間を単位として年次有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
- 2 時間を単位として与えることができることとされる年次有給休暇の日数（5日以内に限る。）
- 3 その他厚生労働省令で定める事項

三 その他

中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、一の2は、適用しない。

四 施行期日等

- 1 この法律は、平成22年4月1日（衆議院修正）から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、一の2及び三の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、一の2及び三について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、2に定めるものを除くほか、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第95号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案 (第166回国会閣法第97号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 (第169回国会閣法第9号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までの間の別に法律で定める特定年度において2分の1とされることを踏まえ、平成20年度における国庫負担の割合を引き上げようとするものである。

株式会社地域力再生機構法案 (第169回国会閣法第14号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立しようとするものである。

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案 (第169回国会閣法第37号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成20年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の医療保険制度の安定的な運営及び国の適切な財政運営に資するため、当該事業及び国民健康保険組合について国庫補助額の特例を定めるとともに、保険者の相互扶助の観点から、健康保険組合等から徴収した特例支援金を特例交付金として交付することにより当該事業を支援するための特例措置を講じようとするものである。

る。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案 (第169回国会閣法第44号)

(衆議院 20.11.21修正議決 参議院 11.21国土交通委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、良質な住宅が建築され、及び長期にわたり良好な状態で使用されることが住生活の向上及び環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることにかんがみ、構造及び設備が長期使用構造等である長期優良住宅の普及を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、長期優良住宅の普及の促進に必要な施策、認定等に関する基本方針を定めなければならない。

二、長期優良住宅建築等計画の認定等

1 長期優良住宅を建築し、自ら建築後の住宅の維持保全をしようとする者等は、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁（市町村長等又は都道府県知事）の認定を申請することができる。また、所管行政庁は、当該計画が次の基準等に適合するときは、その認定をすることができる。

- ① 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
- ② 住宅の維持保全の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- ③ 住宅の維持保全について、30年以上の計画期間を設けていること。

2 1の認定の申請をする者が併せて建築確認の申請書を提出し、所管行政庁が建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けて1の認定をしたときは、建築確認済証の交付があったものとみなす。

三、二の計画の認定を受けた者は、当該認定を受けた計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）に関する記録（住宅履歴情報）を作成し、保存しなければならない。

四、認定長期優良住宅に関する措置

1 認定長期優良住宅（新築住宅を除く。）の売買契約において、住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書を売買契約書に添付した場合、当該住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

2 認定長期優良住宅の維持保全については、地方住宅供給公社も、委託により行うことができる。また、高齢者が自ら居住する認定長期優良住宅の維持保全工事に必要な資金の一定の貸付けに係る債務について、高齢者居住支援センターは保証することができる。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、長期優良住宅の普及の促進に関し、人材の養成、維持保全に係る事業者の努力義務、木造住宅の伝統技術に係る研究開発の推進、一の基本方針を定めるに当たっての木造住宅への配慮、地域における居住環境の維持及び向上への配慮、三の記録の作成及び保存に係る援助等について修正が行われた。

【附帯決議】(20.11.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、ストック重視の住宅政策への転換という住生活基本法の基本理念を踏まえ、改修、維持保全、流通の促進等により、既存住宅の長期使用化を図るとともに、既存住宅への長期優良住宅の認定の在り方等について検討を行うこと。

二、長期優良住宅制度の円滑な運用を図るため、関係者に対する制度の周知、体制の整備に万全を期するとともに、所管行政庁に対する指導、支援に努めること。

また、同制度の運用において、都市計画制度やまちづくり政策、住宅性能表示制度との連動・連携に十分配慮すること。

三、長期優良住宅の普及に資するよう、金融、財政上の支援措置の充実を図るとともに、技術開発の推進等による長期優良住宅の品質の向上と低コスト化に努めること。

また、住宅履歴情報については、一部業者による顧客の囲い込みや目的外使用の防止に留意しつつ、住宅履歴情報制度の整備・普及に努めること。

四、既存住宅の流通の促進等を図るため、長期優良住宅を始めとする最近における住宅の耐用年数の実態に見合った既存住宅の評価が的確に行われるよう、税制等における住宅の評価の在り方等について検討すること。

五、改正建築士法による設備設計一級建築士による設計又は法適合確認の義務付けに当たっては、改正建築基準法施行時の実情にかんがみ、建築士制度の運用が円滑に進むよう、その制度の在り方に関して関係団体等と協議し、必要に応じ、適切な措置を講じること。

右決議する。

独立行政法人気象研究所法案 (第169回国会閣法第45号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めようとするものである。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案 (第169回国会閣法第50号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものである。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案 (第169回国会閣法第53号)

(衆議院 20.11.21修正議決 参議院 12.3厚生労働委員会付託 12.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 名称及び目的

- 1 独立行政法人の名称は、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターとする。
- 2 独立行政法人国立がん研究センターは、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 3 独立行政法人国立循環器病研究センターは、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 4 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に

寄与することを目的とする。

5 独立行政法人国立国際医療研究センターは、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

6 独立行政法人国立成育医療研究センターは、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

7 独立行政法人国立長寿医療研究センターは、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

二 役員

一の2から7までに定める独立行政法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）に、役員として、理事長、監事及び理事を置くこととし、その定数等を定めることとする。

三 業務の範囲

各国立高度専門医療研究センターは、一の2から7までの目的を達成するため、医療等に関する調査、研究及び技術の開発、業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行う。

四 施行期日

この法律は、一部を除き平成22年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の事項を追加する等の修正が行われた。

一 財政上の配慮

国は、国立高度専門医療研究センターの業務の特性にかんがみ、国立高度専門医療研究センターにおける調査、研究開発の進ちょく状況を踏まえつつ、国立高度専門医療研究センターの研究開発を行う能力の強化並びにその研究開発の効果的な推進及びその成果の普及を図るため、必要な財政上の配慮をするものとする。

二 検討

政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（20.12.9厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとする。

二、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法人への移行前に国会へ報告を行うとともに必要な措置を講ずること。

三、独立行政法人国立高度専門医療研究センターの適切かつ安定的な運営及び研究開発の推進のため、国立高度専門医療研究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐ場合には、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないようにするとともに、運営費交付金の確実な措置、積立金の取扱い及び人件費削減に係る規定の運用に対する配慮その他必要な措置を講ずること。

四、厚生労働省に設置される独立行政法人評価委員会及び総務省に設置される政策評価・独立行政法人評価委員会の委員の人選に当たっては、患者の声を代表する者、医療技術に関して学術経験を有する者を選定するなど幅広い人選を行うことにより、これらの委員会が独立行政法人国立高度専門医療研究センターの業務の実績を適切に評価できるよう十分配慮すること。

五、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおいて、原因が不明であったり、治療法が確立

されていない特定疾患などの難病やH I V／A I D Sなどを始めとする感染症に関する研究や医療の推進が図られるよう、一層の必要な措置を講ずること。

六、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおける医師、看護師等医療従事者の労働条件について十分配慮するとともに、国立高度専門医療研究センターとして求められる役割を果たすことができるよう、優秀な人材確保のための措置を講ずること。

七、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、都道府県の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネットワークの中心として適切な機能を果たすことができるよう、政策医療ネットワークの更なる充実に取り組むこと。

八、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、その本来目的である研究・診療の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等が行えるよう、新法人の権限、執行体制、人事、財務等の在り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設立までに十分な準備を行えるよう支援すること。

九、独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院及び独立行政法人国立長寿医療研究センターが、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るとともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 (第169回国会閣法第69号)

(衆議院 20.12.11可決 参議院 12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 関係子会社に雇用される労働者に関する特例

事業主及びすべての関係子会社が申請を行い、厚生労働大臣の認定を受けた場合は、雇用義務等に関する規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該事業主の事業所とみなす。

二 事業協同組合等における特定事業主に雇用される労働者に関する特例

事業協同組合等及びその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る。以下「特定事業主」という。）が申請を行い、厚生労働大臣の認定を受けた場合は、雇用義務等に関する規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該事業協同組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該事業協同組合等の事業所とみなす。

三 障害者雇用調整金の支給

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業主若しくは関係子会社又は二の事業協同組合等若しくは特定事業主等に対しても、障害者雇用調整金を支給することができる。

四 短時間労働者等の雇用義務対象への追加

1 雇用義務等に関する規定における労働者数及び障害者雇用率の算定に当たっては、短時間労働者は、その1人をもって、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

2 雇用義務等に関する規定における身体障害者及び知的障害者である労働者数及び障害者雇用率の算定に当たっては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その1人をもって、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

3 雇用義務等に関する規定における身体障害者及び知的障害者である労働者の算定に当たって

は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その1人をもって、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

五 障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲の拡大

- 1 障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等に関する規定について、暫定的に常用労働者の数が301人以上の事業主とされている適用対象を常用労働者の数が201人以上の事業主へ拡大する。
- 2 常用労働者の数が201人以上300人以下である事業主に係る障害者雇用納付金の調整基礎額及び障害者雇用調整金の単位調整額は、1の施行日から5年間は、政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額とする。

六 障害者雇用支援センターの廃止

障害者雇用支援センターを廃止する。

七 障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲の拡大

- 1 障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等に関する規定について、暫定的に常用労働者の数が201人以上の事業主とされている適用対象を常用労働者の数が101人以上である事業主へ拡大する。
- 2 常用労働者の数が101人以上200人以下である事業主に係る障害者雇用納付金の調整基礎額及び障害者雇用調整金の単位調整額は、1の施行日から5年間は、政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額とする。

八 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、四、五については平成22年7月1日、六については平成24年4月1日、及び七については平成27年4月1日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第73号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第74号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、公共職業安定所の職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務のうち一定のものを民間事業者に委託することができることとするための措置を講じようとするものである。

行政不服審査法案 (第169回国会閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (第169回国会閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

行政手続法の一部を改正する法律案 (第169回国会閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案 (第169回国会閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (第169回国会閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

本院議員提出法律案

農業協同組合法等の一部を改正する法律案 (参第1号)

(参議院 20.12.9農林水産委員会付託 継続審査)

【要旨】

農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫その他の農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び農林中央金庫法に規定する組織について、特定の政党のために利用してはならないこととする。

租税特別措置法の一部を改正する等の法律案 (参第2号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成21年3月31日限り揮発油税、地方道路税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例を廃止するとともに、これに伴い、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年4月1日から揮発油又は軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、特例廃止相当額の調整措置を実施することを義務付けようとするものである。

子ども手当法案 (参第3号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で子ども手当制度を創設し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額2万6千円の子どもの手当を支給しようとするものである。

大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案 (参第4号)

(参議院 20.12.15経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

大企業者と中小企業者との取引に関し、大企業者の責務を明らかにするとともに、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為を防止することによって、大企業者と中小企業者との取引を公正なものとするとともに、中小企業者の利益を保護する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (参第5号)

(参議院 20.12.15経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

事業者間の取引の公正の確保に資する競争政策の展開を図ることが重要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度を導入する。

地域金融の円滑化に関する法律案 (参第6号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、金融機関の地域金融に係る業務の適切な運営及び地域経済の活性化を期するため、地域金融の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責務を明らか

にするとともに、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度に係る評価に資する情報の公表の制度を設けること等により、その推進を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することとするものである。

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案 (参第7号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、内定取消しに関する紛争の防止及び解決等を図るため、採用内定から就労までの間の契約関係を明確にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 採用内定の通知と労働契約との関係

使用者が、労働者になろうとする者に対して、就労に先立ち、採用する旨の通知を発したときは、その時において労働契約が成立したものと推定する。

二 内定取消し

- 1 使用者は、労働者の就労開始前における労働契約の解除（以下「内定取消し」という。）をする場合があるときは、あらかじめ、当該労働契約の相手方（以下「内定者」という。）に対し、内定取消しの事由を書面により明示しなければならない。
- 2 内定取消しは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。
- 3 内定取消しが行われた場合において、内定者が当該内定取消しの理由について証明書を請求したときは、使用者は、7日以内にこれを交付しなければならない。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、二の1及び3は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 経過措置その他所要の規定を整備する。

派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案 (参第8号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、派遣労働者等の雇用の安定を図るため、派遣労働者等の解雇を防止するための緊急の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 派遣労働者等の雇用の安定のための助成及び援助

- 1 政府は、雇用保険法第62条の雇用安定事業として、次の事業を行うものとする。
 - (ア) 労働者派遣の役務の提供を受けている者が景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者であって継続して雇用していた期間が2月以上のものについて休業又は教育訓練（以下「休業等」という。）を行う派遣元事業主その他当該労働者派遣に係る派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる派遣元事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
 - (イ) 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、期間を定めて雇用する労働者又は短時間労働者であって継続して雇用していた期間が2月以上のものについて休業等を行う事業主その他期間を定めて雇用する労働者又は短時間労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
- 2 1の(ア)又は(イ)の助成は、当該助成を受けようとする派遣元事業主等が当該助成に係る休業等を開始する日として指定した日から起算して6月の期間（二の2において「対象期間」という。）

内に行われた休業等に係る手当又は賃金について行うものとする。また、1の(一)又は(二)の助成の金額を定めるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならないものとする。

- 3 政府は、派遣元事業主等が1の(一)又は(二)の助成又は援助を受けようとする場合にその請求を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2週間を経過した日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から6月を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日において対象期間が終了していない派遣元事業主等に対する助成及び援助については、一の1及び2は、なおその効力を有する。

雇用保険法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、あまねく労働者の生活及び雇用の安定を図るため、住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等を行うとともに、雇用保険の適用対象者の拡大、基本手当の受給資格要件の改正、基本手当の日額の引上げ、特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ、国庫負担に関する暫定措置の廃止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等

政府が行う雇用安定事業に、次に掲げる事業を追加する。

- 1 解雇等に伴い雇用主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者から提供されていた住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者、失業等給付を受給することができず生活に困窮している失業者等に対して、再就職のための職業紹介及び職業指導、公営住宅への入居における特別の配慮等住宅への入居の支援、生活上の支援その他必要な援助を一体的に行うこと。
- 2 派遣労働者等に住宅を提供している雇用主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者であって、当該派遣労働者等をその解雇等の後も引き続き当該住宅に居住させるものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 失業等給付の拡充等

1 適用対象者の拡大

派遣労働者及び短時間労働者を、雇用保険の適用対象者とする。

2 基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上であれば受給資格を取得できるものとする。

3 基本手当の日額の引上げ

基本手当の日額を、4,210円未満の賃金日額の場合に賃金日額の100分の100を乗じて得た金額とし、4,210円以上1万2,220円以下の賃金日額の場合に賃金日額の100分の100から100分の50までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額とする。

4 特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ等

基準日において35歳以上45歳未満である特定受給資格者の算定基礎期間の区分として1年以上5年未満の区分を設け、それ以外の、基準日において35歳以上60歳未満である特定受給資格者のすべての算定基礎期間の区分に係る所定給付日数を、それぞれ30日延長する。

5 特定受給資格者の範囲の拡大

雇止めにより離職した者を特定受給資格者とする。

6 短期雇用特例被保険者の範囲の拡大

同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用に就く派遣労働者

働者を、短期雇用特例被保険者とする。

7 特例一時金の額の引上げ

特例一時金の額を、基本手当の日額の60日分とする。

8 国庫負担に関する暫定措置の廃止

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、本来の額の100分の55としている暫定措置を廃止する。

三 施行期日等

1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、一は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 経過措置その他所要の規定を整備する。

期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案 (参第10号)

(参議院 20.12.15厚生労働委員会付託 12.19本会議可決 衆議院 12.24否決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、期間の定めのある労働契約が簡便な雇用調整に使われることの防止等のため、期間の定めのある労働契約の締結事由等の制限、雇止めの制限等期間の定めのある労働契約に関する必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 有期労働契約の締結事由等

1 使用者は、次に掲げる場合に限り、次に定める期間を上限として、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結することができる。

(一) 臨時的又は一時的な業務に使用するため労働者を雇い入れる場合 当該業務の存続期間であって3年を超えない期間

(二) 休業又は欠勤する労働者に代替する労働者を雇い入れる場合 当該休業又は欠勤の期間

(三) 一定の期間内に完了することが予定されている事業に使用するため労働者を雇い入れる場合 当該事業の完了に必要な期間

(四) 専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」という。）であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）を雇い入れる場合 5年

(五) 満60歳以上の労働者を雇い入れる場合 5年

(六) 労働者がその都合により当該有期労働契約の期間の満了後に退職することが明らかな場合等相当な理由に基づいて、労働者が期間の定めをすることを求めた場合 3年

(七) 法令上特に認められた場合 当該法令により認められた期間

(八) (一)から(七)までに掲げるもののほか、有期労働契約を締結することに正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事由に該当する場合 3年

2 使用者は、有期労働契約の締結の際には、労働者に対し、有期労働契約の期間、当該期間の定めをする理由、当該期間の満了後における当該有期労働契約に係る更新の可能性の有無及び期間の満了後において有期労働契約を更新する可能性があるときに当該有期労働契約を更新する場合又はしない場合の判断をするための基準その他厚生労働省令で定める事項を書面により明示しなければならない。

3 1の(一)から(八)までに該当しない労働契約又は2の書面の明示のない労働契約は、期間の定めのない労働契約とみなす。

4 1の(一)から(八)までに定める期間を超える期間を定めた有期労働契約の期間は、1の(一)から(八)までに定める期間とみなす。

二 差別的取扱いの禁止

使用者は、有期労働契約を締結している労働者又は短時間労働者の賃金その他の労働条件について、合理的な理由がある場合でなければ、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない。

三 契約期間途中の退職

1年を超える有期労働契約を締結した労働者は、民法第628条の規定にかかわらず、当該有期労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、2週間前までに使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

四 雇止めの制限等

- 1 一の2により更新の可能性を明示された有期労働契約を締結している労働者が、当該有期労働契約の更新を希望した場合においては、使用者は、当該有期労働契約を更新しないこととすることが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、更新を拒んではならない。
- 2 使用者は、1の有期労働契約（雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務をしている者に係るもの及び日々雇い入れられる者が1月を超えて引き続き使用されるに至った場合に係るものに限る。）を締結している労働者に対して当該有期労働契約を更新しないこととしようとするときは、労働者の責めに帰すべき事由がある場合等を除き、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。
- 3 2の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合は、その日数を短縮することができる。
- 4 1の有期労働契約が更新されなかった場合において、労働者が更新されなかった理由について証明書を請求したときは、使用者は、7日以内にこれを交付しなければならない。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 経過措置その他所要の規定を整備する。

法人税法の一部を改正する法律案 (参第11号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、内国法人又は連結法人が外国子会社から受ける配当等の額を益金に算入しないこととし、併せて当該外国子会社に係る所得に対して課される外国法人税額の控除の仕組みを廃止するとともに、特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度を廃止しようとするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (参第12号)

(参議院 20.12.15財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、欠損金の繰戻還付制度について適用の停止を解除するとともに、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり又は資本若しくは出資を有しない普通法人等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に係る法人税率を平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度について「100分の22」から「100分の11」に軽減しようとするものである。

中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案 (参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、今次の世界的規模の深刻な金融危機の発生に伴い我が国の経済情勢が急速に悪化している状況において、金融業務の公共性を踏まえ、金融機関の金融仲介機能が十全に発揮されるようにすることが喫緊の課題であることにかんがみ、中小規模の事業者の事業活動の円滑な遂行等を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (第168回国会参第1号)

(参議院 第168回国会19.11.2本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用（三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。）には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
 - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
 - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
 - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
 - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
 - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (第168回国会参第7号)

(参議院 第168回国会19.12.12本会議可決 衆議院 20.12.11否決)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三、一の別に法律で定める日までの間、政府は、郵政民営化法第8章第3節（移行期間中の銀行法等の特例等）及び第9章第3節（移行期間中の保険業法等の特例等）の規定の運用に当たっては、一及び二により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。
- 四、一の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定める。
- 五、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案 (第168回国会参第11号)

(参議院 第169回国会20.5.23本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、現行の土壤汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であって土壤汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壤汚染状況調査の対象とすることとする。
- 二、土壤汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならないこととし、届出を受けた都道府県知事は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しなければならないこととする。
- 三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。
- 四、罰則その他所要の規定を設けることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(第168回国会参第13号)

(参議院 第168回国会20.1.11本会議可決 衆議院 10.21否決)

【要旨】

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意（以下「抗争停止合意」という。）の形成の支援等の措置を講ずるものとする。
- 二、この法律に基づき、政府によって実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動とし、内閣総理大臣は、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 三、アフガニスタン復興支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 四、人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であってそこで実施される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人道復興支援活動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域において実施するものとする。
- 五、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限るものとする。
- 六、基本計画には、アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針、活動の種類及び内容、活動を実施する区域の範囲、自衛隊が外国の領域で活動を実施する場合における部隊等の規模等を定める。
- 七、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 八、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、その実施前に、当該活動を実施することにつき国会の承認を得なければならない。
- 九、内閣総理大臣等は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合等には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動の終了を命じなければならない。
- 十、内閣総理大臣は、指定されたアフガニスタン復興支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 十一、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又は自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行われるに至った場合等には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、前記九又は十による措置を待つものとする。
- 十二、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入っ

た者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、一定の要件に従って武器を使用することができる。

十三、アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置く。

十四、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則が定められるものとする。

十五、政府は、国際連合に、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための取組を補完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威に対し直ちに必要な措置を執るための組織が設置されるよう、国際連合等に対し働きかけを行う等積極的かつ主導的に取り組むことについて、検討するものとする。

十六、テロ対策海上阻止活動が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなったときは、これに参加するために必要な法制の整備について、検討するものとする。

十七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(第169回国会参第17号)

(参議院 第169回国会20.6.6本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。）その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度（後期高齢者医療制度並びに同法に定める医療費適正化の推進、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び病床転換助成事業をいう。以下同じ。）等の制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を廃止するとともに老人保健制度（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）第7条の規定による改正前の老人保健法に定めていた老人保健制度をいう。第一において同じ。）を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度の廃止等

一 政府は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに、老人保健制度を同日に再び導入するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

二 政府は、一の措置により高齢者の医療の確保に関する法律に定める前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が廃止される時に、改正法第13条の規定による改正がなかったとしたならば国民健康保険法の規定による退職被保険者又はその被扶養者であるべき者を当該退職被保険者又はその被扶養者とするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二 後期高齢者医療制度について緊急に講ずべき措置

政府は、第一の一の措置により後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間の措置として、後期高齢者医療制度に関し次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 保険料の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、特別徴収の方法によらないものとする。
- 2 3の被保険者以外の被保険者に係る保険料について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、その負担を軽減するものとする。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった被保険者に係る保険料について、引き続きこれを徴収しないものとする。

第三 医療保険各法等について緊急に講ずべき措置

政府は、次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。2において同じ。）に基づく入院時食事療養費又は入院時生活療養費（被扶養者が食事療養又は生活療養を受けた場合における家族療養費を含む。）の支給の対象となる者について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条、附則第66条又は附則第78条の規定による改正がなかったとしたならばその支給の対象となるべき者とするものとする。
- 2 医療保険各法に基づく療養の給付を受け又は療養を受ける際に70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における一部負担金又は家族療養費について、引き続き、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条又は附則第66条の規定による改正がなかったとしたならばその算定の際に乗すべき割合を乗じて得た額を基本とするものとする。
- 3 国民健康保険法又は地方税法に基づく市町村又は特別区による国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第13条又は第16条の規定による改正がなかったとしたならばよるべき方法によるものとする。

第四 地方公共団体に対する配慮等

政府は、第一から第三までの措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う地方公共団体及び医療保険者の負担をできる限り軽減するよう特別の配慮をするとともに、これらの措置の実施に伴い国民の間に混乱を生じさせないようにするため、これらの措置の内容の周知徹底を図る等万全の措置を講ずるものとする。

第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国民健康保険法の一部を改正する法律案 (衆第2号)

(衆議院 20.12.11可決 参議院 12.17厚生労働委員会付託 12.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、世帯主等が国民健康保険の保険料等の滞納により被保険者証を返還した場合であっても、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、当該世帯主等に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保険料の滞納により被保険者証が返還された場合における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る短期被保険者証の交付

国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納により被保険者証の返還を求められた世帯主が当該被保険者証を返還した場合において、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、市町村又は特別区は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付する。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日において、改正前の国民健康保険法第9条第6項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付するものとする。
- 3 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度等の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

予 算

平成二十年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 20.10.8可決 参議院 10.8予算委員会付託 10.16本会議可決)

[概要]

平成20年9月29日、平成二十年度補正予算3案が閣議決定された。平成二十年度補正予算は、20年8月の政府の月例経済報告が事実上の景気後退宣言と言われるなど、景気後退の可能性が強まる一方、原油等資源や食料品価格が高騰する中、8月29日に決定された「安心実現のための緊急総合対策」の実施等のために編成された。

歳入面では、19年度決算剰余金6,319億円(全額純剰余金)を受け入れるとともに、その他収入372億円の増収を見込むほか、公債金については、建設国債を1兆270億円増発する一方、特例国債を6,320億円減額することとした。

歳出面では、緊急安心実現総合対策費として、①生活者の不安の解消に要する経費3,518億円、②住まいと防災対策に要する経費7,296億円、③低炭素社会の実現と強い農林水産業創出に要する経費1,881億円、④中小企業等の活力向上に要する経費4,469億円、⑤地方公共団体に対する配慮に要する経費916億円が計上されるほか、19年度決算剰余金(純剰余金)は、その2分の1(3,160億円)が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。

なお、国債費の減額など9,599億円の既定経費の節減等が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入・歳出の純追加1兆641億円を加えた補正後の規模は、84兆1,255億円となった。

平成二十年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 緊急安心実現総合対策費	18,081	1. 政府資産整理収入	78
(1) 生活者の不安の解消	3,518	2. 雑収入	294
(2) 住まいと防災対策	7,296	3. 公債金	
(3) 低炭素社会の実現と強い農 林水産業創出	1,881	公債金	10,270
(4) 中小企業等の活力向上	4,469	特例公債金	△ 6,320
(5) 地方公共団体に対する配慮	916	4. 前年度剰余金受入	6,319
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	3,160		
3. 既定経費の節減	△ 9,599		
4. 予備費の減額	△ 1,000		
歳出計	10,641	歳入計	10,641

条 約

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国と香港との間において、捜査、訴追その他の刑事手続について、この協定の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国とウズベキスタンとの間において、投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定める。

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国とサウジアラビアとの間において、両国の指定航空企業が特定路線において航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定める。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件 (閣承認第1号)

(衆議院 20.11.14承認 参議院 11.18国土交通委員会付託 11.21本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成20年10月10日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成21年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成21年4月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (閣承認第2号)

(衆議院 20.11.14承認 参議院 11.18経済産業委員会付託 11.26本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により平成20年10月10日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成20年10月14日から平成21年4月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

【附帯決議】(20.11.25経済産業委員会議決)

政府は、北朝鮮が2006年10月に核実験を強行したこと、同国が日本人拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せないこと等の事情を総合的に勘案して、同国に対する厳格な措置を講じる旨決定した。本件承認案件に係る北朝鮮からの貨物輸入の全面禁止及び同国から第三国へ輸出する貨物の売買に関する仲介貿易取引等の禁止措置は、かかる措置の一環として同年10月13日に閣議決定以後実施され、本年10月10日の制裁継続の決定を含め、これまで4回にわたる制裁措置の延長が行われている。

一方、この間、北朝鮮は、核、ミサイル問題について、我が国として肯定的な評価をするに値する対応を示しておらず、また、拉致問題に対しては、不誠実極まる対応を続けている。

北朝鮮による核開発は、我が国を含む北東アジア地域のみならず国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威である。また、北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国国民の自由と人権に対する明白かつ重大な侵害である。我が国としてはこれらの問題の全面的かつ完全な解決に向け、北朝鮮の約束の実行を促すため、可能なあらゆる方策を講じなければならない。

よって、政府は以下の事項の実現について万全を期すべきである。

- 一 政府は、本件承認案件に係る対北朝鮮制裁措置を実効あらしめ、かつその目的が達成されるように厳格に実施するとともに、今後における北朝鮮の行動及び北朝鮮をめぐる諸情勢の変化に応じ、必要な場合は経済制裁の強化を検討すべきである。

右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から20年1月17日までの間に使用を決定した金額は597億円で、その内訳は、①特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費204億円、②主要国首脳会議の開催準備に必要な経費114億円、③地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費65億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成19年11月6日に使用を決定した金額は549億円で、その内訳は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費549億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成19年6月29日から20年1月29日までの間に決定した経費増額総額は616億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額236億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額163億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成20年2月22日に使用を決定した金額は14億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費14億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年3月28日に決定した経費増額総額は55億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額55億円である。

決算その他

平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 20.11.26決算委員会付託 継続審査)

[概要]

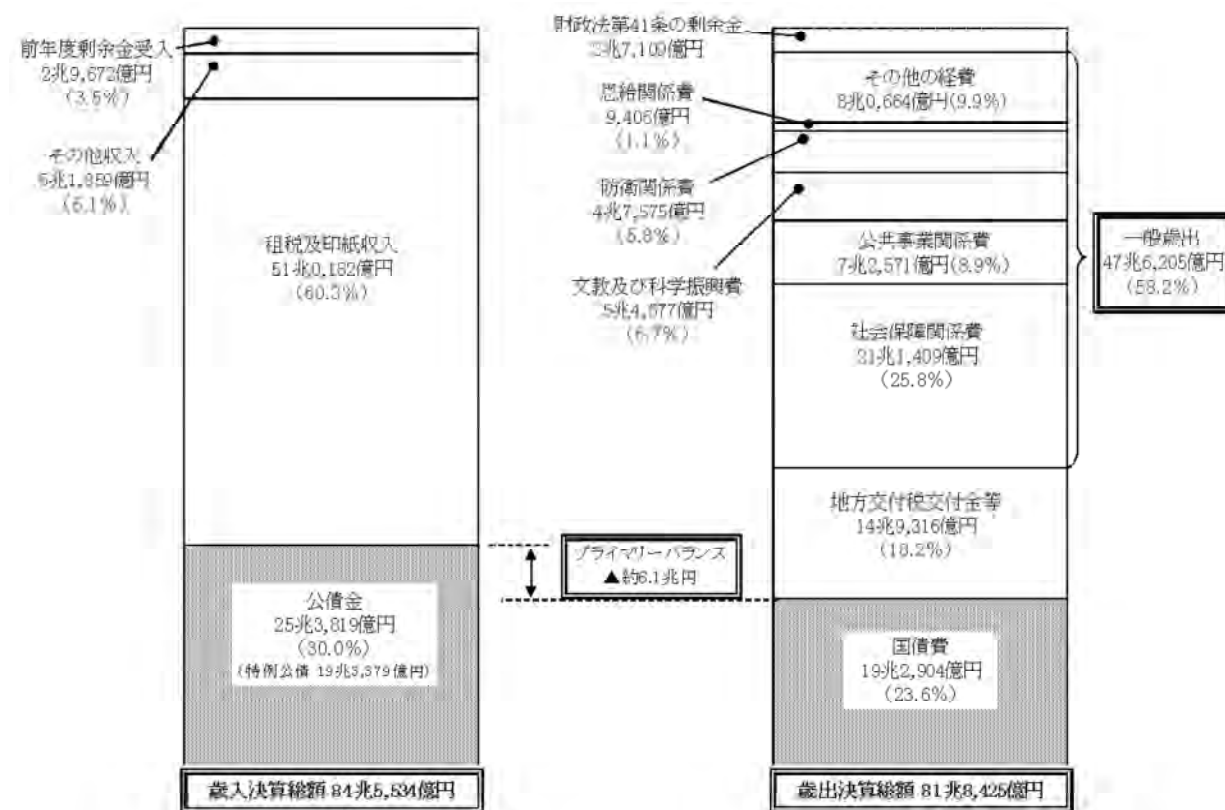
平成十九年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆5,534億円、歳出決算額は81兆8,425億円であり、差引き2兆7,109億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は6,319億円である。

平成十九年度特別会計歳入歳出決算における28の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は395兆9,203億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は353兆2,831億円である。

平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は62兆7,037億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は61兆9,686億円であるため、差引き7,350億円の剰余を生じた。

平成十九年度政府関係機関決算書における7機関の収入済額を合計した収入決算額は2兆6,038億円、支出済額を合計した支出決算額は2兆645億円である。

〈平成十九年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、20年度への繰越額2兆755億円、18年度までに発生した剰余金の使用残額34億円、財政法第6条の純剰余金6,319億円である。

(資料)「平成19年度 決算の説明」より作成

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 20.11.26決算委員会付託 継続審査）

【概要】

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書における19年度中の国有財産の差引純減少額は1兆5,891億円、19年度末現在額は105兆1,676億円である。

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 20.11.26決算委員会付託 継続審査）

【概要】

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書における19年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は18億円、19年度末現在額は1兆859億円である。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

5 議案審議表

凡例 ※: 予算関係法律案 (多): 賛成多数 (全): 全会一致

内閣委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する 法律案(閣法第6号)	20.10.21	- 11.11 内閣	11.19 修正(全)	11.21 修正(全)	- 11.21	11.25	11.27 質疑	11.27 可決(全) 附帯決議	11.28 可決 (全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	-	12.5 86号	23	

総務委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案(閣法第5号)	20.9.29	- 10.7 総務	10.8 可決(多)	10.8 可決(多)	- 10.15	10.15	10.16 質疑	10.16 可決(多)	10.16 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 社民、改く、 無	民主(一部)、 共産、無	10.22 84号	22	
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第13号)	20.12.2	- 12.8 総務	12.11 可決(全) 附帯決議	12.11 可決(全)	- 12.15	12.16	12.18 質疑	12.18 可決(全) 附帯決議	12.19 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	-	12.26 94号	29	
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)	20.12.2	- 12.8 総務	12.11 可決(全) 附帯決議	12.11 可決(全)	- 12.15	12.16		12.18 可決(全) 附帯決議	12.19 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改く、 無	-	12.26 95号	30	

法務委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
国籍法の一部を改正する法律案(閣法第9号)	20.11.4	- 11.13 法務	11.18 可決(全) 附帯決議	11.18 可決(全)	- 11.19	11.20	11.25 質疑 11.27 参考人/ 質疑	12.4 可決(全) 附帯決議	12.5 可決 (多)	民主(一部)、 自民、公明、 共産、社民、 改く、無	民主(一部)、 無	12.12 88号	26	

外交防衛委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 員	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)	20.9.29	- 10.8 テロ・イラク	10.20 可決(多)	10.21 可決(多)	(10.22) 10.22	10.23	10.23 質疑 10.28 質疑 10.30 質疑 11.5 参考人 11.6 質疑 11.11 質疑 11.13 質疑 12.11 質疑	12.11 否決	12.12 否決	自民、公明、 改久、無	民主、共産、 社民、無	12.16 92号	22	12.12 衆へ返 付 12.12 衆再可 決
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)	20.12.2	- 12.11 安保	12.12 可決(全) 附帯決議	12.12 可決(全)	- 12.15	12.16	12.18 質疑	12.18 可決(全) 附帯決議	12.19 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	-	12.26 98号	31	

財政金融委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号)	20.10.24	(10.28) 10.28 財務金融	11.5 修正 (多) 附帯決議	11.6 修正 (多)	(11.7) 11.7	11.11	11.13 質疑 11.19 参考人 11.20 質疑 12.11 質疑	12.11 修正 (可 否同数、 委員長決 裁)	12.12 修正 (多)	民主、社民、 無	自民、公明、 共産、改久、 無	12.16 90号	25	12.12 衆へ回 付 12.12 衆不同 意 12.12 衆再可 決
保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第8号)	20.10.24	(10.28) 10.28 財務金融	11.5 可決 (多)	11.6 可決 (多)	(11.7) 11.7	11.11		12.11 可決 (多)	12.12 可決 (多)	民主、自民、 公明、社民、 改久、無	共産	12.16 91号	25	
租税特別措置法の一部を改正する等の法律案 (大塚耕平君外6名発議) (参第2号)	20.12.11	-	-	-	- 12.15	12.16	12.18 質疑	継続審査		-	-	-	40	
地域金融の円滑化に関する法律案 (櫻井充君外7名発議) (参第6号)	20.12.11	-	-	-	- 12.15	-	-	継続審査		-	-	-	40	
法人税法の一部を改正する法律案 (尾立源幸君外7名発議) (参第11号)	20.12.15	-	-	-	- 12.15	-	-	継続審査		-	-	-	44	
租税特別措置法の一部を改正する法律案 (尾立源幸君外7名発議) (参第12号)	20.12.15	-	-	-	- 12.15	-	-	継続審査		-	-	-	44	

厚生労働委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	20.11.4	- 11.11 厚生労働	11.14 可決(全)	11.14 可決(全)	- 11.18	11.20	11.25 質疑	11.25 可決(全) 附帯決議	11.26 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	-	12.3 85号	27	
労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)	19.3.13 (166回)	(5.24・166回) 20.9.24 厚生労働	11.18 修正(多)	11.18 修正(多)	- 11.26	11.27	12.2 質疑	12.2 可決(多)	12.5 可決(多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	12.12 89号	32	
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第169回国会閣法第53号)	20.2.29 (169回)	- 9.24 厚生労働	11.21 修正(多) 附帯決議	11.21 修正(多)	- 12.3	12.4	12.9 質疑	12.9 可決(多) 附帯決議	12.12 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 改久、無	民主(一部)、 共産、社民、 無	12.19 93号	35	
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第69号)	20.3.7 (169回)	(5.29・169回) 9.24 厚生労働	12.10 可決(全) 附帯決議	12.11 可決(全)	- 12.15	12.16	12.18 質疑	12.18 可決(全)	12.19 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	-	12.26 96号	37	
子ども手当法案(神本美恵子君外8名発議)(参第3号)	20.12.11	-	-	-	- 12.15	-	-	継続審査		-	-	-	40	
内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外7名発議)(参第7号)	20.12.15	- 12.19 厚生労働	12.24 否決	12.24 否決	- 12.15	12.18	12.18 質疑	12.18 可決(多)	12.19 可決(全)	民主、共産、 社民、無	-	-	41	
派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(小林正夫君外7名発議)(参第8号)	20.12.15	- 12.19 厚生労働	12.24 否決	12.24 否決	- 12.15	12.18	12.18 質疑	12.18 可決(多)	12.19 可決(全)	民主、共産、 社民、無	-	-	41	
雇用保険法の一部を改正する法律案(小林正夫君外7名発議)(参第9号)	20.12.15	- 12.19 厚生労働	12.24 否決	12.24 否決	- 12.15	12.18	12.18 質疑	12.18 可決(多)	12.19 可決(全)	民主、共産、 社民、無	-	-	42	
期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外7名発議)(参第10号)	20.12.15	- 12.19 厚生労働	12.24 否決	12.24 否決	- 12.15	12.18	12.18 質疑	12.18 可決(多)	12.19 可決(全)	民主、共産、 社民、無	-	-	43	
国民健康保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第2号)	20.12.10			12.11 可決(全)	- 12.17	12.18	-	12.18 可決(全)	12.19 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	-	12.26 97号	50	

農林水産委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
農業協同組合法等の一部を改正する法律案 (平野達男君外4名発議) (参第1号)	20.11.25	-	-	-	- 12.9	12.11	-	継続審査	-	-	-	40	

経済産業委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 (閣承認第2号)	20.10.21	- 11.12 経済産業	11.14 承認 (多)	11.14 承認 (多)	- 11.18	11.25	11.25 質疑	11.25 承認 (全) 附帯決議	11.26 承認 (多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	/	53	
大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案 (藤末健三君外7名発議) (参第4号)	20.12.11	-	-	-	- 12.15	-	-	継続審査	-	-	-		40	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (藤末健三君外7名発議) (参第5号)	20.12.11	-	-	-	- 12.15	-	-	継続審査	-	-	-		40	

国土交通委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の 入港禁止の実施につき承認を求めるの件 (閣 承認第1号)	20.10.21	- 11.12 国土交通	11.14 承認 (多)	11.14 承認 (多)	- 11.18	11.20	-	11.20 承認 (多)	11.21 承認 (多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無		53	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律案 (第169回国会閣法第44号)	20.2.26 (169回)	- 9.24 国土交通	11.19 修正 (全) 附帯決議	11.21 修正 (全)	- 11.21	11.25	11.27 質疑	11.27 可決 (全) 附帯決議	11.28 可決 (全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、改久、 無	-	12.5 87号	34	

予算委員会

件 名 (参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							議案要 旨掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
平成二十年度一般会計補正予算 (第1号) (閣予第1号)	20.9.29	(9.29 財政演説) 9.29 予算	10.8 可決 (多)	10.8 可決 (多)	(9.29 財政演説) 9.29 予備付託 10.8 本付託	10.9		10.16 可決 (多)	10.16 可決 (多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	51	
平成二十年度特別会計補正予算 (特第1号) (閣予第2号)	20.9.29	(9.29 財政演説) 9.29 予算	10.8 可決 (多)	10.8 可決 (多)	(9.29 財政演説) 9.29 予備付託 10.8 本付託	10.9	10.14 総括質疑 10.15 総括質疑 10.16 締めくくり 質疑	10.16 可決 (多)	10.16 可決 (多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	51	
平成二十年度政府関係機関補正予算 (機第1号) (閣予第3号)	20.9.29	(9.29 財政演説) 9.29 予算	10.8 可決 (多)	10.8 可決 (多)	(9.29 財政演説) 9.29 予備付託 10.8 本付託	10.9		10.16 可決 (多)	10.16 可決 (多)	民主、自民、 公明、改久、 無	共産、社民、 無	51	

決算委員会

件 名 (参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							議案要 旨掲載 員	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書	20.11.21	- 11.26 決算行政監視	継続審査		(11.26財務大臣 の報告聴取) 11.26	11.26	12.15 全般質疑	継続審査	-	-	56		
平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	20.11.21	- 11.26 決算行政監視	継続審査		- 11.26	11.26		継続審査	-	-	57		
平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	20.11.21	- 11.26 決算行政監視	継続審査		- 11.26	11.26		継続審査	-	-	57		

(內閣提出法律案)

[illegible]

[illegible]

(本院議員提出法律案)

[illegible]

(条約)

[illegible]

(予備費等支出承諾)

[illegible]

Ⅲ 本会議の審議概要



〔平成20年9月29日 麻生内閣総理大臣の所信表明演説〕

1 本会議審議経過

○平成20年9月24日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員草川昭三君を議院に紹介した。

元本院議長井上裕君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、法務委員長に澤雄二君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時5分

再開 午後1時31分

議長は、本日福田内閣総理大臣から内閣は総辞職することに決した旨の通知に接したことを報告した。

内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数240、過半数121）、小沢一郎君120票、麻生太郎君108票、志位和夫君7票、福島みずほ君5票にて、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た小沢一郎君、麻生太郎君について決選投票を行った結果（投票総数240）、小沢一郎君125票、麻生太郎君108票、白票7票にて、衆議院議員小沢一郎君が指名された。

議長は、衆議院において衆議院議員麻生太郎君を内閣総理大臣に指名した旨の通知に接している旨報告し、本院は内閣総理大臣の指名について両院協議会を求めなければならない旨を告げた。

休憩 午後2時8分

再開 午後3時6分

内閣総理大臣の指名両院協議会の協議委員の

選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後3時7分

再開 午後4時41分

内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長輿石東君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

休憩 午後4時45分

再開するに至らなかった。

○平成20年9月29日（月）

開会 午前11時1分

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	岡田	広君
文教科学委員長	関口	昌一君
国土交通委員長	吉田	博美君
環境委員長	松山	政司君
行政監視委員長	加藤	修一君

日程第1 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	愛知	治郎君
文教科学委員長	中川	雅治君
国土交通委員長	田村	耕太郎君
環境委員長	有村	治子君
予算委員長	溝手	顕正君
行政監視委員長	山下	栄一君
懲罰委員長	藤井	孝男君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前11時5分

再開 午後3時1分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

麻生内閣総理大臣は所信に関し、中川財務大臣は財政に関しそれぞれ演説をした。
国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時31分

○平成20年10月2日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

興石東君、山崎正昭君は、それぞれ質疑をした。
残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時45分

○平成20年10月3日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

浜四津敏子君、自見庄三郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、坂本由紀子君、田中康夫君、市田忠義君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員谷川秀善君、裁判官訴追委員加納時男君、同予備員加藤敏幸君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名

によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に木村仁君、裁判官訴追委員に吉田博美君、同予備員に松あきら君、国土審議会委員に加藤敏幸君、国土開発幹線自動車道建設会議委員に泉信也君を指名した。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、木村仁君を第3順位とし、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第2順位の島田智哉子君を第1順位とし、第3順位の尾立源幸君を第2順位とし、第4順位の牧山ひろえ君を第3順位とし、松あきら君を第4順位とした。

散会 午後3時4分

○平成20年10月16日（木）

開会 午後5時31分

元本院議長土屋義彦君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 平成二十年度一般会計補正予算（第1号）

日程第2 平成二十年度特別会計補正予算（特第1号）

日程第3 平成二十年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対14にて可決された。

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対9にて可決された。

散会 午後5時42分

○平成20年10月22日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 テロ対策海上阻止活動に対する補

給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、河村国務大臣から趣旨説明があった後、藤田幸久君、浅野勝人君、浜田昌良君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時12分

○平成20年10月24日（金）

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、田中直紀君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、岩永浩美君を指名した。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

検査官に山浦久司君を任命することに賛成231、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

日本銀行副総裁に山口廣秀君を任命することに賛成226、反対7にて同意することに決し、

情報公開・個人情報保護審査会委員に戸澤和彦君を任命することに賛成219、反対14にて同意することに決し、

地方財政審議会委員に神野直彦君、中央労働委員会公益委員に菅野和夫君、赤塚信雄君、諏訪康雄君、岩村正彦君、岡部喜代子君、仁田道夫君、春日偉知郎君、柴田和史君、板澤葉子君、野崎薫子君、藤重由美子君、坂東規子君、廣見和夫君、藤村誠君、山川隆一君、

労働保険審査会委員に宮崎公男君を任命することに賛成233、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

中央更生保護審査会委員に戸田信久君を任命することに賛成227、反対6にて同意することに決し、

中央更生保護審査会委員に北村節子君を任命することに賛成228、反対5にて同意することに決し、

公安審査委員会委員長に田中康久君、同委員に宮家邦彦君、佐伯仁志君、長谷部由起子君、

労働保険審査会委員に井上和子君を任命することに賛成225、反対7にて同意することに決した。

散会 午前10時9分

○平成20年11月7日（金）

開会 午前10時1分

元議員上田耕一郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

検察官適格審査会委員に内藤正光君、同予備委員に白眞勲君（内藤正光君の予備委員）を指名した。

日程第1 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、中川国務大臣から趣旨説明があった後、富岡由紀夫君、椎名一保君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時1分

○平成20年11月21日（金）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

総合科学技術会議議員に相澤益男君、奥村直樹君、白石隆君、今榮東洋子君、電波監理審議会委員に原島博君、松崎陽子君、山田攝子君、

日本放送協会経営委員会委員に桑野和泉君、

社会保険審査会委員に池内駿之君、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君を任命することに賛成234、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君、森田朗君、

日本放送協会経営委員会委員に篠崎悦子君、多賀谷一照君を任命することに賛成106、反対126にて同意しないことに決し、日本放送協会経営委員会委員に前田晃伸君を任命することに賛成105、反対131にて同意しないことに決し、社会保険審査会委員に矢野隆男君を任命することに賛成226、反対8にて同意することに決した。

日程第1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対13にて承認することに決した。

散会 午前10時9分

○平成20年11月26日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成十九年度決算の概要について）

本件は、中川財務大臣から報告があった後、藤末健三君、西島英利君、弘友和夫君、仁比聡平君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対13にて承認することに決した。

日程第3 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、

反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時3分

○平成20年11月28日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（第169回国会内閣提出、第170回国会衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午前10時7分

再開するに至らなかった。

○平成20年12月5日（金）

開会 午前10時2分

日程第1 労働基準法の一部を改正する法律案（第166回国会内閣提出、第170回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対13にて可決された。

日程第2 国籍法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対9にて可決された。

散会 午前10時9分

○平成20年12月12日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（第169回国会内閣提出、第170回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対20にて可決された。

日程第2 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成108、反対132にて否決された。

日程第3 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成124、反対116にて修正議決、日程第4は賛成233、反対7にて可決された。

休憩 午前10時28分

再開するに至らなかった。

○平成20年12月19日（金）

開会 午前10時2分

日程第1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 障害者の雇用の促進等に関する法

律の一部を改正する法律案（第169回国会内閣提出、第170回国会衆議院送付）

日程第5 国民健康保険法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第6 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（小林正夫君外7名発議）

日程第7 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案（小林正夫君外7名発議）

日程第8 雇用保険法の一部を改正する法律案（小林正夫君外7名発議）

日程第9 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（小林正夫君外7名発議）

議長は、以上6案を議題とする旨宣告した。
厚生労働委員長岩本司君解任決議案（衛藤晟一君外1名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、衛藤晟一君から趣旨説明があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成108、反対125にて否決された。次いで、6案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4及び第5は賛成239、反対0にて全会一致をもって可決、日程第6ないし第9は賛成132、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時47分

○平成20年12月24日（水）

開会 午前11時51分

元本院副議長瀬谷英行君逝去につき哀悼の件
本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第1の請願

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願外96件の請願

以上の請願は、外交防衛委員長外2委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、財政金融委員会の租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(参第2号)、地域金融の円滑化に関する法律案(参第6号)、法人税法の一部を改正する法律案(参第11号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第12号)、厚生労働委員会の子ども手当法案(参第3号)、農林水産委員会の農業協同組合法等の一部を改正する法律案(参第1号)並びに経済産業委員会の大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(参第4号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書
- 一、平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 一、平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

国際・地球温暖化問題に関する調査会

- 一、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

少子高齢化・共生社会に関する調査会

一、少子高齢化・共生社会に関する調査

休憩 午前11時56分

再開 午後2時6分

**参議院の審議権尊重に関する決議案(奥石東
君外13名発議)(委員会審査省略要求事件)**

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、大石正光君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成123、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後2時11分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月 日	事 項	演説者	月 日	質疑者
20. 9. 29	所信表明演説 財政演説	麻生内閣総理大臣 中川財務大臣	10. 2	興石 東君(民主) 山崎 正昭君(自民)
			10. 3	浜四津 敏子君(公明) 自見 庄三郎君(民主) 坂本 由紀子君(自民) 田中 康夫君(民主) 市田 忠義君(共産) 福島 みずほ君(社民)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月 日	事 項	報告者	月 日	質疑者
20. 11. 26	平成十九年度決算の概要について	中川財務大臣	同日	藤末 健三君(民主) 西島 英利君(自民) 弘友 和夫君(公明) 仁比 聡平君(共産) 又市 征治君(社民)

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	議院運営委員長西岡武夫君解任決議案	世耕 弘成君 外2名	20. 12. 18	未了			
2	厚生労働委員長岩本司君解任決議案	衛藤 晟一君 外1名	20. 12. 18			12. 19 否決	
3	参議院の審議権尊重に関する決議案	興石 東君 外13名	20. 12. 24			12. 24 可決	

可決したもの

平成20年12月24日

参議院の審議権尊重に関する決議

我が国は、百年に一度と言われる世界的な経済危機に瀕し、日々に経済・雇用状況の悪化等が報道される現状にある。このような未曾有の危機に対し、参議院は、国民の生活を守るべく、雇用対策等の議員立法を可決し、立法府の一院としての意思を国民に示した。

しかるに、政府・与党は、本院の議決の重みを一顧だにせず、否決したことは、誠に遺憾であり、迅速で効果的な雇用対策を本気で実施しようとする誠意が全く見られない。

政府・与党の参議院軽視の姿勢はこの一例にとどまらない。直近の民意により参議院が新たに構成された昨年の7月以降、衆議院で多数を占める政府・与党は参議院の意思を踏みにじり、再議決を行った議案は9件の多数にのぼる。その1件たりとも両院協議会を求めることなく、直ちに再議決を行い成立を図った。

本院は、政府・与党が参議院の審議権を尊重して、二院制度を認めた憲法の精神を没却することのないよう、また直近の国政選挙により示された国民の意思を十分尊重するよう要請するものである。

右決議する。

IV 両院協議会の協議概要



〔平成20年9月24日 内閣総理大臣の指名両院協議会〕

両院協議会の協議概要

内閣総理大臣の指名両院協議会

(1) 協議概観

9月24日の本会議において衆議院議員小沢一郎君が内閣総理大臣に指名された。同日の衆議院本会議において衆議院議員麻生太郎君が内閣総理大臣に指名されていたことから、本院は衆議院に対し、両院協議会を開くことを求め、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主及び社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に興石東君を、副議長に平田健二君を互選した。

両院協議会は同日開かれたが、成案を得なかった。なお、協議委員議長は、同日の本会議において、両院協議会の報告を行った。

(2) 協議経過

○平成20年9月24日（水）（第1回）

○成案を得なかった。

(3) 内閣総理大臣の指名両院協議会参議院協議委員議長報告

内閣総理大臣の指名両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、興石東が、副議長に平田健二君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、小坂憲次君が協議委員議長に、森英介君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することになっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の小坂憲次君が議長に当選されました。

協議会におきましては、まず本院が衆議院議員小沢一郎君を内閣総理大臣に指名した議決の趣旨について大石正光君から、続いて衆議院が衆議院議員麻生太郎君を指名した議決の趣旨について森英介君から、それぞれ説明を聴取いたしました。

次に、協議に入り、本院側は家西悟君及び近藤正道君が、衆議院側は漆原良夫君及び浜田靖一君が意見を述べた後、採決に入りました。

採決は、内閣総理大臣の指名について、まず参議院の指名どおりと決することについて行われましたところ、賛成者は10名、次に衆議院の指名どおりと決することについて行われましたところ、賛成者は9名であり、いずれも出席協議委員の3分の2に達しておりませんでした。したがって、両院協議会は、内閣総理大臣の指名について成案を得るには至りませんでした。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
内閣総理大臣の指名	参議院	両議院議決 不一致	20. 9. 24	20. 9. 24	20. 9. 24	協議会において成案を得なかった		憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった

(5) 協議委員

議 長	興石	東 (民主)	小川	勝也 (民主)	築瀬	進 (民主)
副議長	平田	健二 (民主)	大石	正光 (民主)	近藤	正道 (社民)
	家西	悟 (民主)	工藤	堅太郎 (民主)		
	池口	修次 (民主)	森	ゆうこ (民主)		

V 委員会及び調査会等の審議概要



〔平成20年10月14日 予算委員会〕

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	愛知	治郎（自民）	神本	美恵子（民主）	岩城	光英（自民）
理事	芝	博一（民主）	工藤	堅太郎（民主）	鴻池	祥肇（自民）
理事	松井	孝治（民主）	自見	庄三郎（民主）	鈴木	政二（自民）
理事	岡田	広（自民）	島田	智哉子（民主）	山谷	えり子（自民）
理事	中川	義雄（自民）	築瀬	進（民主）	山本	香苗（公明）
	相原	久美子（民主）	柳澤	光美（民主）	糸数	慶子（無）
	石井	一（民主）	市川	一朗（自民）		（20. 11. 11 現在）

（1）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願3種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案は、最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持を禁止される剣の範囲の拡大、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包所持等の規制の強化、銃砲刀剣類の所持者への監督強化等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、猟銃等の所持許可の申請書に内閣府令で定める要件に該当する医師の診断書の添付の義務付け、猟銃に適合する実包の所持状況に係る帳簿の検査の実施、調査を行う間の保管制度の拡充、銃砲刀剣類の確実な引渡しの確保を内容とする修正が行われた。

委員会においては、ナイフの規制の在り方と法改正の趣旨、欠格事由該当性の判断を

行う医師についての考え方、銃砲刀剣類の所持基準の適確な運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月20日、国家公務員制度改革における内閣人事局の在り方、地方の実情に応じた子育て支援施策の充実、駐車規制の除外対象となる障害者の基準を見直す必要性、雇用分野における規制改革の負の側面への対応、地方財政の充実強化の必要性、公務に従事する非常勤職員の待遇改善、経済情勢の悪化による自殺者増加の懸念とこれに緊急に対応する必要性、民間団体による自殺の実態調査の政府における積極活用、社会保障分野における安定財源の確保、対馬における外国人の土地取得が安全保障に及ぼす影響、大麻事案の実態を踏まえた規制強化の必要性、出会い系喫茶に対する法的規制の必要性、地方の消費者行政の充実等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成20年11月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員制度改革における内閣人事局の在り方に関する件、地方の実情に応じた子育て支援施策の充実に関する件、公務に従事する非常勤職員の待遇改善に関する件、経済情勢の悪化による自殺者増加の懸念とこれに緊急に対応する必要性に関する件、社会保障分野における安定財源の確保に関する件、対馬における外国人の土地取得が安全保障に及ぼす影響に関する件、出会い系喫茶に対する法的規制の必要性に関する件、地方の消費者行政の充実に関する件等について甘利国務大臣、河村内閣官房長官、小淵内閣府特命担当大臣、野田国務大臣、佐藤国家公安委員会委員長、鳩山国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、宮澤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、島田智哉子君（民主）、相原久美子君（民主）、柳澤光美君（民主）、岡田広君（自民）、山谷えり子君（自民）、山本香苗君（公明）、糸数慶子君（無）

○平成20年11月25日（火）（第3回）

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について佐藤国家公安委員会委員長から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員泉健太君から説明を聴いた。

○平成20年11月27日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員泉健太君、佐藤国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑

を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、大島九州男君（民主）、岩城光英君（自民）、山谷えり子君（自民）、山本香苗君（公明）、糸数慶子君（無）

（閣法第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成20年12月24日（水）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第904号外3件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	高嶋	良充（民主）	谷岡	郁子（民主）	中村	博彦（自民）
理事	加藤	敏幸（民主）	外山	斎（民主）	山本	順三（自民）
理事	那谷屋	正義（民主）	長谷川	憲正（民主）	吉村	剛太郎（自民）
理事	内藤	正光（民主）	平山	幸司（民主）	魚住	裕一郎（公明）
理事	河合	常則（自民）	松浦	大悟（民主）	山本	博司（公明）
理事	二之湯	智（自民）	石井	みどり（自民）	山下	芳生（共産）
	加賀谷	健（民主）	泉	信也（自民）	又市	征治（社民）
	行田	邦子（民主）	佐藤	正久（自民）		
	武内	則男（民主）	世耕	弘成（自民）		

（20. 10. 15 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類30件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

地方税財政 **地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案**は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税、軽油引取税及び地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、総額656億1,900万円の地方税等減収補てん臨時交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものである。委員会においては、臨時交付金の使途を道路費用に限定したことの是非、定額減税の実施方法と地方財政に与える影響、地方分権改革推進の在り方、今後見込まれる国税の大幅減収に伴う地方交付税への影響とその対策等について質疑が行われ、討論の後、多数を

もって可決された。

公務員制度 **一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案**は、人事院の国会及び内閣に対する平成20年8月11日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手当の新設を行うとともに、勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定する等の措置を講じようとするものであり、**国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案**は、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものである。両法律案は、委員会において一括して議題とされ、非常勤職員の処遇改善の必要性、超過勤務縮減の推進、地方公務員給与の在り方、勤務時間短縮に係る消防職員への対応、退職手当・恩給審査会の委

員構成、公務員のメンタルヘルス対策等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案にそれぞれ附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月13日、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

11月25日、地方税財政の充実に関する件、定額給付金に関する件、郵政民営化見直し

に関する件、NHKの次期経営計画に関する件、地上デジタル放送完全移行への取組に関する件、補助金等に係る自治体の不適正経理に関する件、大分県の教職員人事問題に関する件、救急搬送の在り方に関する件、派遣労働者の雇止めに関する件、今後の過疎対策に関する件、定住自立圏構想に関する件、人事院の独立性確保に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年10月15日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成20年10月16日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について鳩山総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役米澤友宏君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

内藤正光君（民主）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第5号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

○平成20年11月13日（木）（第3回）

- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

○平成20年11月25日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税財政の充実に関する件、定額給付金に関する件、郵政民営化見直しに関する件、NHKの次期経営計画に関する件、地上デジタル放送完全移行への取組に関する件、補助金等に係る自治体の不適正経理に関する件、大分県の教職員人事問題に関する件、救急搬送の在り方に関する件、派遣労働者の雇止めに関する件、今後の過疎対策に関する件、定住自立圏構想に関する件、人事院の独立性確保に関する件等について鳩山総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社常務執行役伊東敏朗君、日本放送協会会長福地茂雄君、同協会経営委員会委員長職務代行者岩崎芳史君及び同協会理事大西典良君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、長谷川憲正君（民主）、外山斎君（民主）、行田邦子君（民主）、礪崎陽輔君（自民）、山下芳生君（共産）、魚住裕一郎君（公明）、又市征治君（社民）

○平成20年12月16日（火）（第5回）

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について鳩山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成20年12月18日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について鳩山総務大臣、谷本内閣府副大臣、吉川経済産業副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、武内則男君（民主）、
二之湯智君（自民）、弘友和夫君（公明）、
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第13号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣法第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成20年12月24日（水）（第7回）

- 請願第141号外29件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	澤	雄二（公明）	前川	清成（民主）	丸山	和也（自民）
理事	千葉	景子（民主）	松浦	大悟（民主）	山崎	正昭（自民）
理事	松岡	徹（民主）	松野	信夫（民主）	仁比	聡平（共産）
理事	松村	龍二（自民）	吉川	沙織（民主）	近藤	正道（社民）
理事	木庭	健太郎（公明）	青木	幹雄（自民）	江田	五月（無）
	今野	東（民主）	秋元	司（自民）	山東	昭子（無）
	鈴木	寛（民主）	舩添	要一（自民）		（20. 11. 11 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本委員会付託の請願10種類78件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国籍法の一部を改正する法律案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない子にも日本の国籍の取得を可能とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国籍法違憲最高裁判決の意義、偽装認知の防止

策及びDNA鑑定導入の可否、本法律案の内容や罰則を周知徹底する必要性、非嫡出子の相続分差別に対する法務大臣見解等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月13日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、裁判員制度の円滑実施のための支援体制の整備の必要性、防衛省前航空幕僚長の論文問題、死刑の執行及び殺人事件の求刑・量刑の基準、法科大学院の現状と改善策、犯罪被害回復給付金の支給状況、外国人研修生・技能実習生制度の実態等が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 薬害肝炎訴訟における国の姿勢に関する件、裁判員制度の円滑実施のための支援体制の整

備に関する件、死刑の執行及び殺人事件の求刑・量刑の基準に関する件、法科大学院の現状と改善策及び司法試験合格者数の見直しに関する件、刑事施設の過剰収容問題に関する件、犯罪被害回復給付金の支給状況に関する件、外国人研修生・技能実習生制度の実態に関する件等について森法務大臣、金子厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当

局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、松野信夫君（民主）、
松村龍二君（自民）、丸山和也君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、
近藤正道君（社民）

○平成20年11月20日（木）（第3回）

- 国籍法の一部を改正する法律案（閣法第9号）
（衆議院送付）について森法務大臣から趣旨
説明を聴いた。

○平成20年11月25日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国籍法の一部を改正する法律案（閣法第9号）
（衆議院送付）について森法務大臣及び政府
参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

千葉景子君（民主）、松村龍二君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、
近藤正道君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求め
ることを決定した。

○平成20年11月27日（木）（第5回）

- 国籍法の一部を改正する法律案（閣法第9号）
（衆議院送付）について次の参考人から意見を
聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

中央大学教授 奥田安弘君
弁護士
日本弁護士連合会家事法制委員会副委員長
遠山信一郎君

〔質疑者〕

松岡徹君（民主）、丸山和也君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、
近藤正道君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国籍法の一部を改正する法律案（閣法第9号）
（衆議院送付）について森法務大臣、佐藤法
務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に
対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、田中康夫君（民主）、
松野信夫君（民主）、丸山和也君（自民）、
山谷えり子君（自民）、木庭健太郎君（公
明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社
民）

○平成20年12月4日（木）（第6回）

- 国籍法の一部を改正する法律案（閣法第9号）
（衆議院送付）を可決した。
（閣法第9号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成20年12月24日（水）（第7回）

- 請願第1号外77件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査
要求書を提出することを決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	北澤	俊美 (民主)	佐藤	公治 (民主)	佐藤	正久 (自民)
理事	浅尾	慶一郎 (民主)	徳永	久志 (民主)	橋本	聖子 (自民)
理事	犬塚	直史 (民主)	白	眞勲 (民主)	山本	一太 (自民)
理事	藤田	幸久 (民主)	牧山	ひろえ (民主)	加藤	修一 (公明)
理事	浅野	勝人 (自民)	柳田	稔 (民主)	浜田	昌良 (公明)
理事	木村	仁 (自民)	岸	信夫 (自民)	井上	哲士 (共産)
	喜納	昌吉 (民主)	小池	正勝 (自民)	山内	徳信 (社民)

(20. 10. 23 現在)

(1) 審議概観

第170回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案2件であり、そのうち1件を否決し、1件を可決した。

また、本委員会付託の請願3種類41件のうち、1種類2件を採択した。

〔法律案の審査〕

国際テロ対策のための活動の継続 2001年9月11日に発生した米国同時多発テロの発生以降、国際社会は軍事、経済をはじめ様々な分野において「テロとの闘い」を継続している。**テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、テロとの闘いの一環としてインド洋においてテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対して、我が国が実施する補給支援活動等について定める補給支援特措法の期限を1年間延長しようとするものである。委員会においては、特措法を延長する必要性、武力の行使に関する国際法上と憲法上の定義の違い、補給支援活動とソマリア沖の海賊対策との関係、補給燃料の転用防止策、政府が実施したアフガニスタン調査の内容、アフガニスタンへの自衛隊派遣に関する

米国の要請、前航空幕僚長の論文問題と文民統制の在り方等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、賛成少数により否決された。

なお、本法案の審査に当たり、田母神前航空幕僚長がこれまでの政府見解と明らかに異なる論文を応募し、発表した事案を踏まえ、同氏を参考人として招致して質疑を行った。本法案は、本会議において、賛成少数で否決され、衆議院において3分の2以上の多数をもって再可決された。

防衛省職員に対する本府省業務調整手当の新設等 **防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案**は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて退職後に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められる者の若年定年退職者給付金を返納させることができることとするなど若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、医官の初任給調整手当増額が定着率に与える効果、自衛官への本府省業務調整手当の支給

と地方勤務者の手当の見直し、退職手当等の返納事由拡大の背景と具体的適用例、免職以外の懲戒処分を返納対象とする必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、防衛省改革の実行の徹底、前航空幕僚長の論文事案の再発防止策の徹底・確立、防衛省・自衛隊における教育の在り方及び退職自衛官に対する若年定年退職者給付金の返還の在り方等の6項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

今国会会期中、田母神航空幕僚長が、これまでの政府見解と明らかに異なる論文を民間企業が主催する懸賞論文に応募し、発表した事実が発覚し、同氏は平成20年10月31日付けで航空幕僚長を解任され、11月3日付け

で定年退職した。本事案を受け、我が国の文民統制の在り方が問題となったことを踏まえ、**11月13日**、文民統制の在り方に関する件について質疑を行った。

また、前航空幕僚長が統合幕僚学校長の職にあった時点も含め、現在、同校等において実施されている我が国の歴史観・国家観に関する教育の内容が問題となったことを踏まえ、**12月16日**、幹部自衛官の教育等に関する実情調査のため、統合幕僚学校、陸上自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部学校及び航空自衛隊幹部学校を視察し、統合幕僚長、統合幕僚学校長、陸上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊幹部学校長から概況説明を聴取したほか、学生との懇談を行った。加えて、同日、幹部自衛官の教育等に関する件について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成20年10月23日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について河村内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、浜田防衛大臣、中曽根外務大臣及び河村内閣官房長官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）

○平成20年10月28日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について麻生内閣総理大臣、中曽根外務大臣、河村内閣官房長官、浜田防衛大臣、大村厚生労働

副大臣、橋本外務副大臣、北村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（民主）、※白眞勲君（民主）、※牧山ひろえ君（民主）、木村仁君（自民）、※小池正勝君（自民）、※佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民） ※関連質疑

○平成20年10月30日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について河村内閣官房長官、浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、橋本外務副大臣、石田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、柳田稔君（民主）、
徳永久志君（民主）、藤田幸久君（民主）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成20年11月5日（水）（第4回）

- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

ペンシャール会現地代表 中村哲君
独立行政法人国際協力機構広報室長 力石寿郎君

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、佐藤正久君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

○平成20年11月6日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣、河村内閣官房長官、中曽根外務大臣、近藤農林水産副大臣、平田財務副大臣、谷合経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

喜納昌吉君（民主）、佐藤正久君（自民）、
浜田昌良君（公明）、藤田幸久君（民主）、
白眞勲君（民主）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成20年11月11日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、河村内閣

官房長官、橋本外務副大臣、政府参考人及び参考人前防衛省航空幕僚長田母神俊雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（民主）、犬塚直史君（民主）、
小池正勝君（自民）、浜田昌良君（公明）、
井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成20年11月13日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

文民統制の在り方に関する件

以上両案件について麻生内閣総理大臣、河村内閣官房長官、浜田防衛大臣及び中曽根外務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、山本一太君（自民）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

○平成20年11月18日（火）（第8回）

- 開会後、直ちに休憩し、再開に至らなかった。

○平成20年12月11日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、河村内閣官房長官、橋本外務副大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、否決した。

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、
谷岡郁子君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成20年12月16日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 幹部自衛官の教育等に関する件について浜田防衛大臣、河村内閣官房長官、中曽根外務大

臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、白眞勲君（民主）、
浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、
山内徳信君（社民）

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成20年12月18日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について中曽根外務大臣、浜田防衛大臣、北村防衛副大臣、岸防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、徳永久志君（民主）、
佐藤正久君（自民）、浜田昌良君（公明）、
井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）
（閣法第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成20年12月24日（水）（第12回）

- 請願第969号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第191号外38件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	峰崎	直樹（民主）	川崎	稔（民主）	鶴保	庸介（自民）
理事	大久保	勉（民主）	富岡	由紀夫（民主）	中山	恭子（自民）
理事	辻	泰弘（民主）	平田	健二（民主）	林	芳正（自民）
理事	円	より子（民主）	水戸	将史（民主）	藤井	孝男（自民）
理事	小泉	昭男（自民）	横峯	良郎（民主）	荒木	清寛（公明）
理事	椎名	一保（自民）	米長	晴信（民主）	白浜	一良（公明）
	尾立	源幸（民主）	尾辻	秀久（自民）	大門	実紀史（共産）
	大塚	耕平（民主）	島尻	安伊子（自民）		
	川合	孝典（民主）	末松	信介（自民）		

（20. 11. 6 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出4件の合計6件であった。

内閣提出2件のうち、1件は可決し、1件は修正議決した。なお、修正議決した1件については、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。本院議員提出4件は、いずれも継続審査とした。

また、本委員会付託の請願35種類189件について、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

金融関連2法律案 金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長等を行おうとする**金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（金融機能強化法等改正案）が提出された。衆議院においては、国の資本参加に際して従前の経営体制の見直しが求められる場合もあり得ることを明確化する等の修正が行

われた。また、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を平成24年3月末まで3年間延長しようとする**保険業法の一部を改正する法律案**（保険業法改正案）が提出された。

委員会では、両法律案を一括して議題として、参考人から意見を聴取するとともに、金融機能強化法等改正案による中小企業金融の改善効果、農林中央金庫等に対する検査・監督の在り方、地方公共団体が主要株主である金融機関に対する公的資本注入に関する考え方、保険業法の政府補助規定を延長する趣旨等について質疑が行われた。なお、金融機能強化法等改正案について、墨田区及び台東区において視察を行った。金融機能強化法等改正案は、本院において、地方公共団体が支配株主である金融機関を対象から除外する等の修正を行い衆議院に回付した。衆議院は、本院の回付案に同意せず、自らが議決した修正議決案を出席議員の3分の2以上の多数で再度可決したため、憲法の規定に

従い、衆議院の議決が国会の議決となった。
また、保険業法改正案は、多数をもって可決された。

揮発油税等暫定税率廃止等法律案 揮発油税等の暫定税率を廃止するとともに、廃止に伴う調整措置の実施を義務付けること等を内容とする**租税特別措置法の一部を改正する等の法律案**が提出され、地域活力基盤創造交付金(仮称)の創設と道路特定財源の一般財源化との整合性、会期末を控えた時期に法律案を提出した理由、税制のグリーン化を踏まえた自動車関係諸税の見直しの必要性、民主党の政策における消費税の位置付けと改革の方向性等について質疑を行った。

〔国政調査等〕

11月11日、基礎的財政収支の黒字化達成の見通しと社会保障費削減目標の見直しの

必要性、円高メリットを具体的なデータで示す必要性、原材料価格高騰対応等緊急保証制度の運用状況と周知の必要性、株式会社SFCGによる不適切な債権回収に対する金融庁の取組等について質疑を行った。

12月16日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書(平成20年6月10日提出)について、白川日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書に関し、現下の金融危機に対してゼロ金利政策や量的緩和政策をとる可能性、年末を控えた中小企業の資金繰りについての日銀総裁の見解、日中韓通貨スワップ協定における引出限度額を増額した理由、日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務を活用した資金繰り支援の対象にJ-REITが含まれる可能性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年9月19日(金)(第169回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について茂木内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、伊吹財務大臣、谷本内閣府副大臣、宇野内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田村耕太郎君(自民)、大久保勉君(民主)、
荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)

○平成20年11月6日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成20年11月11日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路特定財源の一般財源化に関する件、生活支援定額給付金に関する件、基礎年金国庫負担引上げの財源に関する件、現下の経済情勢に関する件、中小企業金融に関する件、ゆうちょ銀行に関する件等について中川国務大臣、宮澤内閣府副大臣、平田財務副大臣、谷本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻泰弘君(民主)、川崎稔君(民主)、水戸将史君(民主)、椎名一保君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第8

号) (衆議院送付)

以上両案について中川内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号) (衆議院送付) の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員竹本直一君から説明を聞いた。

○平成20年11月13日 (木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号) (衆議院送付)

保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第8号) (衆議院送付)

以上両案について中川国務大臣、近藤農林水産副大臣、平田財務副大臣、谷本内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行副総裁山口廣秀君及び同銀行理事山本謙三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君 (民主)、尾立源幸君 (民主)、大久保勉君 (民主)、小泉昭男君 (自民)、森まさこ君 (自民)、荒木清寛君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成20年11月19日 (水) (第4回)

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号) (衆議院送付)

保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第8号) (衆議院送付)

以上両案について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

農林中央金庫専務理事 宮園雅敬君

成城大学社会イノベーション学部学部長

村本孜君

日本商工会議所特別顧問・東京商工会議所

副会頭

愛知産業株式会社代表取締役社長 井上裕之君

〔質疑者〕

尾立源幸君 (民主)、鶴保庸介君 (自民)、

荒木清寛君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

○平成20年11月20日 (木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号) (衆議院送付)

保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第8号) (衆議院送付)

以上両案について中川国務大臣、近藤農林水産副大臣、平田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

富岡由紀夫君 (民主)、大久保勉君 (民主)、櫻井充君 (民主)、小泉昭男君 (自民)、森まさこ君 (自民)、白浜一良君 (公明)、大門実紀史君 (共産)、近藤正道君 (社民、委員外議員)

○平成20年12月11日 (木) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号) (衆議院送付)

保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第8号) (衆議院送付)

以上両案について麻生内閣総理大臣、中川国務大臣、松村経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行副総裁西村清彦君及び同銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行い、討論の後、

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第7号) (衆議院送付) を修正議決し、

保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第8

号) (衆議院送付) を可決した。

・質疑

〔質疑者〕

川崎稔君 (民主)、大久保勉君 (民主)、
尾立源幸君 (民主)、森まさこ君 (自民)、
荒木清寛君 (公明)、大門実紀史君 (共産)

・質疑 (内閣総理大臣出席)

〔質疑者〕

円より子君 (民主)、大塚耕平君 (民主)、
椎名一保君 (自民)、白浜一良君 (公明)、
大門実紀史君 (共産)

(閣法第7号修正案)

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、共産

(閣法第7号修正部分を除く原案)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

(閣法第8号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

○平成20年12月16日 (火) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨
及び金融の調節に関する報告書に関する件に
ついて参考人日本銀行総裁白川方明君から説
明を聴いた後、政府参考人、参考人日本銀行
総裁白川方明君、同銀行理事山本謙三君及び
同銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行っ
た。

〔質疑者〕

大久保勉君 (民主)、富岡由紀夫君 (民主)、
小泉昭男君 (自民)、荒木清寛君 (公明)、
大門実紀史君 (共産)

○租税特別措置法の一部を改正する等の法律案
(参第2号) について発議者参議院議員大塚
耕平君から趣旨説明を聴いた。

○平成20年12月18日 (木) (第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○租税特別措置法の一部を改正する等の法律案
(参第2号) について発議者参議院議員大塚
耕平君、同大久保勉君及び政府参考人に対し

質疑を行った。

〔質疑者〕

横峯良郎君 (民主)、川合孝典君 (民主)、
小泉昭男君 (自民)、荒木清寛君 (公明)、
大門実紀史君 (共産)

○平成20年12月24日 (水) (第9回)

○請願第44号外188件を審査した。

○租税特別措置法の一部を改正する等の法律案
(参第2号)

地域金融の円滑化に関する法律案(参第6号)

法人税法の一部を改正する法律案(参第11号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (参
第12号)

以上4案の継続審査要求書を提出することを
決定した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求
書を提出することを決定した。

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧（20名）

委員長	中川	雅治（自民）	亀井	郁夫（民主）	中曽根	弘文（自民）
理事	佐藤	泰介（民主）	木俣	佳丈（民主）	西田	昌司（自民）
理事	林	久美子（民主）	谷岡	郁子（民主）	山内	俊夫（自民）
理事	関口	昌一（自民）	友近	聡朗（民主）	義家	弘介（自民）
理事	水落	敏栄（自民）	西岡	武夫（民主）	浮島	とも子（公明）
	植松	恵美子（民主）	藤谷	光信（民主）	山下	栄一（公明）
	大島	九州男（民主）	水岡	俊一（民主）		（20. 11. 11 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願33種類109件のうち、1種類26件を採択した。

〔国政調査等〕

11月11日、塩谷文部科学大臣から、就任に当たっての見解を聴取した。

11月13日、新規学卒者の内定取消し、認定こども園の普及促進、教科書検定の改善状況、全国学力・学習状況調査の結果公表、留学生30万人計画、道德教育の重要性、職業教育とキャリア教育の在り方等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新規学卒者の内定取消しに関する件、認定こども園の普及促進に関する件、教科書検定の改善状況に関する件、全国学力・学習状況調査の結果公表に関する件、留学生30万人計画に関する件、道德教育の重要性に関する件、職業教育とキャリア教育の在り方に関する件等について塩谷文部科学大臣、渡辺厚生労働副大臣、佐藤法務副大臣、山内文部科学副大臣、萩生田文部科学大臣政務官、谷合経済産業大臣政務官、浮島文部科学大臣政務官及び

政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木俣佳丈君（民主）、林久美子君（民主）、谷岡郁子君（民主）、水岡俊一君（民主）、西田昌司君（自民）、義家弘介君（自民）、山下栄一君（公明）

○平成20年12月24日（水）（第3回）

- 請願第487号外25件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第662号外82件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岩本	司 (民主)	小林	正夫 (民主)	島尻	安伊子 (自民)
理事	家西	悟 (民主)	櫻井	充 (民主)	西島	英利 (自民)
理事	谷	博之 (民主)	津田	弥太郎 (民主)	南野	知恵子 (自民)
理事	蓮	舩 (民主)	中村	哲治 (民主)	古川	俊治 (自民)
理事	衛藤	晟一 (自民)	森	ゆうこ (民主)	渡辺	孝男 (公明)
理事	山本	博司 (公明)	石井	準一 (自民)	小池	晃 (共産)
	足立	信也 (民主)	石井	みどり (自民)	福島	みずほ (社民)
	大河原	雅子 (民主)	岸	宏一 (自民)		
	風間	直樹 (民主)	坂本	由紀子 (自民)		(20. 11. 11 現在)

(1) 審議概観

第170回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出4件、本院議員提出5件及び衆議院提出1件(厚生労働委員長1件)の合計10件であり、そのうち、内閣提出4件、本院議員提出4件及び衆議院提出1件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願67種類431件のうち、7種類71件を採択した。

〔法律案の審査〕

〔児童福祉〕 児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、次世代育成支援策の推進、家庭的保育における質の確保の必要性、社会的養護の充実強化、児童虐待の現状及びその防止策等について質疑が行わ

れ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

〔労働時間〕 労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)は、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の措置を講じようとするものである。衆議院において、一定の時間を超える時間外労働に適用される割増賃金の率の引上げについて、一定の時間を一箇月「80時間」から「60時間」に改める等の修正が行われた。

委員会においては、厚生労働大臣より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、長時間労働是正のための方策、中小事業主に対する猶予措置の在り方、年次有給休暇制度の趣旨、雇用対策の強化の必要性等について質疑が行

われ、討論の後、本法律案は多数をもって、原案どおり可決された。

雇用対策 平成20年9月15日の米国のいわゆるリーマンショックを契機に、世界の金融資本市場は100年に一度と言われる危機に陥った。我が国でも、外需に加え国内需要も停滞し、雇用情勢が急速に悪化した。製造業をはじめとして非正規雇用が大幅に縮小され、派遣労働者の中途契約解除、有期労働者の雇止め等が相次ぎ、企業から提供されていた寮を退去し住居を失うというケースも生じた。正規雇用についても、新規学卒者の内定取消し等が問題化した。

政府はこのような状況に対処するため、10月30日に「生活対策」、12月9日に「新たな雇用対策」を公表し、雇用維持、雇用創出、内定取消し等の対策に取り組んだ。これに対し、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合は、12月15日、**内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参第7号)**、**派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(参第8号)**、**雇用保険法の一部を改正する法律案(参第9号)**及び**期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参第10号)**を参議院に提出した。

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案は、内定取消しに関する紛争の防止及び解決等を図るため、採用内定から就労までの間の契約関係を明確にしようとするものである。**派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案**は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、派遣労働者等の雇用の安定を図るため、派遣労働者等の解雇を防止するための緊急の措置を講じよう

とするものである。**雇用保険法の一部を改正する法律案**は、あまねく労働者の生活及び雇用の安定を図るため、住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等を行うとともに、雇用保険の適用対象者の拡大、基本手当の受給資格要件の改正、基本手当の日額の引上げ、特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ、国庫負担に関する暫定措置の廃止等の措置を講じようとするものである。**期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案**は、期間の定めのある労働契約が簡便な雇用調整に使われることの防止等のため、期間の定めのある労働契約の締結事由等の制限、雇止めの制限等期間の定めのある労働契約に関する必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、4法律案を一括して審議し、今回の法律案の効果及び政府の雇用対策との相違点、採用内定取消しを法律で規制する意義、派遣労働者等への雇用保険の適用の在り方、有期労働契約に対する規制の在り方等について質疑が行われた。

4法律案に対する質疑を終局し、**派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案**及び**雇用保険法の一部を改正する法律案**について、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。

4法律案を順次採決の結果、4法律案は多数をもって原案どおり可決された。

その他 **高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第169回国会閣法第53号)**は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん

研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。衆議院において、国による必要な財政上の配慮、法施行後3年以内の検討規定を追加する等の修正が行われた。

委員会においては、厚生労働大臣より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、独立行政法人化する趣旨及び効果、運営費交付金等財政面での配慮の必要性、今後の国立高度専門医療研究センターの役割、医師、看護師等の人材確保の必要性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって、原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第69号)は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、最近の経済情勢と障害者雇用への影響、精神障害者の雇用義務化に向けた検討状況、中小企業に対する支援策の必要性、障害者権利条約の批准に向けた対応状況等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆第2号)は、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、世帯主等が国民健康保険の保険料等の滞納により被保険者証を返還した場合であっても、その世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、当該世帯主等に対し、当該被保険者に係る有効期間を6月とする被保険者証を交付しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、**子ども手当法案(参第3号)**は、継続審査となった。

〔国政調査〕

第169回国会閉会後の**平成20年9月18日**、年金記録の標準報酬月額等の不適正な処理、非食用事故米穀の不正流通、後期高齢者医療制度等の保険料の特別徴収、社会保険病院及び厚生年金病院の存続の必要性、職業能力開発に関する国の責任と雇用・能力開発機構の在り方等について質疑を行った。

第170回国会開会後の**11月11日**、社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定し、続いて、臓器移植に関する件について、舛添厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

11月13日、介護職員の平均給与額と給与引上げの場合の介護報酬への影響、年金記録改ざん問題に関する個別訪問調査結果等を報告する必要性、周産期医療と救急医療との連携の必要性、医療安全対策に関する今後の方針、公立病院の経営状況に関する認

識及び財政措置の在り方の検討状況、ジョブカード制度の利用状況及び若年者雇用に対する厚生労働大臣の決意、全国の労働局によるいわゆる「派遣切り」の実態調査の必要性、公的年金資金の運用の在り方等について質疑を行った。

12月4日、国民年金法の初診日要件を緩和して無年金障害者を救済する必要性、年

金記録の不適正な遡及訂正に対する今後の方針、ミニカップ型こんにゃく入りゼリー製品の危険性に対する認識、介護従事者の処遇改善対策の概要、子どものいる国民健康保険料滞納世帯への資格証明書の交付、労働者派遣契約の中途解除に関する厚生労働大臣の認識等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年9月18日（木）（第169回国会閉会後 第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 標準報酬月額等の不適正な処理に関する件、非食用事故米穀の不正流通に関する件、後期高齢者医療制度等の保険料の特別徴収に関する件、社会保険病院及び厚生年金病院の在り方に関する件、職業能力開発施策に関する件等について舛添厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主）、蓮舫君（民主）、中村哲治君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について舛添厚生労働大臣から報告を聞いた。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護従事者の給与改善のための介護報酬改定に関する件、年金記録改ざん問題等の実態解明に関する件、周産期救急医療対策に関する件、医療安全対策に関する件、公立病院の経営改善、医師確保等に関する件、若年者雇用対策に関する件、事業縮小に伴う派遣労働者

等の解雇問題に関する件、公的年金資金運用の在り方に関する件等について舛添厚生労働大臣、大村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（民主）、森ゆうこ君（民主）、足立信也君（民主）、古川俊治君（自民）、石井準一君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成20年11月20日（木）（第3回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成20年11月25日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、大河原雅子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、島尻安伊子君（自民）、南野知恵子君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第10号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成20年11月27日（木）（第5回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案（第166

回国会閣法第81号) (衆議院送付) について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員細川律夫君から説明を聴いた。

○平成20年12月2日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同榊屋敬悟君、舛添厚生労働大臣、渡辺厚生労働副大臣、岡田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君(民主)、津田弥太郎君(民主)、坂本由紀子君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)(第166回国会閣法第81号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

○平成20年12月4日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 無年金障害者問題に関する件、年金記録改ざん問題に関する件、こんにゃく入りゼリー製品の安全性に関する件、介護従事者の処遇改善に関する件、国民健康保険等における資格証明書の発行に関する件、派遣労働者等の中途解除に係る雇用問題に関する件等について舛添厚生労働大臣、並木内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷博之君(民主)、蓮舫君(民主)、坂本由紀子君(自民)、石井みどり君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(第169回国会閣法第53号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岡本充功君から説明を聴いた。

○平成20年12月9日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政

法人に関する法律案(第169回国会閣法第53号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣、渡辺厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

家西悟君(民主)、足立信也君(民主)、谷博之君(民主)、古川俊治君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(第169回国会閣法第53号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成20年12月16日(火)(第9回)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第69号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成20年12月18日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第169回国会閣法第69号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

風間直樹君(民主)、金子恵美君(民主)、石井みどり君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)(第169回国会閣法第69号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長田村憲久君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参第7号)

派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(参第8号)

雇用保険法の一部を改正する法律案(参第9

号)

期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（参第10号）

以上4案について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴き、同福山哲郎君、同近藤正道君、同吉川沙織君、同亀井亜紀子君、同津田弥太郎君、同松野信夫君、同小林正夫君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案（参第8号）

雇用保険法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上両案について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（参第7号）

派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案（参第8号）

雇用保険法の一部を改正する法律案（参第9号）

期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（参第10号）

以上4案をいずれも可決した。

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主）、坂本由紀子君（自民）、山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（参第7号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明

欠席会派 共産

（参第8号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明

欠席会派 共産

（参第9号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明

欠席会派 共産

（参第10号）

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明

欠席会派 共産

○平成20年12月24日（水）（第11回）

○請願第333号外70件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第7号外359件を審査した。

○子ども手当法案（参第3号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	郡司	彰（民主）	金子	恵美（民主）	野村	哲郎（自民）
理事	主濱	了（民主）	亀井	亜紀子（民主）	牧野	たかお（自民）
理事	平野	達男（民主）	高橋	千秋（民主）	山田	俊男（自民）
理事	加治屋	義人（自民）	藤原	良信（民主）	風間	昶（公明）
理事	佐藤	昭郎（自民）	舟山	康江（民主）	草川	昭三（公明）
	青木	愛（民主）	米長	晴信（民主）	紙	智子（共産）
	一川	保夫（民主）	岩永	浩美（自民）		（20. 11. 11 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件であり、継続審査とした。

また、本委員会付託の請願5種類27件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平野達男君外4名発議の**農業協同組合法等の一部を改正する法律案**は、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫その他の農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び農林中央金庫法に規定する組織について、特定の政党のために利用してはならないこととするため、それぞれの法律について所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、発議者の平野達男君より趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

第169回国会閉会後の**9月18日**、農林水産に関する調査を議題とし、事故米穀の不正規流通に関する件について太田農林水産大臣

から報告を聴取した後、事故米穀に係る農林水産省の立入検査の法的根拠と検査マニュアル及び通知の有無、多数の仲介業者が関与している複雑な米流通システムに対する大臣の所感、事故米穀が廃棄又は輸出国へ積戻しされなかった理由、事故米穀の不正規流通により損害を受けた事業者に対する農林水産省の責任、事故米穀の不正規流通を見逃した関係農林水産省職員に対する処分、改正食糧法による米流通の規制緩和が事故米穀の不正規流通の背景となった可能性、区分出荷米や加工用・飼料用米が主食用として横流しされる懸念、食の安全・安心確保のための規制強化の必要性、輸入小麦の中の事故品の流通実態を調査をする必要性等について質疑を行った。

11月11日、農林水産に関する調査を議題とし、事故米穀の不正規流通に関する件について石破農林水産大臣から報告を聴取した。

11月13日、農林水産に関する調査を議題とし、事故米穀問題に対する「農林水産省の取組に関する工程表」の進捗状況、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業150億円の積算根拠と善意の事業者の選定方法、事故米

穀不正規流通の発生原因の究明に農林水産省自ら取り組む必要性、計画輸入制度に基づく輸入小麦事故品に対する水際対策の在り方、麦・大豆の生産振興のため水田・畑作経営所得安定対策の過去生産実績要件を撤廃する必要性、閣僚懇談会における麻生総理の地方農政局等の見直し発言への対応、水田フル活用を目的とした多収穫米によるバイオエタノールの生産拡大の必要性、ミクロネシア連邦において逮捕された日本漁船の早期解放に向けた国の取組等について質疑を行った。

12月9日、農林水産に関する調査を議題とし、事故米穀の不正規流通に関する件につ

いて石破農林水産大臣から報告を聴取した後、事故米穀の不正規流通事案の解明状況、事故米穀に加えてミニマム・アクセス米全体の流通経路検証の必要性、事故米穀を全量廃棄することの妥当性、金融機能強化法による農林中金への資本注入に当たり経営責任を明確化する必要性、WTO閣僚会合に臨む農林水産大臣の決意、消費者行政における消費者庁と農林水産省等との役割分担の在り方、地球温暖化防止に資する森林整備の予算確保の重要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年9月18日（木）（第169回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 事故米穀の不正規流通に関する件について太田農林水産大臣から報告を聴いた。
- 事故米穀の不正規流通問題に関する件、食の安全・安心に関する件等について太田農林水産大臣、近藤農林水産副大臣、増原内閣府副大臣、野村農林水産大臣政務官、金子厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君（民主）、福山哲郎君（民主）、高橋千秋君（民主）、米長晴信君（民主）、山田俊男君（自民）、風間昶君（公明）、紙智子君（共産）

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 事故米穀の不正規流通に関する件について石破農林水産大臣から報告を聴いた。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 事故米穀の不正規流通に関する件、輸入米麦の取扱いに関する件、水田・畑作経営所得安定対策に関する件、国の出先機関の見直しに関する件、国産バイオ燃料の生産拡大に関する件、ミクロネシア連邦による日本漁船逮捕に関する件等について石破農林水産大臣、倉田総務副大臣、野村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君（民主）、米長晴信君（民主）、舟山康江君（民主）、主濱了君（民主）、佐藤昭郎君（自民）、牧野たかお君（自民）、風間昶君（公明）、草川昭三君（公明）、紙智子君（共産）

○平成20年12月9日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 事故米穀の不正規流通に関する件について石破農林水産大臣から報告を聴いた。
- 事故米穀の不正規流通問題に関する件、農林中央金庫に関する件、WTO農業交渉に関する件、消費者庁設置に関する件、地球温暖化

防止と森林整備に関する件等について石破農林水産大臣、近藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、米長晴信君（民主）、
亀井亜紀子君（民主）、平野達男君（民主）、
大久保勉君（民主）、紙智子君（共産）、
山田俊男君（自民）、風間昶君（公明）

○平成20年12月11日（木）（第4回）

- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（参第1号）について発議者参議院議員平野達男君から趣旨説明を聴いた。

○平成20年12月24日（水）（第5回）

- 請願第143号外26件を審査した。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法律案（参第1号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	山根	隆治 (民主)	直嶋	正行 (民主)	松村	祥史 (自民)
理事	鈴木	陽悦 (民主)	中谷	智司 (民主)	丸川	珠代 (自民)
理事	藤末	健三 (民主)	姫井	由美子 (民主)	谷合	正明 (公明)
理事	増子	輝彦 (民主)	藤原	正司 (民主)	松	あきら (公明)
理事	荻原	健司 (自民)	前田	武志 (民主)	松下	新平 (改ク)
理事	北川	イッセイ (自民)	塚田	一郎 (自民)	渡辺	秀央 (改ク)
	下田	敦子 (民主)	松田	岩夫 (自民)	田中	直紀 (無)

(20. 11. 11 現在)

(1) 審議概観

第170回国会において本委員会に付託された議案は、参議院議員発議法律案2件及び内閣提出承認案件(衆議院先議)1件の計3件である。このうち、承認案件は承認され、議員発議法律案2件は、いずれも本院において継続審査となった。

また、本委員会付託の請願12種類86件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

〔国政調査等〕

11月11日、北陸地域における中心市街地活性化等に向けた取組及び原子力に関する実情調査のため7月3日及び4日の2日間にわたって実施された委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

11月13日、2兆円の定額給付金を実施した

場合の経済効果に関する件、金融・税制を含む総合的な中小企業対策の必要性に関する件、二酸化炭素排出権取引制度の問題点に関する件、消費者行政への取組姿勢に関する件、東アジア経済統合に向けて東アジア・アセアン経済研究センターの果たす役割に関する件等について質疑を行った。

12月9日、中小企業問題に関する件について参考人株式会社東京商工リサーチ情報出版本部情報部統括部長友田信男君、堀越精機株式会社代表取締役堀越秀昭君、株式会社山七食品代表取締役・錦糸町商店街振興組合代表山田昇君及び特定非営利活動法人蜘蛛の糸理事長佐藤久男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

12月11日、WTO閣僚会合に臨む基本姿勢に関する件、再生可能エネルギー市場の拡大等による雇用創出に関する件、いわゆるマルチ商法による被害の防止対策に関する件、中小企業向け緊急保証制度の活用状況に関する件、日本とモンゴルの経済交流の拡大に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2兆円の定額給付金を実施した場合の経済効果に関する件、金融・税制を含む総合的な中小企業対策の必要性に関する件、二酸化炭素排出権取引制度の問題点に関する件、消費者安全行政への取組姿勢に関する件、東アジア経済統合に向けて東アジア・アセアン経済研究センターの果たす役割に関する件等について二階経済産業大臣、谷本内閣府副大臣、高市経済産業副大臣、谷合経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、藤末健三君（民主）、藤原正司君（民主）、姫井由美子君（民主）、北川イッセイ君（自民）、荻原健司君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）

○平成20年11月25日（火）（第3回）

- APEC閣僚会議に関する件について二階経済産業大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について二階経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、吉川経済産業副大臣、御法川外務大臣政務官、松村経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、中谷智司君（民主）、塚田一郎君（自民）
（閣承認第2号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成20年12月9日（火）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業問題に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社東京商工リサーチ情報出版本部情報部統括部長 友田信男君

堀越精機株式会社代表取締役 堀越秀昭君

株式会社山七食品代表取締役

錦糸町商店街振興組合代表 山田昇君

特定非営利活動法人蜘蛛の糸理事長 佐藤久男君

〔質疑者〕

鈴木陽悦君（民主）、荻原健司君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）、田中直紀君（無）、増子輝彦君（民主）、丸川珠代君（自民）、藤末健三君（民主）、姫井由美子君（民主）

○平成20年12月11日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTO閣僚会合に臨む基本姿勢に関する件、再生可能エネルギー市場の拡大等による雇用創出に関する件、農商工連携の推進に関する件、いわゆるマルチ商法による被害の防止対策に関する件、中小企業向け緊急保証制度の活用状況に関する件、日本とモンゴルの経済交流の拡大に関する件等について二階経済産業大臣、谷合経済産業大臣政務官、三ッ矢財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（民主）、丸川珠代君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（改ク）

○平成20年12月24日（水）（第6回）

- 請願第144号外85件を審査した。
- 大企業者による中小企業者に対する取引上の

地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案（参第4号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成20年7月3日(木)、4日(金)

- 北陸地域における中心市街地活性化等に向けた取組及び原子力に関する実情調査

〔派遣地〕

富山県、石川県、福井県

〔派遣委員〕

山根隆治君（民主）、鈴木陽悦君（民主）、
藤末健三君（民主）、増子輝彦君（民主）、
加納時男君（自民）、下田敦子君（民主）、
中谷智司君（民主）、姫井由美子君（民主）、
藤原正司君（民主）、荻原健司君（自民）、
山本香苗君（公明）、松下新平君（無）

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	田村 耕太郎（自民）	田中 康夫（民主）	佐藤 信秋（自民）
理事	長浜 博行（民主）	田名部 匡省（民主）	長谷川 大紋（自民）
理事	室井 邦彦（民主）	羽田 雄一郎（民主）	吉田 博美（自民）
理事	伊達 忠一（自民）	平山 幸司（民主）	脇 雅史（自民）
理事	山本 順三（自民）	広田 一（民主）	西田 実仁（公明）
理事	鰐淵 洋子（公明）	藤本 祐司（民主）	渕上 貞雄（社民）
	池口 修次（民主）	山下 八洲夫（民主）	大江 康弘（改ク）
	川上 義博（民主）	岡田 直樹（自民）	
	輿石 東（民主）	加納 時男（自民）	

（20. 11. 11 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願7種類47件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、長期優良住宅の流通を促進するため住宅性能表示制度の活用等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、長期優良住宅の普及の促進に関し、人材の養成、木造住宅及び地域における居住環境への配慮、住宅履歴の作成及び保存に係る援助等について修正が行われた。

委員会においては、長期優良住宅の需要見通しと需要促進策、新築のほか既存住宅も

制度の対象とする必要性、長期優良住宅における国産木材活用策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件については、多数をもって承認された。

〔国政調査等〕

11月11日、国土交通行政の諸施策について、金子国土交通大臣から説明を聴取した。

11月13日、質疑を行い、決算検査報告において不適切な支出とされた事例と国土交通省の対応、独立行政法人から関連法人への天下りに関する国土交通大臣の認識、「生活対策」により地方へ配分される1兆円の性格と地方道路整備臨時交付金の位置付け、海洋施策の推進に向けた海洋政策担当大臣としての決意、淀川水系流域の三重県・滋賀県・京都府・大阪府知事の意見を踏まえた大戸川ダム建設の見直し、ビジット・ジャパン・キャンペーンの訪日外国人旅行者数2010年1000万

人を2020年に2000万人とする方策、我が国が有する観光資源の魅力を活かした今後の観光施策の在り方、200年住宅の意義とその普及・促進の在り方、富士山静岡空港の開港延期に対する国土交通省の対応、住民の視点に立った治水事業推進の必要性和国土交通省の役割、地方分権改革推進委員会が標榜する河川管理の二重行政の意味と具体的事例、公共工事の入札制度における予定価格

の在り方、建設・不動産業の現状と政府の支援策、公営住宅の応募倍率上昇の理由と整備促進の必要性、運輸安全マネジメント制度の事業者の対応状況と国土交通省の評価、統合・新設された運輸安全委員会の業務体制・地方事務所の配置・人材確保策などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について金子国土交通大臣から説明を聞いた。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 決算検査報告の指摘事項に関する件、道路特定財源の一般財源化に関する件、河川管理の在り方及び淀川水系河川整備計画に関する件、観光立国の推進に関する件、公共工事の入札契約制度に関する件、住宅セーフティネットの充実に関する件、運輸安全委員会の在り方に関する件等について金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、室井邦彦君（民主）、田中康夫君（民主）、脇雅史君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、瀧上貞雄君（社民）

○平成20年11月20日（木）（第3回）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を聞いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク
反対会派 社民

○平成20年11月25日（火）（第4回）

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（第169回国会閣法第44号）（衆議院送付）について金子国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院国土交通委員長望月義夫君から説明を聞いた。

○平成20年11月27日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（第169回国会閣法第44号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員三日月大造君、金子国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

羽田雄一郎君（民主）、伊達忠一君（自民）、広田一君（民主）、平山幸司君（民主）、西田実仁君（公明）、瀧上貞雄君（社民）

（第169回国会閣法第44号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民、改ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成20年12月24日（水）（第6回）

- 請願第41号外46件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	有村 治子（自民）	大石 正光（民主）	若林 正俊（自民）
理事	岡崎 トミ子（民主）	大久保 潔重（民主）	加藤 修一（公明）
理事	ツルネ マルティ（民主）	轟木 利治（民主）	浜四津 敏子（公明）
理事	神取 忍（自民）	広中 和歌子（民主）	市田 忠義（共産）
理事	松山 政司（自民）	福山 哲郎（民主）	荒井 広幸（改ク）
	小川 勝也（民主）	川口 順子（自民）	川田 龍平（無）
	大石 尚子（民主）	矢野 哲朗（自民）	(20. 11. 11 現在)

（１）審議概観

第170回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願4種類24件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

11月11日、環境行政の基本施策について斉藤環境大臣等から発言があった。

また、第169回国会閉会後に行われた北海道における自然環境保全に関する実情調査について、派遣委員から報告を聴取した。

11月13日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、2007年度温室効果ガス総排出量増加と中期目標、オバマ次期米国大統領の地球温暖化対策、太陽光発電の推進、国内排出量取引の試行、漂流・漂着ゴミ、次期温室効果ガス削減枠組みに中国が参加する必要性、食の安全と日中環境協力、金融危機と各国の温暖化対策、原子力発電に依存しない温暖化対策の必要性、新エネルギーの導入促進とエコ・デバイド（環境格差）、水俣病被害者救済等について質疑を行った。

11月20日、皇居外苑濠水の浄化状況及び絶滅危惧植物の保全活動の取組状況等に関

する実情調査のため、東京都内の視察を行った。

12月24日、皇居外苑濠水の浄化状況及び絶滅危惧植物の保全活動の取組状況等に関する実情調査について、視察委員から報告を聴取した。

また、第10回日中韓三カ国環境大臣会合、気候変動に関する国際連合枠組条約第14回締約国会議及び京都議定書第4回締約国会合について、斉藤環境大臣から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成20年11月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成20年11月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2007年度温室効果ガス総排出量増加と中期目標に関する件、オバマ次期米国大統領の地球温暖化対策に関する件、太陽光発電の推進に関する件、国内排出量取引の試行に関する件、漂流・漂着ゴミに関する件、次期温室効果ガス削減枠組みに中国が参加する必要性に関する件、食の安全と日中環境協力に関する件、金融危機と各国の温暖化対策に関する件、原子力発電に依存しない温暖化対策の必要性に関する件、新エネルギーの導入促進とエコ・デバイド（環境格差）に関する件、水俣病被害者救済に関する件等について斉藤環境大臣、吉野環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、轟木利治君（民主）、大久保潔重君（民主）、神取忍君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（改ク）、川田龍平君（無）

○平成20年12月24日（水）（第3回）

- 皇居外苑濠水の浄化状況及び絶滅危惧植物の保全活動の取組状況等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 第10回日中韓三カ国環境大臣会合、気候変動に関する国際連合枠組条約第14回締約国会議及び京都議定書第4回締約国会合に関する件について斉藤環境大臣から報告を聴いた。
- 請願第178号外23件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成20年7月24日（木）、25日（金）

- 北海道における自然環境保全に関する実情調査

〔派遣地〕

北海道

〔派遣委員〕

松山政司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、ソルネンマルティ君（民主）、中川雅治君（自民）、橋本聖子君（自民）、加藤修一君（公明）、川田龍平君（無）

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	山下	八洲夫（民主）	長浜	博行（民主）	末松	信介（自民）
理事	工藤	堅太郎（民主）	平田	健二（民主）	中村	博彦（自民）
理事	前田	武志（民主）	藤原	正司（民主）	野村	哲郎（自民）
理事	山谷	えり子（自民）	円	より子（民主）	木庭	健太郎（公明）
理事	脇	雅史（自民）	築瀬	進（民主）	西田	実仁（公明）
	興石	東（民主）	岡田	直樹（自民）	井上	哲士（共産）
	芝	博一（民主）	岸	信夫（自民）		（20.10.16 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、小沢一郎君が発言者となって、麻生

内閣総理大臣との間で討議が行われた。

11月28日の合同審査会では、二田孝治衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、平成二十年度第二次補正予算の早期提出の必要性、衆議院の解散・総選挙の早期実施の必要性等について討議が行われた。

（２）委員会経過

○平成20年10月16日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成20年11月28日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成20年11月28日（金）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が麻生内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	溝手 顕正 (自民)	大久保 潔重 (民主)	岩城 光英 (自民)
理事	尾立 源幸 (民主)	川合 孝典 (民主)	木村 仁 (自民)
理事	津田 弥太郎 (民主)	櫻井 充 (民主)	北川 イッセイ (自民)
理事	羽田 雄一郎 (民主)	自見 庄三郎 (民主)	佐藤 信秋 (自民)
理事	水岡 俊一 (民主)	辻 泰弘 (民主)	関口 昌一 (自民)
理事	森 ゆうこ (民主)	友近 聡朗 (民主)	南野 知恵子 (自民)
理事	岩永 浩美 (自民)	内藤 正光 (民主)	林 芳正 (自民)
理事	坂本 由紀子 (自民)	中谷 智司 (民主)	山田 俊男 (自民)
理事	鶴保 庸介 (自民)	平野 達男 (民主)	山本 一太 (自民)
理事	荒木 清寛 (公明)	福山 哲郎 (民主)	加藤 修一 (公明)
	相原 久美子 (民主)	藤原 良信 (民主)	草川 昭三 (公明)
	浅尾 慶一郎 (民主)	森田 高 (民主)	澤 雄二 (公明)
	石井 一 (民主)	米長 晴信 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	植松 恵美子 (民主)	泉 信也 (自民)	福島 みずほ (社民)
	大石 尚子 (民主)	市川 一朗 (自民)	荒井 広幸 (改ク)

(20.10.2 現在)

(1) 審議概観

第170回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十年度補正予算3案であり、可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十年度補正予算 平成二十年度補正予算3案は、9月29日、国会に提出され、10月16日に成立した。

予算委員会では、衆議院からの送付を待つて、10月9日、中川財務大臣から趣旨説明を聴取した後、14日、15日及び16日に麻生内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行い、多数をもって可決した。

主な質疑は以下のとおりである。まず、「衆議院の解散・総選挙について、どう考えている

のか。ただちに解散すべきではないか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣より、「今、特に、中小企業の資金繰りが大変厳しい状況にあり、世論調査でも、解散より、景気対策を求める声が強く、まずは景気対策を優先すべきと考えている。解散については、いずれ争点を明らかにして国民に信を問う方針に変わりはなく、その時期は、総理である私が決める」旨の答弁が行われた。

また、経済問題について、「米国の金融危機についてどう認識しているか。我が国への影響、今後の対応はどうか」との質疑があり、これに対し、麻生内閣総理大臣及び関係各大臣より、「近年、低金利の下、世界的に余剰資金が生まれ、サブプライム関連商品などが大幅に増加した。しかし、平成19年8月以降、その問題が顕在化し、今回、米国に端を発した金融危機の影響が、諸外国へ広がることと

なった。日本でも、1990年代に不動産・株のバブル崩壊を経験し、当時、我が国は一国で、苦しみながら難局を乗り切ってきたが、今回は、世界的な金融危機の連鎖が生じており、これを遮断するため、諸外国がいっせいに対応していくことが必要な状況となっている。現在、日本の金融システムは、健全な状況にあると見られるが、緊急総合対策の決定以後に、金融情勢が大きく変化している。实体经济への影響等を踏まえつつ、緊急対策の速やかな実施とともに、金融機能強化法の復活や新たな経済対策の検討なども含め、しっかりとした対応を講じていきたい」旨の答弁があった。

質疑はこのほか、北朝鮮拉致問題、公務員制度改革、特別会計の積立金、年金問題、高齢者医療制度の見直し、がん対策、非正規雇用問題、汚染米及び食の安全問題、中小企業対策、消費者行政、エネルギー問題

等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、以下のとおり、予算委員会が開かれた。

12月10日、経済・社会保障に関する件について、政府に対する集中審議が行われた。質疑では、衆議院解散の必要性、世界的金融危機の現状と対応、第2次補正予算提出の必要性、定額給付金の経済効果、社会保障費の抑制方針、厚生年金保険料の滞納問題、障害者施策、ドクターヘリの配備、派遣労働者問題、内定取消しの実態と対応策、学校施設の耐震化、住宅関連税制、WTO農業交渉、中小企業対策、マルチ商法問題、自治体病院の経営支援、日中韓通貨のスワップ、新型地方交付税の創設等の問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成20年10月2日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成20年10月9日（木）（第2回）

- 平成二十年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成二十年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）
以上3案について中川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成20年10月14日（火）（第3回）

― 総括質疑 ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計補正予算（第1号）（衆

議院送付）

平成二十年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）

平成二十年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、中曽根外務大臣、河村国務大臣、中川国務大臣、鳩山総務大臣、石破農林水産大臣、二階経済産業大臣、浜田防衛大臣、舛添厚生労働大臣、甘利国務大臣、塩谷文部科学大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、平田財務副大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁西村清彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉村剛太郎君（自民）、※衛藤晟一君（自民）、※鶴保庸介君（自民）、直嶋正行君（民主）
※関連質疑

○平成20年10月15日（水）（第4回）

— 総括質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成二十年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、斉藤環境大臣、中川国務大臣、石破農林水産大臣、佐藤国家公安委員会委員長、河村内閣官房長官、甘利国務大臣、鳩山総務大臣、塩谷文部科学大臣、二階経済産業大臣、浜田防衛大臣、宮崎内閣法制局長官、政府参考人、参考人日本放送協会副会長今井義典君、日本銀行総裁白川方明君及び日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

※福山哲郎君（民主）、※羽田雄一郎君（民主）、※石井一君（民主）、山口那津男君（公明）、※松あきら君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成20年10月16日（木）（第5回）

— 締めくくり質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成二十年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成二十年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、森法務大臣、塩谷文部科学大臣、中川国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、鳩山総務大臣、野田国務大臣、二階経済産業大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国民生活センター理事田口義明君及び日本郵政株式会社常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を

行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

水岡俊一君（民主）、※大塚耕平君（民主）、森まさこ君（自民）、蓮舫君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（改ク）

※関連質疑

（平成二十年度補正予算）

賛成会派 民主、自民、公明、改ク

反対会派 共産、社民

○平成20年12月10日（水）（第6回）

— 集中審議（経済・社会保障） —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、経済・社会保障に関する件について麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、河村内閣官房長官、二階経済産業大臣、中川国務大臣、金子国土交通大臣、石破農林水産大臣、小渕内閣府特命担当大臣及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

円より子君（民主）、※中村哲治君（民主）、※那谷屋正義君（民主）、市川一朗君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、福島みずほ君（社民）、荒井広幸君（改ク） ※関連質疑

○平成20年12月24日（水）（第7回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	小川	敏夫（民主）	加藤	敏幸（民主）	塚田	一郎（自民）
理事	神本	美恵子（民主）	風間	直樹（民主）	牧野	たかお（自民）
理事	藤本	祐司（民主）	金子	恵美（民主）	松村	龍二（自民）
理事	柳澤	光美（民主）	川崎	稔（民主）	松山	政司（自民）
理事	岸	宏一（自民）	行田	邦子（民主）	丸山	和也（自民）
理事	西島	英利（自民）	外山	斎（民主）	山本	順三（自民）
理事	浜田	昌良（公明）	舟山	康江（民主）	弘友	和夫（公明）
	梅村	聡（民主）	石井	みどり（自民）	松	あきら（公明）
	大久保	勉（民主）	衛藤	晟一（自民）	仁比	聡平（共産）
	大島	九州男（民主）	荻原	健司（自民）	又市	征治（社民）

（20. 11. 12 現在）

（１）審議概観

第170回国会において本委員会に付託された案件は、平成十九年度決算外2件である。また、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

〔決算の審査〕

平成十九年度決算及び国有財産関係2件は、平成20年11月21日に提出された。このうち、平成十九年度決算については、11月26日の麻生内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、中川財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、平成十九年度国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

委員会においては、11月26日、中川財務大臣から平成十九年度決算外2件の概要説明を、伏屋会計検査院長から平成十九年度決算検査報告及び平成十九年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

12月15日、麻生総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①特

別会計における剰余金及び積立金の活用、②年金記録改ざん問題、③各府省における国庫返納未済金の取扱い、④地方公共団体における不正経理問題、⑤一般財源化後の道路特定財源の活用策などである。

〔国政調査等〕

平成20年11月12日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について伏屋会計検査院長から説明を聴取し、これを受けて11月17日、両件を議題とし、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成20年11月12日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について伏屋会計検査院長から説明を聞いた。

○平成20年11月17日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について鳩山総務大臣、甘利国務大臣、舛添厚生労働大臣、河村内閣官房長官、中曽根外務大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣、中川財務大臣、近藤農林水産副大臣、金子国土交通副大臣、橋本外務副大臣、谷本内閣府副大臣、平田財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事飯原一樹君、同機構理事長代理河崎広二君及び独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳澤光美君（民主）、風間直樹君（民主）、
牧山ひろえ君（民主）、塚田一郎君（自民）、
牧野たかお君（自民）、松あきら君（公明）、
仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成20年11月26日（水）（第3回）

- 平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書
平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書以上3件について中川財務大臣から説明を聞いた後、会計検査院の検査報告について伏屋会計検査院長から説明を聞いた。

○平成20年12月15日（月）（第4回）

— 全般質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度決算外2件について麻生内閣総理大臣、塩谷文部科学大臣、小淵内閣府特命担当大臣、河村内閣官房長官、舛添厚生労働大臣、鳩山総務大臣、二階経済産業大臣、中川国務大臣、森法務大臣、金子国土交通大臣、石破農林水産大臣、伏屋会計検査院長及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、※足立信也君（民主）、※藤本祐司君（民主）、西島英利君（自民）、※荻原健司君（自民）、※山本順三君（自民）、浜田昌良君（公明）、※松あきら君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）
※関連質疑

○平成20年12月24日（水）（第5回）

- 平成十九年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	山下	栄一（公明）	ツルネン	マルティ（民主）	小泉	昭男（自民）
理事	足立	信也（民主）	長谷川	憲正（民主）	佐藤	正久（自民）
理事	島田	智哉子（民主）	林	久美子（民主）	中川	義雄（自民）
理事	徳永	久志（民主）	平山	幸司（民主）	中山	恭子（自民）
理事	川口	順子（自民）	松岡	徹（民主）	二之湯	智（自民）
理事	山本	香苗（公明）	水戸	将史（民主）	古川	俊治（自民）
	家西	悟（民主）	柳田	稔（民主）	森	まさこ（自民）
	岩本	司（民主）	石井	準一（自民）	山下	芳生（共産）
	佐藤	公治（民主）	加治屋	義人（自民）	近藤	正道（社民）
	谷岡	郁子（民主）	小池	正勝（自民）	松下	新平（改ク）

（20.11.19 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、不適正行政による
具体的権利・利益の侵害の救済を求めること
を内容とする苦情請願は付託されなかった。

（２）委員会経過

○平成20年11月19日（水）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に
関する調査を行うことを決定した。

○平成20年12月24日（水）（第２回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に
関する調査の継続調査要求書を提出すること
を決定した。

議 院 運 営 委 員 会

委員一覧 (25名)

委員長	西岡	武夫 (民主)	佐藤	公治 (民主)	島尻	安伊子 (自民)
理事	池口	修次 (民主)	那谷屋	正義 (民主)	西田	昌司 (自民)
理事	小川	勝也 (民主)	直嶋	正行 (民主)	長谷川	大紋 (自民)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	中村	哲治 (民主)	丸川	珠代 (自民)
理事	秋元	司 (自民)	藤谷	光信 (民主)	山内	俊夫 (自民)
理事	世耕	弘成 (自民)	松野	信夫 (民主)	義家	弘介 (自民)
理事	魚住	裕一郎 (公明)	室井	邦彦 (民主)	山本	博司 (公明)
	青木	愛 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)		
	今野	東 (民主)	神取	忍 (自民)		
						(20.9.24 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	直嶋	正行 (民主)	榛葉	賀津也 (民主)	島尻	安伊子 (自民)
	池口	修次 (民主)	那谷屋	正義 (民主)	世耕	弘成 (自民)
	小川	勝也 (民主)	中村	哲治 (民主)	西田	昌司 (自民)
	今野	東 (民主)	秋元	司 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
	佐藤	公治 (民主)	磯崎	陽輔 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
						(20.9.29 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	伊達	忠一 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)	世耕	弘成 (自民)
	青木	愛 (民主)	那谷屋	正義 (民主)	丸川	珠代 (自民)
	池口	修次 (民主)	松野	信夫 (民主)	義家	弘介 (自民)
	小川	勝也 (民主)	室井	邦彦 (民主)	魚住	裕一郎 (公明)
	川上	義博 (民主)	秋元	司 (自民)	山本	博司 (公明)
						(20.9.29 現在)

(1) 審議概観

第170回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願9種類24件は、いずれも保留とした。

(2) 委員会経過

○平成20年9月24日(水)(第1回)

- 一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。
- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、法務委員長の補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本10人、自由民主党7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員を

選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本 9 人、社会民主党・護憲連合 1 人 計10人

一、事務総長から内閣総理大臣の指名両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年 9 月29日（月）（第 2 回）

一、内閣委員長、文教科学委員長、国土交通委員長、環境委員長及び行政監視委員長の辞任並びに内閣委員長、文教科学委員長、国土交通委員長、環境委員長、予算委員長、行政監視委員長及び懲罰委員長の補欠選任について決定した。

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本 9 人、自由民主党 7 人、公明党 2 人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1 人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本17人、自由民主党12人、公明党 3 人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び改革クラブ各 1 人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本10人、自由民主党 7 人、公明党 2 人、日本共産党 1 人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・国民新・日本16人、自由民主党10人、公明党 2 人、社会民主党・護憲連合及び改革クラブ各 1 人 計30人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会・国民新・日本 8 人、自由民主党 5 人、公明党 2 人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、改革クラブを立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本会議における内閣総理大臣及び財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月 2 日及び 3 日

ロ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本100分、自由民主党50分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会・国民新・日本 3 人、自由民主党 2 人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1 人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会・国民新・日本 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会・国民新・日本 5 自由民主党 6 民主党・新緑風会・国民新・日本 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年10月 2 日（木）（第 3 回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年10月 3 日（金）（第 4 回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、同予備員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年10月16日（木）（第 5 回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、元本院議長故土屋義彦君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年10月21日（火）（第 6 回）

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

イ、検査官の任命同意に関する件

〔参考人〕

検査官候補者

検査官 山浦久司君

〔質疑者〕

柳澤光美君（民主）、秋元司君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、川崎稔君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、行田邦子君（民主）

ロ、日本銀行副総裁の任命同意に関する件

〔参考人〕

日本銀行副総裁候補者

日本銀行理事 山口廣秀君

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、島尻安伊子君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、大久保勉君（民主）、西田昌司君（自民）、富岡由紀夫君（民主）

○平成20年10月22日（水）（第7回）

一、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本20分、自由民主党及び公明党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年10月24日（金）（第8回）

一、自主の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

一、次の件について鴻池内閣官房副長官、谷本内閣府副大臣、倉田総務副大臣、佐藤法務副大臣及び渡辺厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ハ、地方財政審議会委員の任命同意に関する件

ニ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ホ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、日本銀行副総裁の任命同意に関する件

ト、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

チ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年11月7日（金）（第9回）

一、元議員故上田耕一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年11月21日（金）（第10回）

一、次の件について増原内閣府副大臣、谷本内閣府副大臣、石崎総務副大臣、渡辺厚生労働副大臣及び吉野環境副大臣から説明を聴いた後、総合科学技術会議議員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち桑野和泉君、社会保険審査会委員及び公害健康被害補償不服審査会委員の任命については同意を与えることに、再就職等監視委員会委員長及び同委員並びに日本放送協会経営委員会委員のうち前田晃伸君、篠崎悦子君及び多賀谷一照君の任命については同意を与えないことにそれぞれ決定した。

イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ロ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ニ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ホ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年11月26日（水）（第11回）

一、本会議における平成十九年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本20分、自由民主党及び公明党各10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年11月28日（金）（第12回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年12月5日（金）（第13回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年12月12日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年12月15日（月）（第15回）

○租税特別措置法の一部を改正する等の法律案、子ども手当法案、大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、地域金融の円滑化に関する法

律案、内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案、派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案、雇用保険法の一部を改正する法律案、期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成20年12月19日（金）（第16回）

一、厚生労働委員長岩本司君解任決議案（衛藤晟一君外1名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成20年12月24日（水）（第17回）

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、参議院の審議権尊重に関する決議案（興石東君外13名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成20年8月26日（火）（第169回国会閉会後第1回）

○平成21年度参議院予算に関する件について協議を行った。

■ 図書館運営小委員会

○平成20年8月26日（火）（第169回国会閉会後第1回）

○平成21年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	中曽根	弘文（自民）	北澤	俊美（民主）	吉村	剛太郎（自民）
理事	大石	正光（民主）	佐藤	泰介（民主）	白浜	一良（公明）
理事	山崎	正昭（自民）	高橋	千秋（民主）		
	岡崎	トミ子（民主）	峰崎	直樹（民主）		（召集日 現在）

※ 20. 9. 29 常任委員長の選挙において、藤井孝男君（自民）が委員長に当選した。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	一川	保夫（民主）	鈴木	陽悦（民主）	末松	信介（自民）
理事	高橋	千秋（民主）	広田	一（民主）	塚田	一郎（自民）
理事	森	ゆうこ（民主）	藤谷	光信（民主）	山田	俊男（自民）
理事	加治屋	義人（自民）	山根	隆治（民主）	西田	実仁（公明）
理事	神取	忍（自民）	吉川	沙織（民主）	山本	博司（公明）
	青木	愛（民主）	佐藤	信秋（自民）	仁比	聡平（共産）
	郡司	彰（民主）	佐藤	正久（自民）		（20. 9. 24 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

第169回国会閉会後の**7月2日**、平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、岩手県及び宮城県に委員派遣を行った。

8月7日、平成20年7月28日の大雨による被害状況及び平成19年能登半島地震の被災地における復興状況等の実情調査のため、石川県に委員派遣を行った。

9月12日、前記委員派遣について、派遣委員からそれぞれ報告を聴取した。

また、7月24日の岩手県沿岸北部を震源とする地震、7月28日から大雨及び平成20年8月末豪雨の被害状況及びその対応について、林内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、局地的集中豪雨に対応するための治水計画・ハザードマップ見直しの必要性、気象庁における局地的豪雨予報モデルの開発見通し、気象情報に対応した河川防災システム整備の必要性、各市町村における避難勧告・指示の発令基準の策定状況、災害時要援護者の

支援と個人情報保護の在り方、被災者生活再建支援制度における被害認定の在り方、岩手・宮城内陸地震を踏まえた国内の活断層調査の推進、地震による中山間地域の孤立集落対策、岩手・宮城内陸地震発生後の政府の対応とその評価、同地震に係る緊急地震速報の評価と課題、雨水貯留浸透施設の設置などによる都市型水害対策の改善の必要性、中央防災会議による大規模水害の被害予測と被害軽減策などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成20年9月12日（金）（第169回国会閉会後 第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 7月24日の岩手県沿岸北部を震源とする地震、7月28日からの大雨及び平成20年8月末豪雨の被害状況及びその対応について林内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 局地的な集中豪雨対策に関する件、災害時の避難勧告等の判断・伝達基準に関する件、災害時要援護者の避難支援対策に関する件、被災者生活再建支援制度の被害認定に関する件、平成20年岩手・宮城内陸地震の教訓を踏まえた今後の地震対策に関する件、大規模水害対策に関する件等について林内閣府特命担当大臣、金子国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高橋千秋君（民主）、森ゆうこ君（民主）、
佐藤正久君（自民）、西田実仁君（公明）、
井上哲士君（共産）

○平成20年9月24日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成20年11月21日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成20年12月24日（水）（第3回）

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成20年7月2日（水）

- 平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査

〔派遣地〕

岩手県、宮城県

〔派遣委員〕

一川保夫君（民主）、高橋千秋君（民主）、
森ゆうこ君（民主）、加治屋義人君（自民）、
神取忍君（自民）、渡辺孝男君（公明）、紙
智子君（共産）

○平成20年8月7日（木）

- 平成20年7月28日の大雨による被害状況及び平成19年能登半島地震の被災地における復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

石川県

〔派遣委員〕

一川保夫君（民主）、高橋千秋君（民主）、
森ゆうこ君（民主）、神取忍君（自民）、
井上哲士君（共産）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	市川 一朗（自民）	金子 恵美（民主）	水落 敏栄（自民）
理事	喜納 昌吉（民主）	主濱 了（民主）	義家 弘介（自民）
理事	小林 正夫（民主）	高嶋 良充（民主）	草川 昭三（公明）
理事	北川 イッセイ（自民）	藤原 正司（民主）	木庭 健太郎（公明）
理事	伊達 忠一（自民）	横峯 良郎（民主）	紙 智子（共産）
	家西 悟（民主）	島尻 安伊子（自民）	山内 徳信（社民）
	大島 九州男（民主）	中川 義雄（自民）	
			（20. 9. 29 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月26日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、北方領土返

還交渉、北方領土問題の国民への啓発、北方墓参・北方四島交流参加者の費用負担、在日米軍の訓練情報公開、在沖米軍基地問題、沖縄の経済・雇用、沖縄の救急医療体制整備などについて質疑が行われた。

（２）委員会経過

○平成20年 9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成20年11月12日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成20年11月26日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北方領土返還交渉に関する件、北方領土問題の国民への啓発に関する件、北方墓参・北方四島交流参加者の費用負担に関する件、在日米軍の訓練情報公開に関する件、在沖米軍基地問題に関する件、沖縄の経済・雇用に関する件、沖縄の救急医療体制整備に関する件等について中曽根外務大臣、佐藤内閣府特命担当大臣、橋本外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、横峯良郎君（民主）、中川義雄君（自民）、草川昭三君（公明）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成20年12月24日（水）（第4回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	鈴木	寛（民主）	行田	邦子（民主）	二之湯	智（自民）
理事	中村	哲治（民主）	佐藤	泰介（民主）	古川	俊治（自民）
理事	林	久美子（民主）	谷	博之（民主）	牧野	たかお（自民）
理事	福山	哲郎（民主）	千葉	景子（民主）	松村	龍二（自民）
理事	柳田	稔（民主）	辻	泰弘（民主）	丸川	珠代（自民）
理事	川口	順子（自民）	増子	輝彦（民主）	丸山	和也（自民）
理事	西島	英利（自民）	松井	孝治（民主）	荒木	清寛（公明）
理事	弘友	和夫（公明）	山下	八洲夫（民主）	山口	那津男（公明）
	足立	信也（民主）	石井	準一（自民）	井上	哲士（共産）
	梅村	聡（民主）	磯崎	陽輔（自民）	又市	征治（社民）
	大河原	雅子（民主）	河合	常則（自民）	松下	新平（改ク）
	亀井	郁夫（民主）	岸	宏一（自民）		（20. 9. 29 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（２）委員会経過

○平成20年 9 月29日（月）（第 1 回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成20年12月24日（水）（第 2 回）

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	下田	敦子（民主）	川合	孝典（民主）	田中	直紀（自民）
理事	川上	義博（民主）	徳永	久志（民主）	中山	恭子（自民）
理事	白	眞勲（民主）	広田	一（民主）	松山	政司（自民）
理事	山谷	えり子（自民）	藤田	幸久（民主）	魚住	裕一郎（公明）
理事	山本	一太（自民）	水戸	将史（民主）	風間	昶（公明）
	加賀谷	健（民主）	衛藤	晟一（自民）	山下	芳生（共産）
	風間	直樹（民主）	関口	昌一（自民）		（20.9.29 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

拉致問題については麻生内閣においても、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現を図ることとされた。10月11日、米国は北朝鮮の核計画の検証措置について合意が得られたとして、北朝鮮のテロ支援国家指定解除を発表した。10月15日、拉致問題対策本部

第2回会合が開催され、拉致問題における今後の対応方針が再確認された。

12月12日、北朝鮮をめぐる最近の状況について中曽根外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について河村国務大臣からそれぞれ報告を聴いた後、拉致被害者の安否情報、六者会合と北朝鮮の核計画の検証、日朝実務者協議、オバマ米次期政権の北朝鮮政策、日朝交渉等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成20年9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成20年12月12日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件及び拉致問題をめぐる現状に関する件について中曽根外務大臣及び河村国務大臣からそれぞれ報告を聴いた後、拉致被害者の安否情報に関する件、六者会合と北朝鮮の核計画の検証に関する件、日朝実務者協議に関する件、オバマ米次期政権の北朝鮮政策に関する件、日朝交渉に関する件等について河村国務大臣、中曽根外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川上義博君（民主）、風間直樹君（民主）、山下芳生君（共産）

○平成20年12月24日（水）（第3回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	谷川	秀善（自民）	亀井	亜紀子（民主）	石井	みどり（自民）
理事	大塚	耕平（民主）	島田	智哉子（民主）	木村	仁（自民）
理事	富岡	由紀夫（民主）	武内	則男（民主）	佐藤	昭郎（自民）
理事	藤末	健三（民主）	谷岡	郁子（民主）	西田	昌司（自民）
理事	小泉	昭男（自民）	轟木	利治（民主）	長谷川	大紋（自民）
理事	椎名	一保（自民）	長浜	博行（民主）	森	まさこ（自民）
理事	浜田	昌良（公明）	姫井	由美子（民主）	山本	順三（自民）
	犬塚	直史（民主）	広中	和歌子（民主）	谷合	正明（公明）
	大石	正光（民主）	牧山	ひろえ（民主）	近藤	正道（社民）
	加藤	敏幸（民主）	米長	晴信（民主）	渡辺	秀央（改ク）
						（20. 9. 29 現在）

（１）審議概観

第170回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（２）委員会経過

○平成20年 9 月29日（月）（第 1 回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成20年12月24日（水）（第 2 回）

○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

2 調査会審議経過

国際・地球温暖化問題に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	石井	一（民主）	風間	直樹（民主）	西田	昌司（自民）
理 事	今野	東（民主）	喜納	昌吉（民主）	牧野	たかお（自民）
理 事	広中	和歌子（民主）	工藤	堅太郎（民主）	丸山	和也（自民）
理 事	室井	邦彦（民主）	ツルネン	マルテイ（民主）	水落	敏栄（自民）
理 事	川口	順子（自民）	松岡	徹（民主）	山下	栄一（公明）
理 事	小池	正勝（自民）	峰崎	直樹（民主）	山本	香苗（公明）
理 事	加藤	修一（公明）	神取	忍（自民）	山内	徳信（社民）
	浅尾	慶一郎（民主）	佐藤	正久（自民）		
	加賀谷	健（民主）	島尻	安伊子（自民）		

（20.12.24 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置された。今期3年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定し、調査を進めており、第169回国会の平成20年6月9日に、国際問題のうち、日本の発信力の強化に関し16項目、地球温暖化問題に関し13項目の提言を含む第1年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出している。

第2年目の調査の開始となる今国会においては、平成20年12月24日の調査会で、第169回国会閉会後にEU諸国における地球温暖化問題への取組に関する実情調査等のため、本院からドイツ連邦共和国、ベルギー王国及び英国に派遣された議員から報告を聴取した。

（２）調査会経過

○平成20年12月24日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	矢野	哲朗（自民）	亀井	亜紀子（民主）	佐藤	信秋（自民）
理 事	佐藤	公治（民主）	小林	正夫（民主）	長谷川	大紋（自民）
理 事	広田	一（民主）	友近	聡朗（民主）	松山	政司（自民）
理 事	藤本	祐司（民主）	中谷	智司（民主）	森	まさこ（自民）
理 事	岩城	光英（自民）	姫井	由美子（民主）	若林	正俊（自民）
理 事	吉田	博美（自民）	藤原	良信（民主）	澤	雄二（公明）
理 事	松	あきら（公明）	増子	輝彦（民主）	大門	実紀史（共産）
	犬塚	直史（民主）	松井	孝治（民主）		
	植松	恵美子（民主）	石井	準一（自民）		

（20. 11. 26 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成19年10月5日（第168回国会）に設置され、同年12月に調査項目を「幸福度の高い社会の構築」と決定した。

今国会においては、平成20年11月26日に、スーダン共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びフランス共和国における

経済・社会保障・労働・貧困問題等国民生活に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、同年7月12日から22日までの11日間の日程で各国を訪れた海外派遣議員から、報告を聴取した。

（２）調査会経過

○平成20年11月26日（水）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。

○平成20年12月24日（水）（第２回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

少子高齢化・共生社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	田名部 匡省（民主）	大河原 雅子（民主）	古川 俊治（自民）
理 事	大石 尚子（民主）	大久保 潔重（民主）	丸川 珠代（自民）
理 事	岡崎 トミ子（民主）	木俣 佳丈（民主）	義家 弘介（自民）
理 事	前川 清成（民主）	津田 弥太郎（民主）	浮島 とも子（公明）
理 事	岡田 広（自民）	藤谷 光信（民主）	紙 智子（共産）
理 事	南野 知恵子（自民）	舟山 康江（民主）	渚上 貞雄（社民）
理 事	鰐淵 洋子（公明）	石井 みどり（自民）	松下 新平（改ク）
	相原 久美子（民主）	磯崎 陽輔（自民）	
	植松 恵美子（民主）	塚田 一郎（自民）	

（20. 11. 19 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置され、調査テーマ「コミュニティの再生」の下、調査を進めている。調査の1年目は、第169回国会の平成20年6月4日、外国人との共生についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

調査の2年目となる今国会においては、平成20年11月19日、第169回国会閉会中にカナダ及びアメリカ合衆国へ本院から派遣された議員より、両国における外国人労働者の受入れと地域社会での共生問題に関する実情調査について、報告を聴取した。

（２）調査会経過

○平成20年11月19日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。

○平成20年12月24日（水）（第2回）

- 少子高齢化・共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

3 憲法審査会

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることとされた。ただし、公布の日(平成19年5月18日)から3年間は憲法改正原案に関する審査は行われないことになっている。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行されたが、今国会においても、各議院の議決により定めることとされた憲法審査会に関する事項は議決されず、委員の選任も行われなかった。

4 政治倫理審査会

委員一覧(15名)

会 長	平田 健二 (民主)	大石 正光 (民主)	林 芳正 (自民)
幹 事	興石 東 (民主)	工藤 堅太郎 (民主)	山崎 正昭 (自民)
幹 事	築瀬 進 (民主)	高橋 千秋 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)
幹 事	佐藤 昭郎 (自民)	森 ゆうこ (民主)	脇 雅史 (自民)
	家西 悟 (民主)	鈴木 政二 (自民)	浜四津 敏子 (公明)
			(召集日 現在)

VI 請願の審議経過



〔平成20年12月15日 決算委員会〕

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,090件（193種類）であり、このうち件数の多かったものは、「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願」56件、「介護報酬改定に関する請願」50件、「新テロ特措法の延長反対に関する請願」37件、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願」36件、「国籍選択制度の廃止に関する請願」31件、「成人の重国籍容認に関する請願」31件などであった。

各委員会の付託件数は、内閣4件、総務30件、法務78件、外交防衛41件、財政金融189件、文教科学109件、厚生労働431件、農林水産27件、経済産業86件、国土交通47件、環境24件、議院運営24件であった。

請願者の総数は591万8,524人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初11月13日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の9日前の同月21日までと決定されたが、28日の衆・本会議において25日間の会期延長が議決されたため、受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、12月11日の議院運営委員会理事会において会期終了日の8日前の同月17日までと決定された。

12月24日、各委員会において請願の審査が行われ、3委員会において99件（9種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「女性差別撤廃

条約選択議定書の速やかな批准に関する請願」外98件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.1%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は4.7%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	4	0	0	4	0	
総 務	30	0	0	30	0	
法 務	78	0	0	78	0	
外 交 防 衛	41	2	0	39	2	
財 政 金 融	189	0	0	189	0	
文 教 科 学	109	26	0	83	26	
厚 生 労 働	431	71	0	360	71	
農 林 水 産	27	0	0	27	0	
経 済 産 業	86	0	0	86	0	
国 土 交 通	47	0	0	47	0	
環 境	24	0	0	24	0	
議 院 運 営	24	0	0	24	0	
計	1,090	99	—	991	99	提出総数 1,090件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 外交防衛委員会…………… 2件
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第969号外1件）
- 文教科科学委員会…………… 26件
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第487号外25件）
- 厚生労働委員会…………… 71件
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願（第333号）
障害のある子供の放課後活動事業の制度化に関する請願（第389号外15件）
緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願（第550号）
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願（第556号外14件）
保育制度の維持・改善に関する請願（第590号）
ウィルス肝炎総合対策の推進に関する請願（第629号）
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願（第665号外35件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

VII 質問主意書



〔平成20年10月21日 議院運営委員会〕

質問主意書一覧

第170回国会（臨時会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	政府による不動産取得方法に関する質問主意書	前川 清成君	20. 9. 24	20. 9. 29	20. 10. 3	20. 10. 16 第5号
2	汚染米の輸入時における安全性の確認に関する質問主意書	白 眞勲君	9. 24	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
3	駐留合衆国軍隊の構成員等の自動車任意保険加入と交通事故被害者補償に関する質問主意書	山内 徳信君	9. 24	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
4	低血糖症に関する質問主意書	水戸 将史君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
5	不動産登記システムに関する質問主意書	水戸 将史君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
6	福田内閣発足後に立ち上がった政府の「会議」に関する質問主意書	蓮 舫君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
7	在日米軍と自衛隊の共同訓練に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
8	米軍人、軍属等の任意自動車保険の加入義務に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
9	米海軍原子力潜水艦「ヒューストン」の放射能漏れに関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
10	不発弾対策に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
11	「リュウキュウミドルスクール」に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
12	羽田空港の再拡張事業と国際化に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
13	今後の経済連携協定の推進についての基本方針に関する質問主意書	藤末 健三君	20. 9. 25	20. 9. 29	20. 10. 3	20. 10. 16 第5号
14	国立大学法人の会計制度の改善に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
15	法科大学院修了生の半数以上が新司法試験に合格できない状況に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
16	日本銀行の独立性に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
17	イノベーションの日本語訳の見直しに関する質問主意書	藤末 健三君	9. 25	9. 29	10. 3	10. 16 第5号
18	我が国のODA政策とアフリカ支援に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	9. 26	10. 1	10. 7	10. 16 第5号
19	無料低額診療事業の拡充に関する質問主意書	小池 晃君	9. 29	10. 1	10. 7	10. 16 第5号
20	「ねんきん特別便」に関する質問主意書	蓮 舫君	9. 29	10. 1	10. 7	10. 16 第5号
21	「地方支分部局」に関する質問主意書	蓮 舫君	9. 29	10. 1	10. 7	10. 16 第5号
22	米印原子力協定へのわが国の対応に関する質問主意書	藤末 健三君	9. 29	10. 1	10. 7	10. 16 第5号
23	低年齢児保育及び保育所の民営化に関する質問主意書	水戸 将史君	9. 30	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
24	医業等の更なる発展についての新しいサービスに関する質問主意書	大久保 勉君	10. 1	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
25	柏崎刈羽原発の敷地内を通る「真殿坂断層」等に関する質問主意書	近藤 正道君	10. 1	10. 6	10. 10	10. 16 第5号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
26	国家賠償法第一条第二項に基づく求償権行使事例に関する質問主意書	近藤 正道君	20. 10. 1	20. 10. 6	20. 10. 10	20. 10. 16 第5号
27	投資協定や経済連携協定のより強力な推進の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
28	「大学発ベンチャー千社計画」の見直しの必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
29	イノベーションを推進するための総合科学技術会議の強化に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
30	「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」事業の制度の見直しに関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
31	麻生太郎総理大臣の集団的自衛権の行使に係る憲法解釈変更についての発言に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
32	日本国憲法の改正手続に関する法律に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
33	残留農薬に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
34	投票所設置に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
35	後期高齢者医療制度見直しに関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
36	宇宙開発利用政策に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
37	飲用乳価引き上げに関する質問主意書	紙 智子君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
38	悪質なリース訪問販売の被害者保護の拡充に関する質問主意書	紙 智子君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
39	外国人の運転免許取得に関する質問主意書	姫井 由美子君	20. 10. 2	20. 10. 6	20. 10. 10	20. 10. 16 第5号
40	米軍兵士の犯罪にかかる文書の国立国会図書館での閲覧に対する行政府の侵害に関する質問主意書	又市 征治君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
41	米国大手証券会社への日本企業の出資・買収に係る日本政府の関与に関する質問主意書	白 眞勲君	10. 2	10. 6	10. 10	10. 16 第5号
42	団塊世代を始めとする退職者らが持つ特技を児童教育に活かす取組に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	10. 3	10. 8	10. 14	10. 16 第5号
43	高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の品質に関する質問主意書	福島 みずほ君	10. 6	10. 8	10. 14	10. 16 第5号
44	入院時医学管理加算の見直しに関する質問主意書	小池 晃君	10. 6	10. 8	10. 14	10. 16 第5号
45	那覇市の地域再生計画に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 6	10. 8	10. 14	10. 16 第5号
46	リスクに備えた地域金融システムの強化に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 8	10. 15	10. 21	10. 22 第6号
47	中小企業融資の実態把握に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 8	10. 15	10. 21	10. 22 第6号
48	東京電力による柏崎刈羽原発周辺の敷地及び敷地近傍の地質・地質構造に関する補足説明の誤りと誤りに基づく政府の調査・審査のあり方に関する質問主意書	近藤 正道君	10. 8	10. 15	10. 21	10. 22 第6号
49	ハツ場ダムの必要性の根拠に関する質問主意書	大門 実紀史君 外1名	10. 9	10. 15	10. 21	10. 22 第6号
50	不動産登記制度に関する質問主意書	前川 清成君	10. 9	10. 15	10. 21	10. 22 第6号
51	旧麻生鉱業の朝鮮人徴用に関する質問主意書	喜納 昌吉君	10. 10	10. 15	10. 21	10. 22 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
52	スマートインターチェンジの利用時間に関する質問主意書	姫井 由美子君	20. 10. 15	20. 10. 20	20. 10. 24	20. 11. 7 第8号
53	三浦和義氏の共謀罪容疑等に関する質問主意書	喜納 昌吉君	10. 15	10. 20	10. 24	11. 7 第8号
54	日本政府が支援した研究開発成果の実用化に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 15	10. 20	10. 24	11. 7 第8号
55	メタボリック症候群健診に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 15	10. 20	10. 24	11. 7 第8号
56	小学校における英語活動等国際理解活動推進プランに関する質問主意書	前川 清成君	10. 15	10. 20	10. 24	11. 7 第8号
57	いわゆる三浦事件における日本政府の対応に関する質問主意書	松野 信夫君	10. 17	10. 22	10. 28	11. 7 第8号
58	輸入米穀の検査に関する質問主意書	藤本 祐司君	10. 20	10. 22	10. 28	11. 7 第8号
59	年金記録問題の是正に係る再裁定処理の迅速化に関する質問主意書	小池 晃君	10. 20	10. 22	10. 28	11. 7 第8号
60	チリによる捕鯨禁止水域設定に関する質問主意書	喜納 昌吉君	10. 22	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
61	共同親権法制化に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 22	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
62	発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に関する質問主意書	又市 征治君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
63	竹林被害と竹の資源活用に関する質問主意書	谷岡 郁子君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
64	農作物への鳥獣被害と対策に関する質問主意書	谷岡 郁子君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
65	ラムサール条約第十回締約国会議における日本政府の対応方針に関する質問主意書	谷岡 郁子君	20. 10. 23	20. 10. 27	20. 10. 31	20. 11. 7 第8号
66	合併特例債と地方の財政危機に関する質問主意書	谷岡 郁子君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
67	農業振興地域の除外手続きに関する質問主意書	谷岡 郁子君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
68	自動車にかかわる規制緩和に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
69	事業評価制度に関する質問主意書	川田 龍平君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
70	仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書	川田 龍平君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
71	家電リサイクルに関する質問主意書	水戸 将史君	10. 23	10. 27	10. 31	11. 7 第8号
72	電波利用料の周知に関する質問主意書	加藤 敏幸君	10. 27	10. 29	11. 4	11. 7 第8号
73	金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 27	10. 29	11. 4	11. 7 第8号
74	厚木基地周辺の住宅防音工事に関する質問主意書	水戸 将史君	10. 27	10. 29	11. 4	11. 7 第8号
75	米軍軽飛行機墜落事故に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 29	11. 5	11. 11	11. 21 第9号
76	斜面崩壊対策の予算に関する質問主意書	姫井 由美子君	10. 29	11. 5	11. 11	11. 21 第9号
77	日本政府によるアメリカなど先進国向け原発輸出の支援に関する質問主意書	近藤 正道君	10. 29	11. 5	11. 11	11. 21 第9号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
78	電磁波による健康影響等に関する質問主意書	大河原 雅子君	20. 10.30	20. 11. 5	20. 11.11	20. 11.21 第9号
79	民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書	谷岡 郁子君	10.30	11. 5	11.11	11.21 第9号
80	診療報酬のオンライン請求の完全義務化に関する質問主意書	辻 泰弘君	10.31	11. 5	11.11	11.21 第9号
81	アイヌ民族の生活を守り権利を確立する施策の推進に関する質問主意書	紙 智子君	10.31	11. 5	11.11	11.21 第9号
82	田母神俊雄前航空幕僚長の「日本は侵略国家であったのか」という題で発表された論文に関する質問主意書	松野 信夫君	11. 5	11.10	11.14	11.21 第9号
83	協会けんぽによる給付事務の遅滞に関する質問主意書	大久保 勉君	11. 5	11.10	11.14	11.21 第9号
84	国土交通省の公用車業務における労働法制に関する質問主意書	大久保 勉君	11. 5	11.10	11.14	11.21 第9号
85	田母神前航空幕僚長の懸賞論文に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 6	11.10	11.14	11.21 第9号
86	田母神俊雄前航空幕僚長の「論文」問題に関する質問主意書	喜納 昌吉君	11.10	11.12	11.18	11.21 第9号
87	日本船がC I Aの工作に使われたという報道に関する質問主意書	喜納 昌吉君	11.10	11.12	11.18	11.21 第9号
88	静岡空港の工事変更に関する質問主意書	川田 龍平君	11.10	11.12	11.18	11.21 第9号
89	河川事業における予防的対策に関する質問主意書	姫井 由美子君	11.13	11.17	11.21	11.26 第10号
90	農林中央金庫の経営情報開示に関する質問主意書	藤末 健三君	11.13	11.17	11.21	11.26 第10号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
91	介護保険制度に関する質問主意書	大河原 雅子君	20. 11. 18	20. 11. 26	20. 12. 2	20. 12. 5 第12号
92	裁判員制度の施行準備に関する質問主意書	前川 清成君	11. 18	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
93	食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する質問主意書	松野 信夫君	11. 19	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
94	サンルダム建設に係る各種専門家に関する質問主意書	紙 智子君	11. 20	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
95	ジョブ・カード制度に関する質問主意書	吉川 沙織君	11. 20	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
96	登記事項証明書手数料に関する質問主意書	尾立 源幸君	11. 21	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
97	金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定内容を中小企業者に分かりやすく周知するための取組に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 21	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
98	司法試験の合格者数と法曹人口のあり方に関する質問主意書	辻 泰弘君	11. 21	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
99	大学における大麻汚染に関する質問主意書	谷岡 郁子君	11. 21	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
100	研究開発予算に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 21	11. 26	12. 2	12. 5 第12号
101	発電用ダムの国への報告データ改竄・隠蔽に関する再質問主意書	又市 征治君	11. 25	12. 1	12. 5	12. 12 第13号
102	医薬品の販売体制に関する質問主意書	又市 征治君	11. 25	12. 1	12. 5	12. 12 第13号
103	田母神俊雄前航空幕僚長の「日本は侵略国家であったのか」という題で発表された論文に関する再質問主意書	松野 信夫君	11. 26	12. 1	12. 5	12. 12 第13号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
104	麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	20. 11. 27	20. 12. 1	20. 12. 5	20. 12. 12 第13号
105	麻薬・覚醒剤等乱用撲滅と依存離脱プログラム等に関する質問主意書	藤谷 光信君	11. 27	12. 1	12. 5	12. 12 第13号
106	後期高齢者医療制度に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 27	12. 1	12. 5	12. 12 第13号
107	介護保険に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 27	12. 1	12. 5	12. 12 第13号
108	介護労働者に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 27	12. 1	12. 5	12. 12 第13号
109	アイヌ民族および琉球民族についての国連人権委員会勧告に関する質問主意書	喜納 昌吉君	11. 28	12. 3	12. 9	12. 12 第13号
110	蛍光灯水銀の回収及び適正処理に関する質問主意書	紙 智子君	11. 28	12. 3	12. 9	12. 12 第13号
111	クラスター弾の廃棄に関する質問主意書	松野 信夫君	11. 28	12. 3	12. 9	12. 12 第13号
112	航空自衛隊小松基地の民間宿舎借り上げ契約に関する質問主意書	松野 信夫君	11. 28	12. 3	12. 9	12. 12 第13号
113	麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言の微修正発言に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 1	12. 3	12. 9	12. 12 第13号
114	景気後退に伴うホームレス対策に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 3	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
115	平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 3	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
116	歴史教科書とその検定に関する質問主意書	谷岡 郁子君	12. 4	12. 8	12. 12	12. 19 第14号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
117	大学生の年金保険料負担に関する質問主意書	谷岡 郁子君	20. 12. 4	20. 12. 8	20. 12. 12	20. 12. 19 第14号
118	金融不況の大学生に与える影響に関する質問主意書	谷岡 郁子君	12. 4	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
119	金融不況に対応する大学生の就職支援施策に関する質問主意書	谷岡 郁子君	12. 4	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
120	「新規学校卒業者の採用に関する指針」に関する質問主意書	谷岡 郁子君	12. 4	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
121	障害の範囲見直しに関する質問主意書	谷 博之君	12. 4	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
122	サンルダム建設に係る各種専門家に関する再質問主意書	紙 智子君	12. 4	12. 8	12. 12	12. 19 第14号
123	日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の安全に関する質問主意書	下田 敦子君	12. 5	12. 10	12. 16	12. 19 第14号
124	大学における大麻汚染に関する再質問主意書	谷岡 郁子君	12. 8	12. 10	12. 16	12. 19 第14号
125	食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書	松野 信夫君	12. 9	12. 15	12. 19	12. 24 第15号
126	百年に一度の危機を克服するための「アジア・ゲートウェイ構想」の強力な推進に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 10	12. 15	12. 19	12. 24 第15号
127	高松塚古墳壁画損傷を再度隠蔽した事件に関する質問主意書	前川 清成君	12. 11	12. 15	12. 19	12. 24 第15号
128	無保険の子どもと雇用の流動化に関する質問主意書	谷 博之君	12. 12	12. 18	12. 24	12. 24 第15号
129	介護保険制度に関する再質問主意書	大河原 雅子君	12. 15	12. 18	12. 24	12. 24 第15号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
130	平成二十年十月七日衆議院予算委員会における内閣法制局長官答弁に関する質問主意書	山口 那津男君	20. 12. 15	20. 12. 18	20. 12. 24	20. 12. 24 第15号
131	選挙の投票率を向上させるための施策に関する質問主意書	谷岡 郁子君	12. 17	12. 22	12. 26	21. 1. 9 追 録
132	大学生の奨学金に関する質問主意書	谷岡 郁子君	12. 17	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
133	農林中央金庫の中間決算に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 17	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
134	信用保証協会の業務の拡大による中小企業の資金繰り対策に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 17	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
135	社会保険浜松病院に関する質問主意書	木俣 佳丈君	12. 17	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
136	航空自衛隊のイラク派遣に関する質問主意書	喜納 昌吉君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
137	「調査捕鯨」における鯨肉処理問題等に関する質問主意書	喜納 昌吉君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
138	自衛隊に関する質問主意書	喜納 昌吉君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
139	北朝鮮脱北者の定住支援に関する質問主意書	水戸 将史君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
140	介護保険における福祉用具貸与の価格に関する質問主意書	島田 智哉子君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
141	東京電力柏崎刈羽原発の敷地及び敷地周辺の地殻構造運動に関する質問主意書	近藤 正道君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
142	賃貸住宅の家賃保証業者の活動に係る現状把握と規制に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
143	地上波デジタル放送における緊急地震速報の遅れへの対応計画の明確化に関する質問主意書	藤末 健三君	20. 12. 18	20. 12. 22	20. 12. 26	21. 1. 9 追 録
144	サンルダム建設に係る各種専門家に関する第三回質問主意書	紙 智子君	12. 18	12. 22	12. 26	1. 9 追 録
145	シベリア抑留問題の最終解決に向けた取組に関する質問主意書	谷 博之君	12. 19	12. 25	21. 1. 9	1. 9 追 録
146	障害者マル優制度の縮小に関する質問主意書	谷 博之君	12. 19	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
147	医薬品の販売体制に関する再質問主意書	又市 征治君	12. 22	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
148	グリーン購入法のコピー用紙についての基準改定に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 22	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
149	要介護調査・認定の見直しに関する質問主意書	小池 晃君	12. 22	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
150	戦時下における軍人軍属の兵力動員等に関する質問主意書	今野 東君	12. 22	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
151	麻生内閣総理大臣のODA予算増額発言の微修正発言に関する再質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 24	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
152	高齢者の医療費負担無料化等に関する質問主意書	田中 康夫君	12. 24	12. 25	1. 9	1. 9 追 録
153	「森林ニューディール」政策の実施と「新三業革命」に関する質問主意書	田中 康夫君	12. 24	12. 25	1. 9	1. 9 追 録

VIII 協議会等の動き



〔平成20年12月19日 参議院改革協議会〕

参議院改革協議会

協議員一覧（10名）

座長	平田 健二（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	池口 修次（民主）	山崎 正昭（自民）	荒井 広幸（改ク）
	工藤 堅太郎（民主）	木庭 健太郎（公明）	
	羽田 雄一郎（民主）	小池 晃（共産）	（20.12.19 現在）

専門委員会（選挙制度）一覧（9名）

委員長	工藤 堅太郎（民主）	泉 信也（自民）	井上 哲士（共産）
	池口 修次（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	羽田 雄一郎（民主）	魚住 裕一郎（公明）	大江 康弘（改ク）
			（20.12.19 現在）

（１）検討の経緯

参議院改革協議会（平田健二座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第168回国会の平成19年11月30日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度の改革について調査検討するため、専門委員会（選挙制度）が設置された。

本協議会は、第170回国会においては12月19日に協議会（第4回）を開き、専門委員会（選挙制度）の委員の追加について決定した後、清水谷議員宿舎の整備に関するこれまで

の経緯について、西岡武夫議院運営委員長から説明を聴取し、議員宿舎の整備に関する検討の進め方について意見交換を行った。

専門委員会（選挙制度）（工藤堅太郎専門委員長）は、12月19日に専門委員会（第1回）を開き、今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

（２）協議会経過

○平成20年12月19日（金）（第4回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

専門委員会（選挙制度）

○平成20年12月19日（金）（第1回）

○専門委員会の運営に関する事項について協議決定した。

○今後の専門委員会の進め方について協議を行った。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

IX 参 考 資 料



〔平成20年12月4日 カチンスキ・ポーランド共和国大統領一行の参議院訪問〕

1 国会会期一覧

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第156回 (常 会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常 会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常 会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常 会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	18. 6. 18(日)	150	—	150
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85
第166回 (常 会)	19. 1. 25(木)	19. 1. 26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162
第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)	19. 8. 7(火)	19. 8. 10(金)	4	—	4
第168回 (臨時会)	19. 9. 10(月)	19. 9. 10(月)	20. 1. 15(火)	62	66	128
第169回 (常 会)	20. 1. 18(金)	20. 1. 18(金)	20. 6. 21(土)	150	6	156
第170回 (臨時会)	20. 9. 24(水)	20. 9. 29(月)	20. 12. 25(木)	68	25	93

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会 回 次	召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成20年 9 月 5 日現在)

福田改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

福田 康夫 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

増田 寛也

法務大臣

保岡 興治 (衆・自民)

外務大臣

高村 正彦 (衆・自民)

財務大臣

伊吹 文明 (衆・自民)

文部科学大臣

鈴木 恒夫 (衆・自民)

厚生労働大臣

舩添 要一 (参・自民)

農林水産大臣

太田 誠一 (衆・自民)

経済産業大臣

二階 俊博 (衆・自民)

国土交通大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

環境大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

防衛大臣

林 芳正 (参・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

町村 信孝 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
防災))

林 幹雄 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

茂木 敏充 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策、規制
改革))

与謝野 馨 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品
安全))

野田 聖子 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共
同参画))

中山 恭子 (参・自民)

内閣官房副長官

塩谷 立 (衆・自民)

岩城 光英 (参・自民)

二橋 正弘

副大臣

内閣府副大臣

谷本 龍哉 (衆・自民)
増原 義剛 (衆・自民)
宮澤 洋一 (衆・自民)

総務副大臣

石崎 岳 (衆・自民)
倉田 雅年 (衆・自民)

法務副大臣

佐藤 剛男 (衆・自民)

外務副大臣

伊藤 信太郎 (衆・自民)

財務副大臣

竹下 亘 (衆・自民)
平田 耕一 (衆・自民)

文部科学副大臣

松野 博一 (衆・公明)
山内 俊夫 (参・自民)

厚生労働副大臣

鴨下 一郎 (衆・自民)
渡辺 孝男 (参・公明)

農林水産副大臣

石田 祝稔 (衆・公明)
近藤 基彦 (衆・自民)

経済産業副大臣

高市 早苗 (衆・公明)
吉川 貴盛 (衆・自民)

国土交通副大臣

金子 恭之 (衆・自民)
加納 時男 (参・自民)

環境副大臣

吉野 正芳 (衆・自民)

防衛副大臣

北村 誠吾 (衆・自民)

※20.9.5 外務副大臣山本一太辞任

大臣政務官

内閣府大臣政務官

宇野 治 (衆・自民)
並木 正芳 (衆・自民)
松浪 健太 (衆・自民)

総務大臣政務官

坂本 哲志 (衆・自民)
鈴木 淳司 (衆・自民)
中村 博彦 (参・自民)

法務大臣政務官

早川 忠孝 (衆・自民)

外務大臣政務官

柴山 昌彦 (衆・自民)
西村 康稔 (衆・自民)
御法川 信英 (衆・自民)

財務大臣政務官

三ツ矢 憲生 (衆・自民)
末松 信介 (参・自民)

文部科学大臣政務官

萩生田 光一 (衆・自民)
浮島 とも子 (参・公明)

厚生労働大臣政務官

金子 善次郎 (衆・自民)
戸井田 とおる (衆・自民)

農林水産大臣政務官

江藤 拓 (衆・自民)
野村 哲郎 (参・自民)

経済産業大臣政務官

谷合 正明 (参・公明)
松村 祥史 (参・自民)

国土交通大臣政務官

谷口 和史 (衆・公明)
西銘 恒三郎 (衆・自民)
岡田 直樹 (参・自民)

環境大臣政務官

古川 禎久 (衆・自民)

防衛大臣政務官

武田 良太 (衆・自民)
岸 信夫 (参・自民)

(平成20年 9 月29日現在)

麻生内閣国務大臣

内閣総理大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

鳩山 邦夫 (衆・自民)

法務大臣

森 英介 (衆・自民)

外務大臣

中曽根 弘文 (参・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

中川 昭一 (衆・自民)

文部科学大臣

塩谷 立 (衆・自民)

厚生労働大臣

舩添 要一 (参・自民)

農林水産大臣

石破 茂 (衆・自民)

経済産業大臣

二階 俊博 (衆・自民)

国土交通大臣

金子 一義 (衆・自民) ※

環境大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

防衛大臣

浜田 靖一 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

河村 建夫 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
防災))

佐藤 勉 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

与謝野 馨 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

甘利 明 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品
安全))

野田 聖子 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共
同参画))

小渕 優子 (衆・自民)

※ 20. 9. 28 国土交通大臣中山成彬辞任、 9. 29 金子一義就任

内閣官房副長官

松本 純 (衆・自民)

鴻池 祥肇 (参・自民)

漆間 巖

副大臣

内閣府副大臣

谷本 龍哉 (衆・自民)
増原 義剛 (衆・自民)
宮澤 洋一 (衆・自民)

総務副大臣

石崎 岳 (衆・自民)
倉田 雅年 (衆・自民)

法務副大臣

佐藤 剛男 (衆・自民)

外務副大臣

伊藤 信太郎 (衆・自民)
橋本 聖子 (参・自民)

財務副大臣

竹下 亘 (衆・自民)
平田 耕一 (衆・自民)

文部科学副大臣

松野 博一 (衆・公明)
山内 俊夫 (参・自民)

厚生労働副大臣

大村 秀章 (衆・自民)
渡辺 孝男 (参・公明)

農林水産副大臣

石田 祝稔 (衆・公明)
近藤 基彦 (衆・自民)

経済産業副大臣

高市 早苗 (衆・公明)
吉川 貴盛 (衆・自民)

国土交通副大臣

金子 恭之 (衆・自民)
加納 時男 (参・自民)

環境副大臣

吉野 正芳 (衆・自民)

防衛副大臣

北村 誠吾 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

宇野 治 (衆・自民)
並木 正芳 (衆・自民)
松浪 健太 (衆・自民)

総務大臣政務官

坂本 哲志 (衆・自民)
鈴木 淳司 (衆・自民)
中村 博彦 (参・自民)

法務大臣政務官

早川 忠孝 (衆・自民)

外務大臣政務官

柴山 昌彦 (衆・自民)
西村 康稔 (衆・自民)
御法川 信英 (衆・自民)

財務大臣政務官

三ツ矢 憲生 (衆・自民)
末松 信介 (参・自民)

文部科学大臣政務官

萩生田 光一 (衆・自民)
浮島 とも子 (参・公明)

厚生労働大臣政務官

金子 善次郎 (衆・自民)
戸井田 とおる (衆・自民)

農林水産大臣政務官

江藤 拓 (衆・自民)
野村 哲郎 (参・自民)

経済産業大臣政務官

谷合 正明 (参・公明)
松村 祥史 (参・自民)

国土交通大臣政務官

谷口 和史 (衆・公明)
西銘 恒三郎 (衆・自民)
岡田 直樹 (参・自民)

環境大臣政務官

古川 禎久 (衆・自民)

防衛大臣政務官

武田 良太 (衆・自民)
岸 信夫 (参・自民)

政府特別補佐人 (20. 9. 26 承認)

人事院総裁	谷 公士	内閣法制局長官	宮崎 礼壹
公正取引委員会委員長	竹島 一彦	公害等調整委員会委員長	大内 捷司

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成 11年	145 (常 会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常 会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常 会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
14年	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
	154 (常 会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常 会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常 会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常 会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常 会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 7 年	5, 108	178, 174	28, 198	98, 157	48, 906	1, 521	1, 392	0
8 年	5, 777	177, 443	32, 185	93, 720	45, 952	2, 668	2, 918	55
9 年	5, 350	180, 875	41, 617	92, 382	42, 366	2, 287	2, 223	10
10年	5, 888	190, 272	35, 709	93, 500	57, 964	1, 515	1, 584	5
11年	5, 710	190, 554	36, 580	87, 329	62, 506	2, 727	1, 412	5
12年	5, 821	185, 764	31, 683	90, 037	60, 354	1, 996	1, 694	53
13年	9, 566	204, 028	45, 943	91, 509	61, 313	3, 063	2, 200	97
14年	10, 535	215, 057	54, 388	91, 014	63, 827	3, 297	2, 531	24
15年	10, 399	229, 835	48, 690	109, 307	61, 366	6, 850	3, 622	133
16年	11, 987	234, 882	54, 866	111, 832	58, 012	5, 759	4, 413	74
17年	13, 114	258, 096	56, 777	127, 531	63, 978	5, 808	4, 002	124
18年	17, 424	282, 398	79, 864	133, 216	58, 224	6, 855	4, 239	398
19年	20, 506	297, 876	85, 503	138, 063	61, 821	7, 587	4, 902	113
20年	25, 657	316, 381	99, 820	142, 118	60, 016	11, 147	3, 280	209

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23, 144	355	262	83	10
平成15年度	33, 371	494	354	132	8
平成16年度	44, 035	681	516	151	14
平成17年度	55, 539	832	636	159	37
平成18年度	65, 548	975	738	183	54
平成19年度	65, 926	1, 019	808	154	57
平成20年度 4 月	2, 279	47	7	35	5
5 月	6, 314	101	42	59	0
6 月	5, 570	79	55	21	3
7 月	2, 033	30	17	4	9
8 月	542	23	0	1	22
9 月	2, 723	43	32	8	3
10月	7, 951	112	102	7	3
11月	9, 681	133	121	8	4
12月	10, 636	145	143	0	2
(年度途中計)	47, 729	713	519	143	51

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
スーダン共和国及びウガンダ共和国に対する我が国の政府開発援助並びに英国及び主要先進国における海外援助の制度と動向に関する調査 (20. 6. 19 議長決定)	英国 ウガンダ スーダン フランス	20. 8. 14 ～ 8. 25	武内 則男君(民主) 椎名 一保君(自民)	20. 11. 7 議院運営委員会 に報告書提出
ドイツ連邦共和国及びスウェーデン王国の政府開発援助政策の動向等に関する調査 (20. 6. 26 議長決定)	ドイツ スウェーデン	20. 8. 17 ～ 8. 25	櫻井 充君(民主) 白 眞勲君(民主) 谷川 秀善君(自民) 魚住 裕一郎君(公明)	20. 11. 7 議院運営委員会 に報告書提出
ラオス人民民主共和国、タイ王国及びカンボジア王国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (20. 6. 26 議長決定)	ラオス タイ カンボジア	20. 8. 19 ～ 8. 27	中村 哲治君(民主) 轟木 利治君(民主) 広田 一君(民主) 中川 雅治君(自民)	20. 11. 7 議院運営委員会 に報告書提出
フィジー諸島共和国及びツバルに対する我が国の政府開発援助に関する調査 (20. 7. 2 議長決定)	フィジー ツバル	20. 8. 23 ～ 8. 30	溝手 顕正君(自民) 亀井 亜紀子君(民主) 藤田 幸久君(民主) 水戸 将史君(民主) 森 まさこ君(自民)	20. 11. 7 議院運営委員会 に報告書提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第29回日本・EU議員会議 出席 (20. 5. 20 議長決定)	ベルギー オーストリア	20. 6. 1 ～ 6. 7	相原 久美子君(民主) 中村 博彦君(自民)	20. 9. 24 議院運営委員会 に報告書提出
第5回アジア欧州議員会議 (ASEP) 出席 (20. 6. 5 議長決定)	中国	20. 6. 18 ～ 6. 21	今野 東君(民主) 野村 哲郎君(自民)	20. 9. 24 議院運営委員会 に報告書提出
第29回ASEAN議員会議 (AIPA) 総会出席 (20. 7. 30 議長決定)	シンガポール	20. 8. 19 ～ 8. 23	鈴木 陽悦君(民主) 川合 孝典君(民主) 浅野 勝人君(自民)	20. 10. 16 議院運営委員会 に報告書提出
WTOに関する議員会議・ 2008年年次会合出席 (20. 8. 29 議長決定)	スイス	20. 9. 9 ～ 9. 14	大河原 雅子君(民主) 市川 一朗君(自民)	20. 11. 7 議院運営委員会 に報告書提出
欧州評議会議員会議・第17 回経済協力開発機構(OECD) 活動拡大討議出席 (20. 9. 22 議長決定)	フランス	20. 9. 28 ～ 10. 3	金子 恵美君(民主)	20. 11. 21 議院運営委員会 に報告書提出

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第1回日本・米国議員会議出席 (20. 5.30 議長決定)	米国	20. 6.15 ～ 6.20	林 芳正君(自民) ツルネンマルティ君(民主) 室井 邦彦君(民主) 松村 祥史君(自民)	20. 9.24 議院運営委員会 に報告書提出
東ティモール民主共和国国民議会議長及びタイ王国上院議長の招待による両国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (20. 6.13 議長決定)	東ティモール タイ インド インドネシア	20. 6.25 ～ 7. 4	(議長) 江田 五月君(無) 興石 東君(民主) 尾辻 秀久君(自民) 白浜 一良君(公明)	20. 9.24 議院運営委員会 に報告書提出
クロアチア共和国国会の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (20. 6.25 議長決定)	フランス イタリア クロアチア	20. 7. 8 ～ 7.21	(副議長) 山東 昭子君(無) 家西 悟君(民主) 山内 俊夫君(自民) 木庭 健太郎君(公明)	20. 9.24 議院運営委員会 に報告書提出
スイス連邦国会公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (20. 7. 3 議長決定)	フランス スイス ベルギー ドイツ	20. 7.11 ～ 7.19	小川 勝也君(民主) 池口 修次君(民主) 榛葉 賀津也君(民主) 岡田 直樹君(自民) 世耕 弘成君(自民) 山下 栄一君(公明)	20. 9.24 議院運営委員会 に報告書提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
スーダン共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国及びフランス共和国における経済・社会保障・労働・貧困問題等国民生活に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (20. 6. 26 議長決定)	スーダン ケニア タンザニア フランス	20. 7. 12 ～ 7. 22	矢野 哲朗君(自民) 中谷 智司君(民主) 藤原 良信君(民主) 舟山 康江君(民主) 松山 政司君(自民)	20. 9. 24 議院運営委員会 に報告書提出
ドイツ連邦共和国、デンマーク王国及び英国における地球温暖化問題への取組に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (20. 6. 26 議長決定)	ドイツ デンマーク 英国	20. 7. 15 ～ 7. 24	石井 一君(民主) 風間 直樹君(民主) 高嶋 良充君(民主) 愛知 治郎君(自民) 荒井 広幸君(自民)	20. 9. 24 議院運営委員会 に報告書提出
カナダ及びアメリカ合衆国における少子高齢時代における外国人労働者の受入れと地域社会での共生問題に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (20. 7. 3 議長決定)	カナダ アメリカ	20. 7. 20 ～ 7. 27	田名部 匡省君(民主) 大石 尚子君(民主) 藤谷 光信君(民主) 礪崎 陽輔君(自民) 島尻 安伊子君(自民)	20. 9. 24 議院運営委員会 に報告書提出
インド、シンガポール共和国及びベトナム社会主義共和国における交通政策、都市政策、災害対策等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (20. 7. 7 議長決定)	インド シンガポール ベトナム	20. 7. 30 ～ 8. 8	山下 八洲夫君(民主) 大久保 潔重君(民主) 塚田 一郎君(自民) 遠山 清彦君(公明) 紙 智子君(共産)	20. 11. 7 議院運営委員会 に報告書提出

8 国会に対する報告等 (20.6.22～12.25)

第169回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年 月 日	報 告 等 の 名 称
平成20年	
7. 1(火)	○ 教育振興基本計画(平成20年 7 月) ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成20年 7 月)
4(金)	○ 平成19年度第 4 ・ 四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず。)
7(月)	○ 平成19年度第 4 ・ 四半期国庫の状況
22(火)	○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成20年 1 月 1 日から同年 6 月30日まで)
25(金)	○ 会計検査院法第30条の 2 の規定に基づく「厚生労働省において、療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険における退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの」の報告(平成20年 7 月) ○ 会計検査院法第30条の 2 の規定に基づく「独立行政法人日本芸術文化振興会において、広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの」の報告(平成20年 7 月) ○ 会計検査院法第30条の 2 の規定に基づく「国及び国が資本金の二分の一以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について」の報告(平成20年 7 月) ○ 会計検査院法第30条の 2 の規定に基づく「国土交通省において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」の報告(平成20年 7 月) ○ 会計検査院法第30条の 2 の規定に基づく「独立行政法人水資源機構において、談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの」の報告(平成20年 7 月)
29(火)	○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成20年 7 月) ○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成20年 7 月) ○ ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果(平成20年 7 月) ○ 平成19年度公害等調整委員会年次報告書
8. 11(月)	○ 一般職の職員の給与等についての報告、給与の改定についての勧告、勤務時間の改定についての勧告及び公務員人事管理についての報告
9. 10(水)	○ 会計検査院法第30条の 3 の規定に基づく「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の報告(平成20年 9 月) ○ 会計検査院法第30条の 3 の規定に基づく「独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しているスポーツ振興くじに関する会計検査の結果について」の報告(平成20年 9 月)
12(金)	○ 平成19年度国立国会図書館年報
16(火)	○ 平成19年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。) ○ 平成19年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成19年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
19(金)	○ ネパール国際平和協力業務実施計画の変更(平成20年 9 月) ○ ネパール国際平和協力業務の実施の状況(平成20年 9 月)
24(水)	○ 平成20年度第 1 ・ 四半期予算使用の状況 ○ 平成20年度第 1 ・ 四半期国庫の状況

26(金)	○ 平成19年度公正取引委員会年次報告
30(火)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成20年1月18日から同年9月23日まで)
10. 3(金)	○ スーダン国際平和協力業務実施計画(平成20年10月)
8(水)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省所管の政府開発援助に関する会計検査の結果について」の報告(平成20年10月)
	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に関する会計検査の結果について」の報告(平成20年10月)
	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」の報告(平成20年10月)
24(金)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更(平成20年10月)
	○ 平成19年度犯罪被害者等施策
28(火)	○ 平成19年度食育推進施策
31(金)	○ 平成19年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況
11. 7(金)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」の報告(平成20年11月)
21(金)	○ 平成19年度国の債権の現在額総報告
	○ 平成19年度物品増減及び現在額総報告
25(火)	○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成19年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
12. 12(金)	○ 地方分権改革推進委員会第二次勧告(平成20年12月)
	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成20年12月)
	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成20年12月)
16(火)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	○ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	○ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	○ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	○ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	○ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	○ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
17(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「独立行政法人における食事手当等の現金の支給について」の報告(平成20年12月)
19(金)	○ 平成20年度第2・四半期予算使用の状況
	○ 平成20年度第2・四半期国庫の状況
24(水)	○ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更(平成20年12月)

9 国会関係日誌 (20.6.22～12.25)

※日付は原則として現地時間

年 月 日	事 項
【第169回国会（常会）閉会後】	
平成20年	
6. 22(日)	○ 井上裕元参議院議員(元参議院議長)逝去
23(月)	○ 沖縄全戦没者追悼式(江田議長出席)
25(水)	○ 議長一行海外派遣(東ティモール、タイ、インド、～7月4日)
7. 2(水)	○ 吉川博元参議院議員逝去
	○ 参・災害対策特別委員会委員派遣(岩手県・宮城県)
7(月)	○ 裁判官訴追委員会、スーパースター規制法違反で起訴された下山芳晴宇都宮地裁判事から、甲府刑務所において事情聴取
	○ 北海道洞爺湖サミット(～9日)
8(火)	○ 副議長一行海外派遣(フランス、イタリア、クロアチア、～21日)
9(水)	○ 参・議院運営委理事会(国会同意人事案件削減の議論開始に基本合意)
13(日)	○ 鹿児島県知事選、伊藤祐一郎氏再選
14(月)	○ 村岡兼造元官房長官の政治資金規正法違反事件で最高裁が上告棄却、有罪が確定
29(火)	○ 平成21年度予算概算要求基準(シーリング)を閣議了解
8. 2(土)	○ 福田改造内閣発足
3(日)	○ 山口県知事選、二井関成氏4選
6(水)	○ 広島市原爆死没者慰霊式・平和祈念式(江田議長出席)
7(木)	○ 参・災害対策特別委員会委員派遣(石川県)
8(金)	○ 久保田真苗元参議院議員(元経済企画庁長官)逝去
	○ 北京オリンピック開幕(～24日)
9(土)	○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典(山東副議長出席)
11(月)	○ 柳岡秋夫元参議院議員逝去
14(木)	○ 参・ODA調査派遣第4班(英国、ウガンダ、スーダン、フランス、～25日)
15(金)	○ 全国戦没者追悼式(江田議長出席)
17(日)	○ 参・ODA調査派遣第3班(ドイツ、スウェーデン、～25日)
19(火)	○ 参・ODA調査派遣第1班(ラオス、タイ、カンボジア、～27日)
23(土)	○ 参・ODA調査派遣第2班(フィジー、ツバル、～30日)
30(土)	○ 小島慶三元参議院議員逝去
9. 1(月)	○ 福田総理辞任表明
2(火)	○ 遠山清彦参議院議員辞職(議長許可)、草川昭三氏繰上補充当選(12日)
5(金)	○ 辻一彦元参議院議員逝去
9(火)	○ 裁判官訴追委員会、下山芳晴宇都宮地裁判事の裁判官弾劾裁判所への訴追を決定
12(金)	○ 参・災害対策特別委(局地的な集中豪雨対策等に関する調査)
14(日)	○ 山口光一元参議院議員逝去
18(木)	○ 参・厚生労働委(厚生年金の記録改ざん問題等に関する調査)
	○ 参・農林水産委(事故米穀の不正流通問題等に関する調査)
19(金)	○ 参・財政金融委(金融、証券市場をめぐる諸問題に関する調査)
	○ 臨時会召集を閣議決定
	○ 太田誠一農林水産大臣辞任、町村信孝官房長官兼任
21(日)	○ 民主党代表選挙集会(臨時党大会)(小沢一郎代表の3選を承認)
22(月)	○ 自由民主党大会に代わる両院議員総会(麻生太郎幹事長を総裁に選出)
23(火)	○ 公明党全国大会(太田昭宏代表を再任)

【第170回国会（臨時会）】

9. 24(水)
 - 第170回国会召集
 - 福田内閣総辞職
 - 参・本会議(議席の指定、常任委員長の選挙(法務)、特別委設置(災害)、内閣総理大臣の指名(小沢一郎君を指名))
 - 衆・本会議(議席の指定、会期の件(11月30日までの68日間)、常任委員長の選挙・特別委設置(災害)、内閣総理大臣の指名(麻生太郎君を指名))
 - 内閣総理大臣の指名両院協議会、成案を得ず、衆議院の指名が国会の議決となる
 - 麻生内閣発足
- 25(木)
 - 李建国・中国全人代常務委員会副委員長一行参議院訪問
 - 麻生総理、国連総会で演説(米国)
- 28(日)
 - 中山成彬国土交通大臣辞任、29日、後任に金子一義衆議院議員が就任
- 29(月)
 - 参・本会議(常任委員長辞任(内閣、文教科学、国土交通、環境、行政監視)・選挙(内閣、文教科学、国土交通、環境、予算、行政監視、懲罰)、特別委設置(沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA)、所信表明・財政演説)
 - 衆・本会議(常任委員長辞任・選挙、特別委設置、所信表明・財政演説)
 - 開会式
 - 平成20年度補正予算閣議決定
10. 1(水)
 - 衆・本会議(代表質問①)全大臣出席
 - 観光庁(国土交通省の外局)設立
- 2(木)
 - 参・本会議(代表質問①)全大臣出席
 - 衆・本会議(代表質問②)全大臣出席
- 3(金)
 - 参・本会議(代表質問②)全大臣出席
- 5(日)
 - 土屋義彦元参議院議員(元参議院議長)逝去
- 6(月)
 - 衆・予算委(平成20年度補正予算:基本的質疑)全大臣出席
- 7(火)
 - 衆・予算委(平成20年度補正予算:基本的質疑)全大臣出席
- 8(水)
 - 衆・予算委(平成20年度補正予算:締めくくり質疑・討論・採決(可決))全大臣出席
 - 衆・本会議(平成20年度補正予算:討論・採決(可決))
- 14(火)
 - 参・予算委(平成20年度補正予算:総括質疑)全大臣出席
 - 参議院で国会内献血を実施
- 15(水)
 - 参・予算委(平成20年度補正予算:総括質疑)全大臣出席
- 16(木)
 - 参・予算委(平成20年度補正予算:締めくくり質疑・採決(可決))全大臣出席
 - 参・本会議(平成20年度補正予算:採決(可決))
- 18(土)
 - 仲川幸男元参議院議員逝去
- 19(日)
 - 新潟県知事選、泉田裕彦氏再選
 - 富山県知事選、石井隆一氏再選
- 21(火)
 - 参・議院運営委(検査官候補者・日本銀行副総裁候補者から所信聴取・質疑)
 - 衆・本会議(補給支援特措法改正案:討論・採決(可決))
- 22(水)
 - 参・本会議(補給支援特措法改正案:趣旨説明・質疑)
- 23(木)
 - 秋の園遊会
- 24(金)
 - 参・本会議(同意人事案件:検査官・日本銀行副総裁の任命に同意)、同日、衆議院同意
 - 麻生総理、ASEM首脳会合出席(中国、～25日)
- 26(日)
 - 岡山県知事選、石井正弘氏4選
- 28(火)
 - 参・外交防衛委(補給支援特措法改正案:質疑)総理出席
 - 衆・本会議(金融機能強化法改正案:趣旨説明・質疑)総理出席
- 30(木)
 - 上田耕一郎元参議院議員逝去
11. 6(木)
 - 衆・本会議(金融機能強化法改正案:討論・採決(修正議決))
- 7(金)
 - 参・本会議(金融機能強化法改正案:趣旨説明・質疑)総理出席
- 11(火)
 - 参・外交防衛委(補給支援特措法改正案:質疑)前防衛省航空幕僚長田母神俊雄参考人出席

13(木)	○ 参・外交防衛委(補給支援特措法改正案及び外交、防衛等に関する調査(文民統制の在り方に関する件):質疑)総理出席
14(金)	○ 麻生総理、金融・世界経済に関する首脳会合(金融サミット)出席(米国、～15日)
16(日)	○ 栃木県知事選、福田富一氏再選
17(月)	○ 麻生総理(自民党総裁)と小沢民主党代表との党首会談
20(木)	○ 小谷守元参議院議員逝去
22(土)	○ 麻生総理、APEC首脳会議出席(ペルー、～23日)
26(水)	○ 参・本会議(平成19年度決算:概要報告・質疑)全大臣出席
28(金)	○ 国家基本政策委員会合同審査会(第1回)
	○ 衆・本会議(会期を12月25日まで25日間延長することを議決)
12. 3(水)	○ 下山芳晴宇都宮地裁判事、裁判官弾劾裁判所第1回公判
4(木)	○ カチンスキ・ポーランド共和国大統領参議院訪問
5(金)	○ 衆・予算委(金融・経済、年金・医療に関する集中審議)総理出席
7(日)	○ 金石清禅元参議院議員逝去
10(水)	○ 参・予算委(経済・社会保障に関する集中審議)総理出席
11(木)	○ 参・外交防衛委(補給支援特措法改正案:質疑・討論・採決(否決))
	○ 参・財政金融委(金融機能強化法改正案:質疑・討論・採決(修正議決))総理出席
	○ 衆・本会議(郵政株式会社等の株式処分停止法案(第168回国会参第7号):討論・採決(否決))
12(金)	○ 参・本会議(補給支援特措法改正案:討論・採決(否決)、金融機能強化法改正案:採決(修正議決))
	○ 衆・本会議(補給支援特措法改正案:衆議院議決案再可決、金融機能強化法改正案:参議院回付案不同意・衆議院議決案再可決)
13(土)	○ 麻生総理、日中韓首脳会議出席(福岡)
15(月)	○ 参・決算委(平成19年度決算外2件:全般質疑)全大臣出席
	○ 民主・社民、緊急雇用対策関連4法案を参議院へ提出
16(火)	○ 瀬谷英行元参議院議員(元参議院副議長)逝去
	○ 常会召集を閣議決定
17(水)	○ 上田哲元参議院議員逝去
18(木)	○ 参・厚生労働委(緊急雇用対策関連4法案:趣旨説明・質疑・採決(可決))
19(金)	○ 参・本会議(厚生労働委員長解任決議案:趣旨説明・討論・採決(否決)、緊急雇用対策関連4法案:採決(可決))
	○ 参議院改革協議会
	○ 参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)
20(土)	○ 平成20年度第2次補正予算閣議決定
24(水)	○ 参・本会議(請願、会期末処理、参議院の審議権尊重に関する決議案:趣旨説明・採決(可決))
	○ 衆・本会議(緊急雇用対策関連4法案:討論・採決(否決)、衆議院解散要求決議案:趣旨説明・討論・採決(否決)、請願、会期末処理)
	○ 平成21年度予算閣議決定
	○ 下山芳晴宇都宮地裁判事、裁判官弾劾裁判所第2回公判(罷免判決)
25(木)	○ 第170回国会閉会